2. 社会的状况

2.1 人口及び産業

2.1.1人口の状況

(1) 人口、世帯数の状況

対象区域に該当する市町における令和2年10月1日現在の人口及び世帯数を表3-2.1に、昭和50年から令和2年の45年間の人口の推移を図3-2.1に示します。

行橋市の人口は 71,501 人、世帯数は 30,491 世帯、築上町の人口は 17,202 人、世帯数は 6,961 世帯、みやこ町の人口は 18,838 人、世帯数は 7,347 世帯、豊前市の人口は 24,411 人、世帯数は 9,893 世帯となっています。

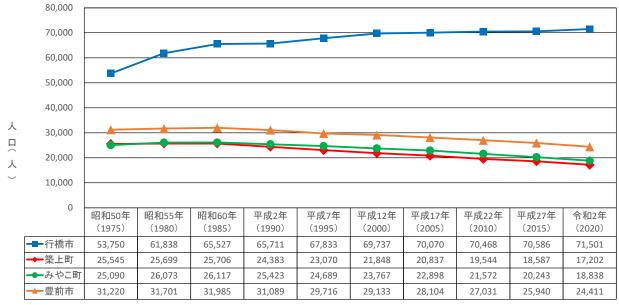
人口の推移の状況は、行橋市は増加傾向、築上町、みやこ町、豊前市は減少傾向にあります。

表 3-2.1 人口・世帯数の状況

項目	行橋市	築上町	みやこ町	豊前市
人口 (人)	71, 501	17, 202	18, 838	24, 411
世帯数 (世帯)	30, 491	6, 961	7, 347	9, 893
1世帯の平均人口(人)	2. 3	2. 5	2.6	2. 5

注:令和2年10月1日現在の人口です。

出典:「福岡県オープンデータサイト 令和2年度国勢調査」令和3年6月25日更新 福岡県



注1:各年とも10月1日現在の人口です。

注2:昭和50年~平成17年は、築上町については合併前の椎田町・築城町の数値を合算、みやこ町 については合併前の犀川町・勝山町・豊津町の数値を合算しました。

出典:「統計情報アーカイブ 国勢調査人口」令和3年6月現在 福岡県

「福岡県オープンデータサイト 平成 27 年度国勢調査」平成 30 年 3 月 2 日更新 福岡県「福岡県オープンデータサイト 令和 2 年度国勢調査」令和 3 年 6 月 25 日更新 福岡県

図 3-2.1 周辺市町における人口の推移

(2) 人口分布 (男女年齢別) の状況

対象区域に該当する市町における令和元年 10 月 1 日現在の男女年齢別人口を表 3-2.2 に示します。

行橋市の総数は男性が 34,019 人、女性が 37,082 人、築上町の総数は男性が 8,363 人、女性が 8,993 人、みやこ町の総数は男性が 8,792 人、女性が 10,142 人、豊前市の総数は男性が 11,573 人、女性が 13,093 人です。築上町の女性、みやこ町の女性、豊前市の女性では 85 歳以上の人口が、また、みやこ町の男性では 70~74 歳の人口が最も多く、それ以外では 65~69 歳の人口が最も多くなっています。

表 3-2.2 人口分布(男女年齢別)の状況

単位:人

F IbA		行橋市			築上町			みやこ町	-		豊前市	
年齢	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
0 ~ 4歳	1, 614	1, 494	3, 108	284	278	562	281	279	560	414	407	821
5 ~ 9歳	1, 641	1, 572	3, 213	331	321	652	324	320	644	498	496	994
10~14歳	1,629	1, 585	3, 214	383	366	749	367	394	761	514	486	1,000
15~19 歳	1, 757	1, 723	3, 480	437	359	796	432	417	849	603	538	1, 141
20~24 歳	1, 628	1, 470	3, 098	528	275	803	357	340	697	488	384	872
25~29 歳	1, 497	1, 407	2, 904	388	272	660	238	239	477	355	368	723
30~34 歳	1,860	1, 795	3, 655	379	338	717	310	313	623	469	500	969
35~39 歳	2, 119	2,004	4, 123	432	367	799	404	373	777	577	584	1, 161
40~44 歳	2, 298	2, 302	4,600	485	485	970	483	510	993	742	729	1, 471
45~49 歳	2, 587	2, 584	5, 171	567	533	1, 100	606	567	1, 173	820	792	1,612
50~54歳	2, 099	2, 214	4, 313	435	467	902	520	567	1, 087	670	726	1, 396
55~59 歳	1, 969	2, 171	4, 140	436	464	900	510	555	1,065	700	719	1, 419
60~64歳	2, 187	2, 317	4, 504	550	650	1, 200	665	705	1, 370	780	896	1, 676
65~69 歳	2, 616	2, 894	5, 510	717	751	1, 468	889	951	1,840	1,017	1, 111	2, 128
70~74歳	2, 369	2, 881	5, 250	696	813	1, 509	890	925	1,815	973	1, 124	2, 097
75~79 歳	1, 884	2, 384	4, 268	551	744	1, 295	648	835	1, 483	808	989	1, 797
80~84 歳	1, 174	1,812	2, 986	406	643	1, 049	439	685	1, 124	546	844	1, 390
85 歳以上	983	2, 421	3, 404	341	865	1, 206	434	1, 169	1,603	453	1, 279	1, 732
年齢不詳	109	56	165	21	8	29	3	2	5	152	128	280
計算不能	-1	-4	-5	-4	-6	-10	-8	-4	-12	-6	-7	-13
総数	34, 019	37, 082	71, 101	8, 363	8, 993	17, 356	8, 792	10, 142	18, 934	11, 573	13, 093	24, 666

注1: 令和元年10月1日現在の人口です。

注2:年齢不詳とは、性別以外の項目が不詳であり、日本人と外国人の区別がつかないことをいいます。

注3: 計算不能とは、国勢調査と住民基本台帳との人口の把握方法に違いがあることで、死亡者及び転出者が、届出を受けた市町村の(推計)人口に含まれていない場合に生じます。人口から該当する人口を減ずることができないため、別途「計算不能」にマイナス値として計上しています。

出典:「福岡県オープンデータサイト 令和元年福岡県の人口と世帯年報」令和2年3月31日更新 福岡県

2.1.2 産業の状況

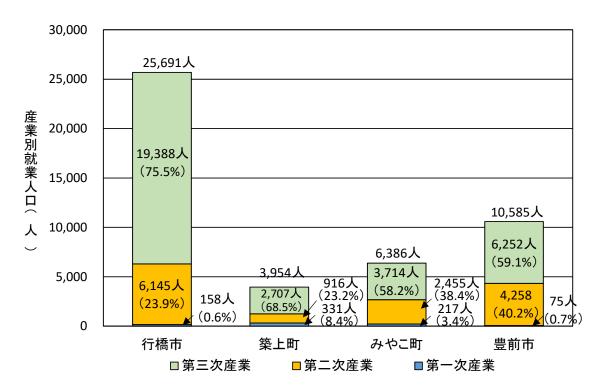
(1) 産業構造、産業人口の状況

対象区域に該当する市町における平成 28 年の産業別就業人口の状況を図 3-2.2 及び表 3-2.3 に示します。

就業人口は、行橋市 25,691 人、築上町 3,954 人、みやこ町 6,386 人、豊前市 10,585 人となっています。

産業別就業人口の割合を見ると、行橋市は第一次産業が 0.6%、第二次産業が 23.9%、第三次産業が 75.5%、築上町は第一次産業が 8.4%、第二次産業が 23.2%、第三次産業が 68.5%、みやこ町は第一次産業が 3.4%、第二次産業が 38.4%、第三次産業が 58.2%、豊前市は第一次産業が 0.7%、第二次産業が 40.2%、第三次産業が 59.1%であり、4 市町とも第三次産業の割合が高くなっています。

産業別(大分類)では、行橋市は卸売業,小売業が22.0%、医療,福祉が20.8%、築上町は医療,福祉が22.3%、卸売業,小売業が19.5%、みやこ町は製造業が29.8%、医療,福祉が22.9%、豊前市は製造業が35.7%、医療,福祉が18.4%を占めています。



注1: 平成28年6月1日現在の数値です。

注2:図中の数値は公営を含まない数値です。

注3:四捨五入の関係上、産業別就業人口構成比の合計が100%にならない場合があります。 出典:「平成28年経済センサスー活動調査」平成30年6月28日公開 総務省・経済産業省

図 3-2.2 産業別就業人口の状況

表 3-2.3 産業別就業人口の構成

		行相	喬市	築」	上町	みや	こ町	豊前市	
	産業(大分類)	総数(人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)	総数 (人)	構成比 (%)
第一次産業	農林漁業	158	0.6	331	8.4	217	3. 4	75	0.7
	鉱業, 採石業, 砂利採取業	_	-	1	-	20	0.3	3	0.0
第二次産業	建設業	1, 232	4.8	522	13. 2	533	8.3	477	4. 5
	製造業	4, 913	19. 1	394	10.0	1,902	29.8	3, 778	35. 7
	電気・ガス・熱供給・水道業	170	0.7	İ	-	ı	-	82	0.8
	情報通信業	108	0.4	1	0.0	1	-	9	0.1
	運輸業, 郵便業	878	3. 4	182	4.6	371	5.8	321	3.0
	卸売業,小売業	5, 647	22. 0	771	19. 5	810	12. 7	1, 863	17.6
	金融業, 保険業	464	1.8	33	0.8	8	0. 1	158	1.5
	不動産業,物品賃貸業	456	1.8	28	0.7	28	0.4	57	0.5
第三次産業	学術研究, 専門・技術サービス業	399	1.6	81	2.0	83	1.3	189	1.8
	宿泊業、飲食サービス業	2, 187	8. 5	245	6. 2	392	6. 1	598	5. 6
	生活関連サービス業,娯楽業	1,085	4. 2	169	4. 3	276	4. 3	270	2.6
	教育, 学習支援業	542	2. 1	34	0.9	19	0.3	111	1.0
	医療,福祉	5, 338	20.8	881	22. 3	1, 465	22. 9	1, 947	18. 4
	複合サービス事業	346	1. 3	67	1.7	70	1. 1	228	2. 2
	サービス業 (他に分類されないもの)	1, 768	6. 9	215	5. 4	192	3. 0	419	4.0
% 1	合 計	25, 691	100.0	3, 954	100.0	6, 386	100.0	10, 585	100.0

注1:平成28年6月1日現在の数値です。

注2:図中の数値は公営を含まない数値です。

注3:四捨五入の関係上、構成比の合計が100%にならない場合があります。

注4:「一」は該当の数字がないものです。

出典:「平成28年経済センサスー活動調査」平成30年6月28日公開 総務省・経済産業省

(2) 農業の状況

対象区域に該当する市町における平成 27 年の作物別の作付経営体数及び作付面積を表 3-2.4 に示します。作付面積は、いずれの市町においても水稲が最も多くを占めています。

表 3-2.4(1) 作物別作付経営体数と作付面積

	行桶	喬市	築上	:町	みや	こ町	豊自	
品目	作付 経営体数	作付面積	作付 経営体数	作付面積	作付 経営体数	作付面積	作付 経営体数	作付面積
	(経営体)	(ha)	(経営体)	(ha)	(経営体)	(ha)	(経営体)	(ha)
水稲	802	947	756	909	1,008	925	636	655
陸稲	1	X	=	-	1	X	-	-
小 麦	2	X	14	74	21	46	34	93
大麦・裸麦	16	181	68	279	41	282	36	82
そば	-	_	1	X	10	9	6	3
その他の雑穀	1	X	2	X	9	3	3	1
ばれいしょ	5	0	11	1	19	1	7	0
かんしょ	6	0	5	0	5	0	6	2
大 豆	17	91	39	137	142	329	17	41
小 豆	2	X	2	X	6	0	2	X
その他の豆類	3	0	5	0	9	0	6	0
さとうきび	_	_	1	X	-	-	_	_
たばこ	_	_	_	-	-	ı	_	ı
茶	_	-	-	-	1	X	6	5
てんさい (ビート)	-	-	-	-	-	-	-	-
こんにゃくいも	_	_	_	_	1	X	_	_
その他の 工芸農作物	_	_	5	16	1	X	_	-
だいこん	49	4	33	2	60	X	30	Х
にんじん	21	1	17	0	27	1	15	0
さといも	23	1	28	2	44	2	16	0
やまのいも	1	X	7	0	6	0	2	Х
はくさい	41	2	36	1	61	X	29	1
キャベツ	25	3	27	9	39	X	20	X
ほうれんそう	33	5	20	X	19	1	18	X
レタス	3	0	42	X	11	X	32	Х
ね ぎ	14	2	16	X	52	5	10	Х
たまねぎ	23	1	26	1	40	1	25	1
ブロッコリー	12	2	25	3	33	X	30	16
きゅうり	12	X	25	X	37	1	15	Х
なす	13	0	34	2	40	X	20	1
トマト	17	X	20	X	22	1	18	X
ピーマン	8	X	11	X	20	X	12	0

注1:平成27年2月1日現在の値です。

注2:表中に使用した記号は次のとおりです。

「0」: 単位に満たないもの。(例: 0.4ha → 0ha)

「一」:調査は行ったが事実のないもの。

「X」:個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

出典:「2015 年農林業センサス」平成 28 年 12 月 27 日公開 農林水産省

表 3-2.4(2) 作物別作付経営体数と作付面積

	行格	喬市	築上	:町	みや	こ町	豊自	前市
品目	作付 経営体数	作付面積	作付 経営体数	作付面積	作付 経営体数	作付面積	作付 経営体数	作付面積
	(経営体)	(ha)	(経営体)	(ha)	(経営体)	(ha)	(経営体)	(ha)
いちご	7	1	34	5	27	4	22	4
メロン	4	X	1	X	2	X	1	X
すいか	12	X	5	X	4	0	9	0
その他の野菜	24	X	48	9	76	10	48	16
温州みかん	3	1	1	X	2	X	4	10
その他かんきつ	13	1	8	1	5	1	23	13
りんご	_	_	_	_	1	X	-	_
ぶどう	7	0	3	X	6	4	2	X
日本なし	16	4	3	1	5	X	-	_
西洋なし	_	_	_	-	_	-	_	_
t t	41	6	8	2	9	2	1	X
おうとう	_	_	1	X	_	-	_	_
びわ	1	X	_	-	_	-	2	X
か き	4	0	1	X	4	0	10	1
くり	3	0	4	0	6	1	10	5
う め	3	0	4	1	11	6	5	1
すもも	5	0	_	-	1	X	3	0
キウイフルーツ	1	X	-	-	1	X	1	X
パインアップル	-	-	-	-	ı	-	-	-
その他の果樹	73	13	20	4	29	X	18	X

注1:平成27年2月1日現在の値です。

注2:表中に使用した記号は次のとおりです。

「0」: 単位に満たないもの。(例:0.4ha → 0ha)

「一」: 調査は行ったが事実のないもの。

「X」:個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

出典: 「2015 年農林業センサス」 平成 28 年 12 月 27 日公開 農林水産省

(3) 水産業の状況

対象区域に該当する市町における平成30年の魚種別の漁獲量を表3-2.5に示します。漁獲量は、行橋市ではその他の魚類が最も多く、次いでその他のいか類、その他の水産動物類等が多くを占め、築上町ではその他の魚類が最も多く、次いですずき類、その他のいか類等が多くを占め、豊前市ではその他の魚類が最も多く、次いでその他の水産動物類、その他のえび類が多くを占めています。みやこ町は海に面していないため、漁獲実績はありません。

表 3-2.5 主な魚種別の漁獲量

	魚	 A. 種		漁獲量 (t)	
	况	R 1里	行橋市	築上町	豊前市
魚 類	合計		204	59	224
		さめ類	_	_	0
		このしろ	7	4	8
		いわし類	_	_	0
		あじ類	_	_	0
		ぶり類	_	1	0
		ひらめ・かれい類	35	1	32
		あなご類	X	0	1
		たちうお	X	_	_
		たい類	19	6	17
		さわら類	0	_	7
		すずき類	19	7	17
		ふぐ類	1	0	0
		その他の魚類	119	41	143
えび類	合計		46	0	58
		くるまえび	10	0	1
		その他のえび類	36	0	57
かに類	合計		41	3	28
		がざみ類	41	3	28
貝 類	合計		28	2	25
		あさり類	3	0	1
		その他の貝類	25	1	23
いか類	合計		55	7	26
		その他のいか類	55	7	26
たこ類			13	3	22
その他のフ	水産動物)類	46	0	62
海藻類	合計		_	_	2
		その他の海藻類	_	_	2
	漁獲	 量合計	434	74	447

注1: 平成30年1月1日から12月31日までの統計値です。

注2:表中に使用した記号は次のとおりです。

「0」: 単位に満たないもの。(例:0.4t → 0t)

「-」: 事実のないもの。

「x」: 個人又は法人その他団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

注3:みやこ町は海に面していないため、漁獲実績はありません。

出典:「海面漁業生産統計調査 平成30年市町村別データ」令和2年3月19日公開 農林水産省

(4) 林業の状況

福岡県における令和元年度の伐採面積と材積を表 3-2.6 に示します。伐採面積は針葉樹が 753ha、広葉樹が 74ha、伐採材積量は針葉樹が 445,273m³、広葉樹が 7,151m³で針葉樹の割合が多くを占めています。

表 3-2.6 民有林の伐採面積、材積量

		主	伐		
	面 積(ha)			材 積 (m³)	
針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計
753	74	827	445, 273	7, 151	452, 424

注1: 主伐には被害木は含まない。

注2:四捨五入の関係により合計と内訳が一致しない場合があります。

出典:「福岡県農林水産業・農山漁村の動向 -令和元年度 農林水産白書-」令和2年7月 福岡県

(5) 工業の状況

対象区域に該当する市町における令和 2 年の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等を表 3-2.7 に示します。行橋市の事業所数は 80 事業所、製造品出荷額は 139,264 百万円、築上町の事業所数は 9 事業所、製造品出荷額は 10,834 百万円、みやこ町の事業所数は 38 事業所、製造品出荷額は 80,210 百万円、豊前市の事業所数は 52 事業所、製造品出荷額は 118,694 百万円となっています。

表 3-2.7 工業の状況

	行橋市	築上町	みやこ町	豊前市
事業所数	80	9	38	52
従業者数 (人)	4, 926	300	1, 951	3, 688
製造品出荷額等(百万円)	139, 264	10,834	80, 210	118, 694

注:令和2年6月1日現在の数値です。

出典:「令和2年工業統計調査速報」令和3年3月 福岡県企画・地域振興部調査統計課

(6) 商業の状況

対象区域に該当する市町における平成 28 年の卸売業・小売業の事業所数、従業者数及び年間 商品販売額を表 3-2.8 に示します。行橋市の事業所数は 568 事業所、年間商品販売額は 106,301 百万円、築上町の事業所数は 133 事業所、年間商品販売額は 11,762 百万円、みやこ町の事業所数は 125 事業所、年間商品販売額は 10,669 百万円、豊前市の事業所数は 263 事業所、年間商品販売額は 29,572 百万円となっています。

表 3-2.8 商業の状況

	行橋市	築上町	みやこ町	豊前市
事業所数	568	133	125	263
従業者 (人)	4, 598	614	634	1,603
製造品出荷額等(百万円)	106, 301	11, 762	10, 669	29, 572

注:平成28年6月1日現在の数値です。

出典:「平成28年経済センサス-活動調査 産業別集計」平成30年8月 福岡県企画・地域振興部調査統計課

2.2 土地利用

2.2.1 土地利用状況

対象区域に該当する市町における平成 29 年の土地の利用状況を表 3-2.9 に示します。行橋市の 民有地面積は 4,843.2ha で、田が 41.2%を占めており、次いで宅地が 26.0%、山林が 19.6%を占め ています。築上町の民有地面積は 4,980.3ha で、山林が 40.1%を占めており、次いで田が 39.0%、 宅地が 8.8%を占めています。みやこ町の民有地面積は 8,665.4ha で、山林が 53.8%を占めており、 次いで田が 25.6%、宅地が 6.8%を占めています。豊前市の民有地面積は 5,051.6ha で、山林が 39.6% を占めており、次いで田が 31.8%、宅地が 13.2%を占めています。

宅地 山林 原野 田 畑 雑種地 その他 総数 1,993.1 333. 5 1,260.0 948.8 112.2 192.6 4,843.2 3.0 (ha) 行橋市 (%) 6.9 26.0 19.6 2.3 4.0 0.1 100.0 41.2 1,942.6 254.7 435.9 1, 995. 8 123.6 197. 1 30.6 4, 980. 3 (ha) 築上町 (%) 2.5 4.0 0.6 100.0 39.0 5. 1 8.8 40.1 2, 221.6 509.1 333.8 585.7 4,659.2 354.8 1.2 8,665.4 (ha) みやこ町 (%) 25.6 3.9 6.8 5.9 4. 1 0.0 100.0 53.8 1,605.0 317.1 665.7 1, 999. 4 230.7 197.6 36. 1 5,051.6 (ha) 豊前市 100.0 (%) 31.8 6.3 13.2 39.6 4.6 3.9 0.7

表 3-2.9 土地利用の状況

注1:市町の土地課税台帳及び土地補充課税台帳(1月1日現在)に基づき報告された課税対象の面積です。

注2:「その他」は鉱泉地、池沼、牧場、塩田です。

注3:四捨五入の関係上、土地利用構成比の合計が100%にならない場合があります。

出典:「福岡県 統計年鑑 平成29年版」令和2年3月 福岡県

2.2.2 土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況

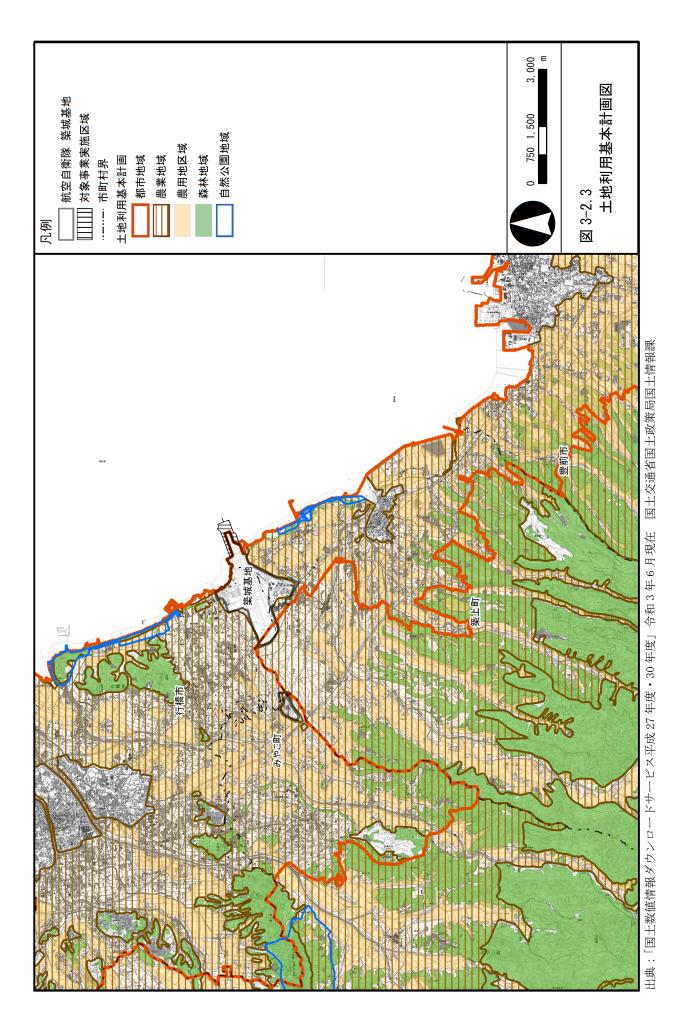
対象区域における国土利用計画法(昭和49年6月25日 法律第92号 〈改正〉令和2年6月10日 法律第43号)の第10条の規定に基づき、適正かつ合理的な土地利用を図る目的で策定された土地利用基本計画図(「国土数値情報」平成27・30年度 国土交通省)による地域区分は、図3-2.3に示すとおりです。

対象区域においては、都市地域、農業地域、森林地域が広域に広がっており、西側の山間部と北 及び東側沿岸部の一部が自然公園となっています。

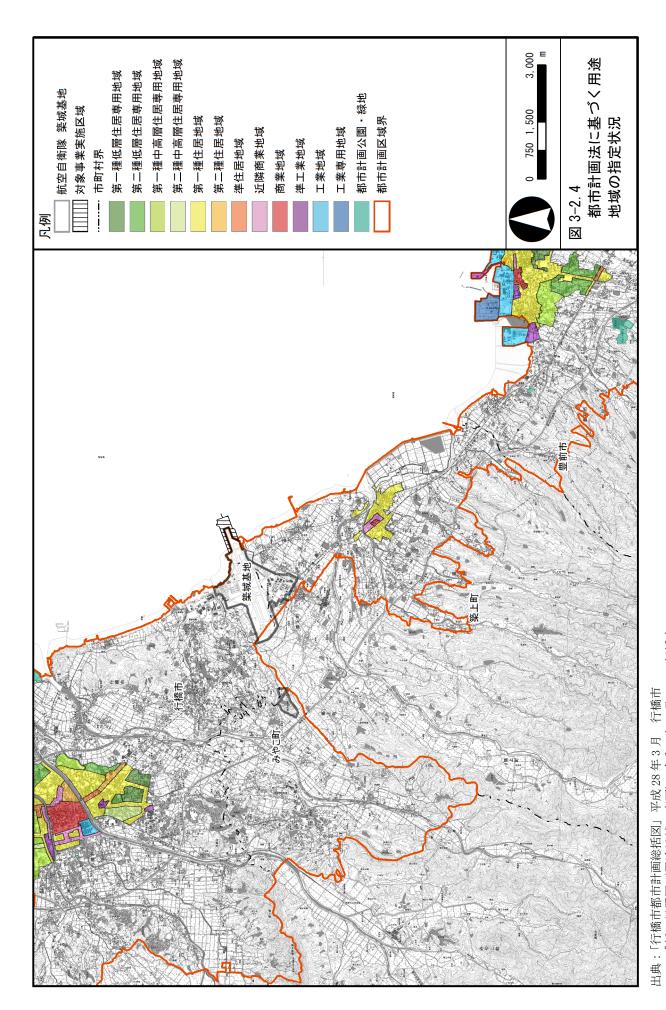
2.2.3 市街地及び集落の規模並びに分布状況

対象区域における市街地及び集落は、主に図 3-2.3 における都市地域やその周辺に分布しています。

都市計画法(昭和43年6月15日 法律第100号 <改正>令和3年5月10日 法律第31号)に基づく用途地域の状況は図3-2.4に示すとおり、対象事業実施区域は用途地域外となっています。



3.2-10



出典:「行橋市都市計画総括図」平成28年3月 行橋市 「新旧対照図 (用途地域の変更)」令和2年4月1日 行橋市 「築上町都市計画マスタープラン」平成22年3月 築上町 「京築広域都市計画区域(豊前市)都市計画総括図」令和2年4月7日更新 豊前市

2.3 水利用

2.3.1 港湾区域 · 漁港区域

対象区域においては港湾法(昭和25年5月31日 法律第218号 <改正>令和2年6月12日 法律第49号)により指定された地方港湾として、宇島港が存在します。

港湾法により指定された港湾区域を図3-2.5に示します。

また、対象区域には、漁港漁場整備法(昭和25年5月2日 法律第137号 〈改正〉平成30年12月14日 法律第95号)で指定された漁港区域が9箇所あります。

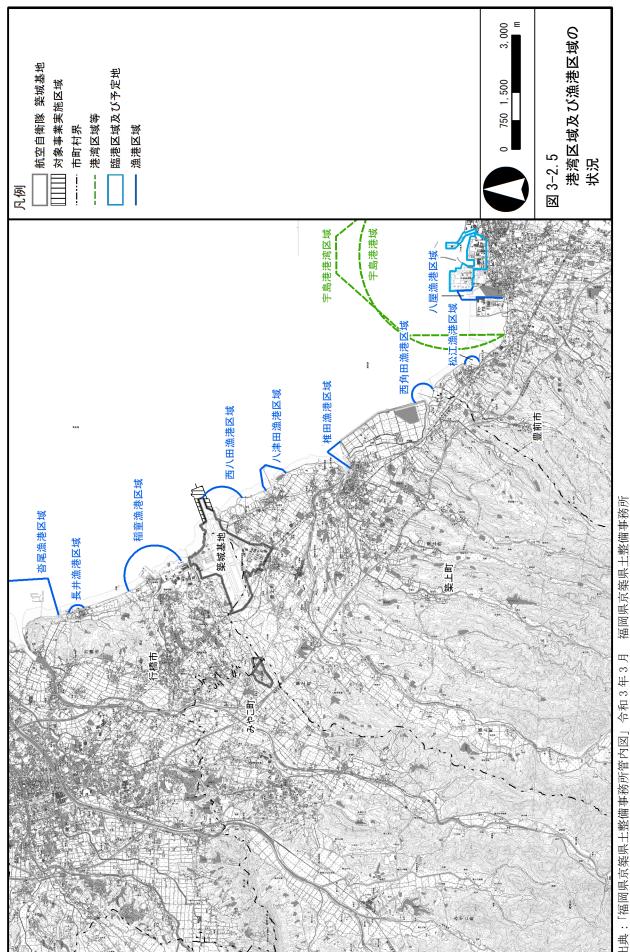
漁港漁場整備法により指定された漁港区域を図3-2.5に示します。

対象事業実施区域の一部は、西八田漁港区域に該当します。

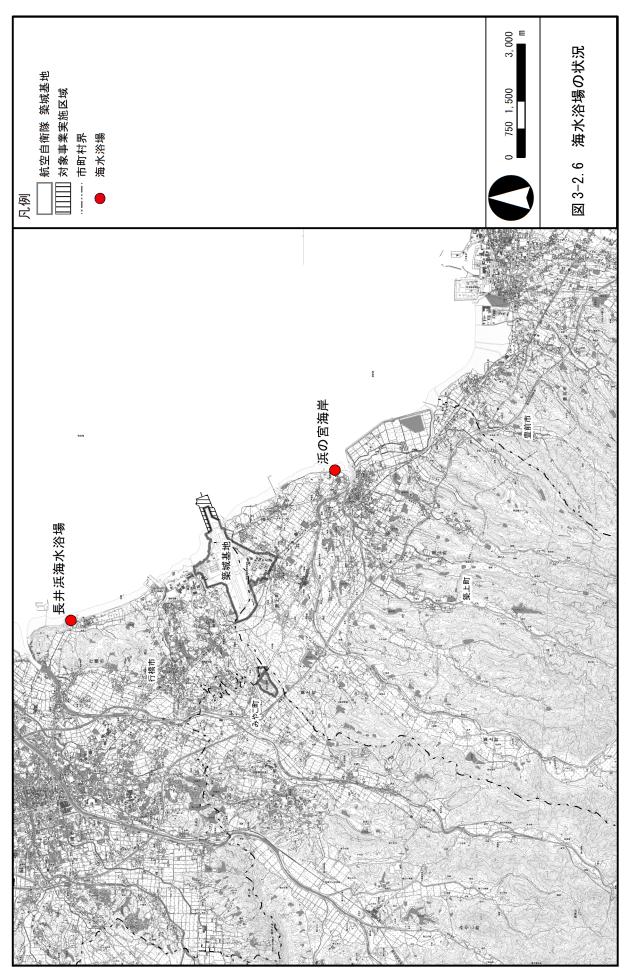
2.3.2 海水浴場

対象区域における海水浴場の位置を図3-2.6に示します。

対象区域においては、浜の宮海岸及び長井浜海水浴場の2件の海水浴場が存在します。



出典:「福岡県京築県土整備事務所管内図」令和3年3月 福岡県京築県土整備事務所「福岡県の漁港 指定漁港一覧」令和3年6月現在 福岡県「福岡県 「宇島港平面図」平成27年4月現在 宇島港港湾管理者



出典:「ゆくゆくゆくはし行橋市観光ポータルサイト」令和3年6月現在 行橋市 (築上町観光協会オフィシャルサイト」令和3年6月現在 築上町

2.3.3 漁業区域

対象区域においては、内水面漁業権が3件設定されており、しじみ、あゆ、こい、ふな等の漁が行われています。区画漁業権は8件設定されており、かき、わかめ、のりの養殖が行われています。また、共同漁業権は1件設定されており、あかがい、たこ、あなご、いか等の漁が行われています。対象区域における漁業権設定の状況を表3-2.10及び図3-2.7に示します。

表 3-2.10(1) 漁業権設定の内容(内水面漁業権)

免許番号		漁業の種類	漁業権者
内共第6号	第1種 共同漁業権	しじみ	京二川
内共第 b 芳 	第5種 共同漁業権	あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ、おいか わ、すっぽん、かに、わかさぎ	漁業協同組合
内共第7号	第1種 共同漁業権	しじみ	京二川
四共弗(万	第5種 共同漁業権	あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ、おいか わ、すっぽん、かに	漁業協同組合
内共第8号	第5種 共同漁業権	こい、あゆ、あまご、おいかわ	岩岳川 漁業協同組合

出典:福岡県農林水産部水産局水産振興課養殖内水面係調べ 令和3年7月現在

表 3-2.10(2) 漁業権設定の内容(区画漁業権)

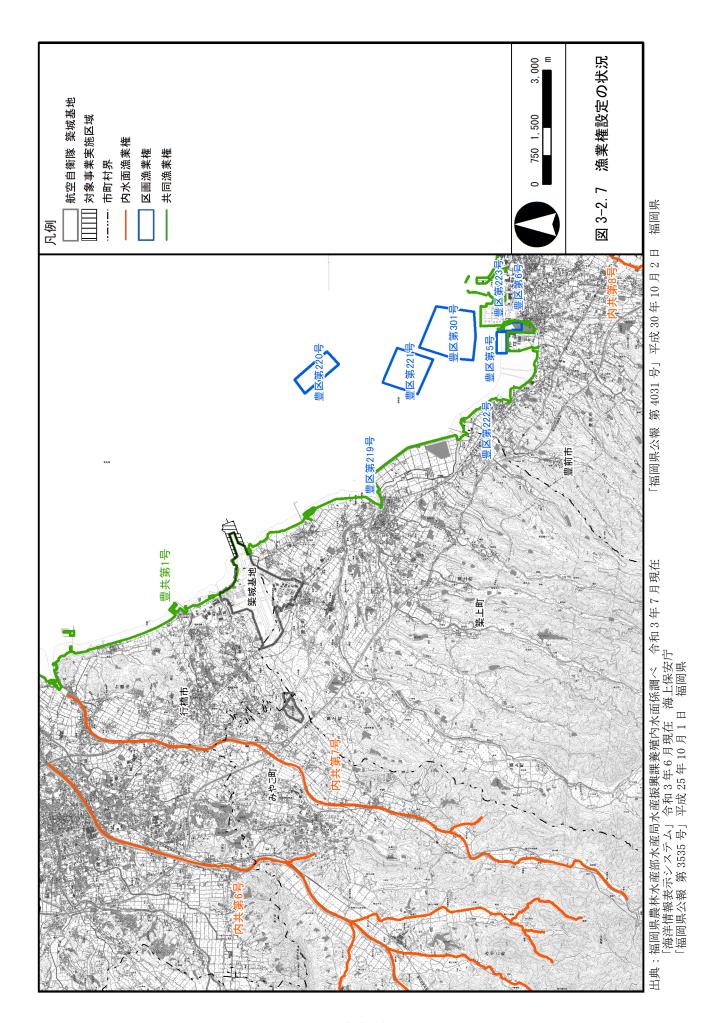
免許番号	漁業の種類	営む養殖業種類	漁業権者
豊区第 219 号	第1種区画漁業権	かき	豊築漁業協同組合
豊区第 220 号	IJ	かき	豊築漁業協同組合
豊区第 221 号	IJ	かき	豊築漁業協同組合
豊区第 222 号	JJ	かき	豊築漁業協同組合
豊区第 223 号	IJ	かき	豊築漁業協同組合
豊区第 301 号	IJ	かき・わかめ	豊築漁業協同組合
豊区第5号	11	のり	豊築漁業協同組合
豊区第6号	IJ	のり	豊築漁業協同組合

出典:「海洋情報表示システム」令和3年6月現在 海上保安庁 「福岡県公報 第4031号」平成30年10月2日 福岡県

表 3-2.10(3) 漁業権設定の内容(共同漁業権)

免許番号		漁業権者	
豊共第1号	第1種 共同漁業権	貝類漁業 16 件(あかがい、もがい等) 藻類漁業 7 件(いぎす、おごのり等) その他漁業 4 件 (たこ、餌むし、ゆむし(いい)、なまこ)	行橋市
豆六分17	第2種 共同漁業権	雑魚桝網漁業、うなぎ石がま漁業 雑魚底刺網漁業、うなぎ柴づけ漁業 かご漁業3件(ばい、あなご、いか) うなぎうけ(かご、筒を含む)漁業	漁業協同組合

出典:「海洋情報表示システム」令和3年6月現在 海上保安庁 「福岡県公報 第3535号」平成25年10月1日 福岡県



3.2-16

2.3.4 上水、工業用水及び地下水の利用状況

対象区域に該当する市町においては、上水道、簡易水道及び専用水道が整備されています。上水道の取水源は表流水、伏流水、浅井戸水、深井戸水及び浄水受水、専用水道の取水源は自己水源及び受水・併用とされています。令和元度の各給水区域内の人口に対する普及率は、表 3-2.11 に示すとおり、行橋市が 79.5%、築上町が 71.0%、みやこ町が 39.3%、豊前市が 74.0%となっています。また、対象区域に該当する市町が含まれる北九州地区における平成 28 年の工業用水の利用状況は表 3-2.12 に示すとおり、1 日当りの水源別用水量は淡水が 3,215,965m³/日、海水が 932,154m³/日となっており、産業分類別では鉄鋼業が淡水 2,472,538m³/日、海水 680,078m³/日と最も多くなっています。

表 3-2.11 上水道、簡易水道及び専用水道の利用状況

	T#			数	量	
	項目		行橋市	築上町	みやこ町	豊前市
	行政区域内	現在人口(人)	70, 939	17, 108	18, 708	24, 513
	箇所数(カ戸	斤)	1	1	1	1
	計画給水人口	」(人)	64,000	14, 900	12,670	22, 290
	現在給水人口		56, 184	12, 150	5, 285	18, 128
		表流水	4, 687	145	-	
上	安建是即時	伏流水	665	214	-	
水	実績年間取	浅井戸水	_	_	154	_
道	水量 (千 m³)	深井戸水	_	315	_	323
	(111)	浄水受水	1, 298	848	641	1,828
		計	6,650	1,522	795	2, 151
	安结公录具	日最大 (m³)	19, 332	5, 533	2, 485	7, 166
	実績給水量	年間 (千 m³)	6, 372	1, 466	762	2, 151
<i>555</i> :	箇所数(ヵ月	斤)	-	-	2	-
簡易	計画給水人口	」 (人)	-	-	3,640	-
水	現在給水人口	」(人)	_	_	1,731	_
道	実績給水量	日最大	_	_	621	_
坦	(m^3)	年 間	_	_	121, 821	_
		箇所数 (ヵ所)	3	_	2	3
専	自己水源	確認時給水人口	1,520	_	770	640
用用		現在給水人口(人)	183	_	339	0
水		箇所数 (ヵ所)	3	-	-	1
道	受水・併用	確認時給水人口	2,910	_	-	413
但		現在給水人口(人)	2,049	_	-	0
	施設能力(m	3/日)	1, 315	_	191	306
合	合 箇所数(ヵ所)		7	1	5	5
計			65, 520	14, 900	17, 080	22, 930
PΙ	現在給水人口	」 (人)	56, 367	12, 150	7, 355	18, 128
	普及	率 (%)	79. 5	71.0	39. 3	74.0

注:行政区域内人口は令和2年4月1日現在の値です。

出典:「福岡県の水道 令和元年度」令和3年3月 福岡県県土整備部水資源対策課

表 3-2.12 北九州地区の工業用水の利用状況

				淡水	(m ³ /日)			
工業地区	事業			水	源	別		海水
産業分類	新来 所数	合計	公共	水道		その他		(m ³ /目)
/生未刀 灰	17130	ПН	工業用 水道	上水道	井戸水	の淡水	回収水	(111 / 14 /
食料品製造業	50	18, 554	724	2, 540	491	1, 301	13, 498	24, 673
飲料・たばこ・飼料製造業	3	X	X	X	X	X	-	X
繊維工業	3	236	_	228	8	-	-	-
木材・木製品製造業 (家具を除く)	1	X	-	X	X	_	_	-
家具・装備品製造業	1	X	X	X	-	-	-	_
パルプ・紙・紙加工品製造業	10	28, 498	20	62	4, 334	8, 495	15, 587	_
印刷・同関連業	21	424	_	324	100	-	_	-
化学工業	27	560, 762	27, 337	3, 319	3, 780	14, 924	511, 402	99, 383
石油製品·石炭製品製造業	2	X	X	X	X	-	X	X
プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	34	1,603	539	636	423	ı	5	ı
ゴム製品製造業	4	X	404	X	X	l	l	ı
窯業·土石製品製造業	33	74, 688	19, 245	1, 277	90	4, 591	49, 485	ı
鉄鋼業	35	2, 472, 538	99, 066	1, 458	-	138, 743	2, 233, 271	680,078
非鉄金属製造業	15	2, 864	X	1,023	X	l	X	l
金属製品製造業	54	3, 796	444	1, 037	609	ı	1,706	ı
はん用機械器具製造業	20	265	2	262	1	l	ŀ	ı
生産用機械器具製造業	40	1, 280	420	484	23	353	l	l
業務用機械器具製造業	5	30	l	30	1	l	l	l
電子部品・デバイス・電子回路製造業	11	1, 201	204	143	621	10	223	-
電気機械器具製造業	30	778	39	445	76	1	217	l
情報通信機械器具製造業	2	X	l	X	X	X	ı	ı
輸送用機械器具製造業	54	32, 079	6, 588	3, 637	902	-	20, 952	-
その他の製造業	4	230	67	163	_	-	_	-
製造業計	459	3, 215, 965	168, 780	17, 683	11,712	168, 436	2, 849, 354	932, 154

注1:注:平成28年6月1日現在の数値です。

注2:表中の「一」は、調査の結果、該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものです。

注3:表中の「X」は、集計対象となる事業所(企業等)の数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所です。また、集計対象数が3以上の事業所(企業等)に関する数値であっても、合計との差引きで、集計対象が1又は2の事業所(企業等)の数値が判明する箇所は、併せて「X」としています。

注4:北九州地区には、北九州市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、苅田町、みやこ町、 吉富町、築上町、上毛町が該当します。

注5:事業所とは、以下の全てに該当する製造事業所を示します。

- ・従業員30人以上の事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

出典:「平成 28 年経済センサスー活動調査 産業別集計(製造業)用地用水編」 平成 29 年 12 月 25 日公表 総務省・経済産業省

2.4 交 通

2.4.1港湾、航路の位置及び利用状況

対象区域に位置する宇島港における平成 29 年の船舶の入港隻数及びトン数を表 3-2.13 に示します。宇島港の入港隻数は内航商船が最も多く、次いでその他の船舶の順となっており、入港総数は 716 隻、397,313 t となっています。

表 3-2.13 宇島港における船舶の入港隻数及びトン数(平成 29 年)

Ì	総	数	商船			合 そ		·の他
	隻数 (隻)	総トン数 (t)		外航 総トン数 (t)		勺航 総トン数 (t)	隻数 (隻)	総トン数 (t)
	716	397, 313	_	_	366	331, 078	350	66, 235

注1:5t以上の船舶を対象としています。 注2:「-」は該当数字がないものとします。 注3:平成29年1~12月の統計値を示します。

出典:「福岡県 統計年鑑 平成29年版」令和2年3月 福岡県

2.4.2 鉄道の利用状況

対象区域においては、JR 日豊本線、平成筑豊鉄道が通っています。対象区域における鉄道の駅 は、JR 日豊本線の行橋駅、築城駅等7駅、平成筑豊鉄道の行橋駅、美夜古泉駅等8駅があります。 各駅の利用状況の推移を表 3-2.14 に、位置図を図 3-2.8 に示します。

JR 日豊本線の令和元年度の乗降客数は行橋駅が 6,172 人/日と最も多く、次いで宇島駅が 1,646 人/日、南行橋駅が1,317人/日となっています。平成筑豊鉄道の令和元年度の乗降客数は行橋駅が 808 人/日と最も多く、次いで犀川駅が298 人/日、新豊津駅が254 人/日となっています。

表 3-2.14 駅別鉄道の利用状況

			乗降	客数					
駅名			(人/目)						
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度				
JR 日	豊本線								
	行橋		6, 369	6, 233	6, 172				
	南行橋		1, 357	1, 353	1, 317				
	新田原		963	909	874				
	築城	_	808	751	743				
	椎田		918	863	826				
	豊前松江		_	_	_				
	宇島		1,778	1,741	1,646				
平成	筑豊鉄道								
	行橋	759	736	808	808				
	美夜古泉	133	134	160	179				
	今川河童	79	75	93	80				
	豊津	75	62	54	54				
	新豊津	295	271	233	254				
	東犀川三四郎	60	49	51	51				
	犀川	301	270	299	298				

注1:「一」は公表された資料がないことを示します。

注2: 平成筑豊鉄道の平成28、29年度は平日の年度平均の利用者数、平成30年度、令和元年度は 5月10日(平日)の利用者数です。

注3: 令和コスタ行橋駅は令和元年8月24日開業のため乗降人員調査が行われていません。

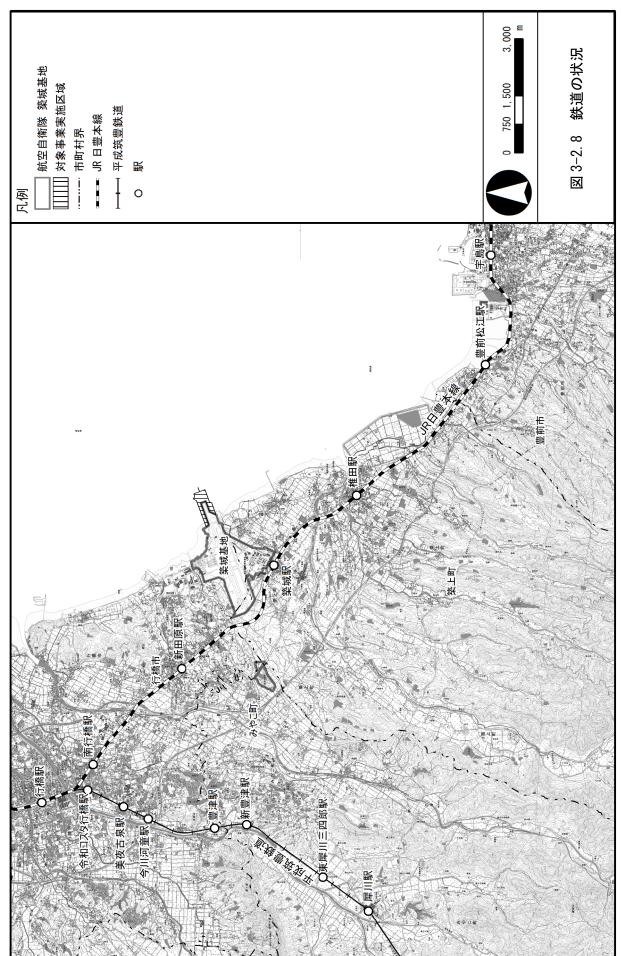
出典:「駅別乗車人員 (2017年度)」令和2年6月現在 JR九州旅客鉄道株式会社

「駅別乗車人員(2018年度)」令和3年6月現在 JR九州旅客鉄道株式会社

「駅別乗車人員 (2019 年度)」令和 3 年 6 月現在 JR 九州旅客鉄道株式会社

「鉄道を未来につなぐために (平成28年度版)」令和3年6月現在 へいちくネット

「鉄道を未来につなぐために (平成 29 年度版)」令和 3 年 6 月現在 へいちくネット 「鉄道を未来につなぐために (平成 30 年度版)」令和 3 年 6 月現在 へいちくネット 「鉄道を未来につなぐために (令和元年度版)」 令和 3 年 6 月現在 へいちくネット



出典:「地理院地図(電子国土web)」令和3年8月現在 国土交通省国土地理院

2.4.3 道路の位置及び利用状況

対象区域においては、東九州自動車道、一般国道 10 号、201 号、496 号、県道 25 号、28 号、34 号、58 号を中心とした道路交通網が形成されています。

また、平成 27 年度に実施された全国道路・街路交通情勢調査では、82 箇所の調査地点があり、このうち対象事業実施区域に近い観測地点である一般国道 10 号の行橋市道場寺(図番号 8) では、昼間 12 時間で 12,589 台、24 時間で 17,340 台の交通量、築上郡築上町高塚(図番号 11) では、昼間 12 時間で 11,792 台、24 時間で 15,879 台の交通量となっています。

対象区域における全国道路・街路交通情勢調査の調査区間及び調査結果を表 3-2.15 及び図 3-2.9 に示します。

表 3-2.15(1) 対象区域の交通量

				平成 27	年度		平成 22 年度	平成 27 年度
図番	路線名	路線名 観測地点名		(台)	昼夜	12 時間 大型車	交通量 (台)	交通量
号			昼 間 12 時間	24 時間	率 (%)	混入率 (%)	昼 間 12 時間	平成 22 年度 交通量
1	#4 ==	苅田北九州空港 IC~行橋 IC	8, 732	10,660	1. 22	18. 2	_	_
2	東九州 自動車道	行橋 IC~今川スマート IC	7, 271	8,877	1. 22	19. 5	_	-
3	日期早垣	今川スマート IC~みやこ豊津 IC	6, 799	8, 312	1. 22	20.0	-	-
4		_	23, 054	31, 584	1. 37	18. 6	21, 736	1.06
5		行橋市大字津留	16, 803	22, 863	1.36	19.6	20, 577	0.82
6		-	16, 803	22, 852	1.36	21. 4	20, 577	0.82
7		-	<i>12, 589</i>	17, 373	1.38	12. 7	13, 805	0.91
8		行橋市道場寺	12, 589	17, 340	1.38	16.6	13, 805	0.91
9		_	11, 792	<i>15, 919</i>	1.35	17. 9	9, 117	1. 29
10		-	11, 792	<i>15, 919</i>	1.35	17. 9	9, 117	1. 29
11		築上郡築上町高塚	11, 792	15, 879	1. 35	15.8	9, 117	1. 29
12	一般国道 10 号	_	11, 792	15, 919	1.35	17. 9	9, 117	1. 29
13		_	11, 792	15, 919	1.35	17. 9	9, 117	1. 29
14		-	10, 801	13, 717	1. 27	18. 1	12, 703	0.85
15		-	10, 801	14, 041	1. 30	<i>13. 0</i>	12, 703	0.85
16		_	10, 801	13, 717	1. 27	18. 1	12, 703	0.85
17		_	16, 468	20, 914	1. 27	21. 7	19, 368	0.85
18		豊前市中塔田	16, 468	20, 887	1. 27	20.3	19, 368	0.85
19		-	13, 860	18, 434	1. 33	20. 7	17, 162	0.81
20		-	13, 860	18, 434	1. 33	20. 7	17, 162	0.81
21		起点~みやこ豊津 IC	8, 727	10, 747	1. 23	20.6	16, 881	0. 52
22	一般国道 10 号	みやこ豊津 IC~築城 IC	8, 727	10, 747	1. 23	20.6	16, 881	0. 52
23	(椎田道路)	築城 IC~椎田 IC	8, 398	10, 318	1. 23	21. 1	15, 518	0. 54
24		椎田 IC~椎田南 IC	9, 066	11, 096	1. 22	20. 2	17, 339	0. 52
25	一般国道 10 号	築上郡築上町上ノ河内	8, 961	10, 721	1. 20	15. 4	13, 916	0.64
26		_	8, 961	10, 753	1. 20	18. 9	13, 916	0.64
27	一般国道 201 号		10, 429	14, 288	1. 37	19. 0	11, 847	0.88

注1:図番号は図3-2.9に対応しています。

注2:斜体の交通量は推定値です。

注3:一般国道10号(椎田道路)は、平成28年の東九州道の開通に伴い、東九州道(椎田道路)に改められました。

出典:「平成27年度 全国道路·街路交通情勢調査」令和3年6月現在 国土交通省

表 3-2.15(2) 対象区域の交通量

				平成 27	年度		平成 22 年度	平成 27 年度
図 番	路線名	観測地点名	交通量	(台)	昼夜	12 時間 大型車	交通量 (台)	交通量 /
号			昼 間 12 時間	24 時間	率 (%)	混入率 (%)	昼 間 12 時間	平成 22 年度 交通量
28		_	10, 429	13, 871	1. 33	19. 0	16, 334	0.64
29	一般国道 201 号	_	14, 379	19, 124	1.33	16. 1	16, 334	0.88
30		_	14, 379	19, 124	1.33	<i>16. 3</i>	16, 334	0.88
31		_	16, 933	21, 166	1. 25	<i>5. 6</i>	12, 710	1. 33
32			9, 432	11, 790	1. 25	3. 3	6, 801	1. 39
33	一般国道 496 号	福岡県京都郡みやこ町 犀川崎山	6, 874	8, 524	1. 24	4. 7	4,850	1. 42
34		_	1, 301	1, 561	1.20	21. 3	1, 395	0.93
35		_	6, 560	8, 134	1. 24	7. 3	4,812	1. 36
36	県道 25 号 (門司行橋線)	-	2, 107	2, 571	1. 22	3. 6	2, 165	0.97
37	県道 28 号	_	18, 279	23, 214	1. 27	<i>5. 6</i>	13, 591	1. 34
38	(直方行橋線)	_	18, 279	23, 214	1. 27	9.8	13, 591	1. 34
39	県道 32 号 (犀川豊前線)	_	7, 448	9, 310	1. 25	9. 5	5, 589	1. 33
40	· 県道 34 号	_	6, 863	8, 510	1.24	<i>5. 1</i>	5, 120	1.34
41	県坦 34 万 (行橋添田線)	_	6, 863	8, 510	1.24	<i>5. 1</i>	5, 120	1. 34
42	(111)前7/11/2017	_	6, 863	8, 510	1. 24	<i>5. 1</i>	5, 120	1. 34
43		_	6, 588	<i>8, 235</i>	1. 25	18. 7	4, 861	1. 36
44		_	4, 066	5, 001	1. 23	4. 5	4,010	1.01
45	県道 58 号	_	12, 707	16, 011	1. 26	23. 9	9, 514	1. 34
46	(椎田勝山線)		3, 591	4, 417	1. 23	7. 0	3, 555	1.01
47		福岡県行橋市天生田	9, 138	11, 777	1. 29	20. 7	9, 514	0.96
48	旧光 001 日		12, 707	16, 011	1. 26	23. 9	9, 514	1. 34
49	県道 201 号 (犀川豊津線)	福岡県京都郡みやこ町 犀川八ツ溝	1, 389	1, 667	1. 20	3. 2	1, 428	0. 97
50	県道 204 号 (田川犀川線)	-	1, 573	1, 903	1. 21	3. 0	1,698	0. 93
51	県道 207 号 (宇島停車場線)	_	884	1, 078	1. 22	1. 7	962	0.92
52	県道 208 号 (豊前松江停車場 線)	-	920	1, 086	1. 18	1. 7	997	0. 92
53	県道 209 号 (椎田停車場線)	-	884	1, 078	1. 22	1. 7	962	0.92
54	県道 210 号 (築城停車場線)	-	920	1, 086	1. 18	1. 7	997	0. 92
55	県道 211 号 (行橋停車場線)	_	884	1, 078	1. 22	1. 7	962	0. 92
56	県道 222 号 (宇島港線)	-	1, 653	1, 984	1. 20	18. 2	1,772	0. 93
57	県道 231 号 (黒平椎田線)	-	200	238	1. 19	34. 1	229	0.87
58 注 1·	県道 232 号 (国見松江線) 図悉号は図 3-2 9 k	-	787	960	1. 22	9. 6	857	0.92

注1:図番号は図3-2.9に対応しています。

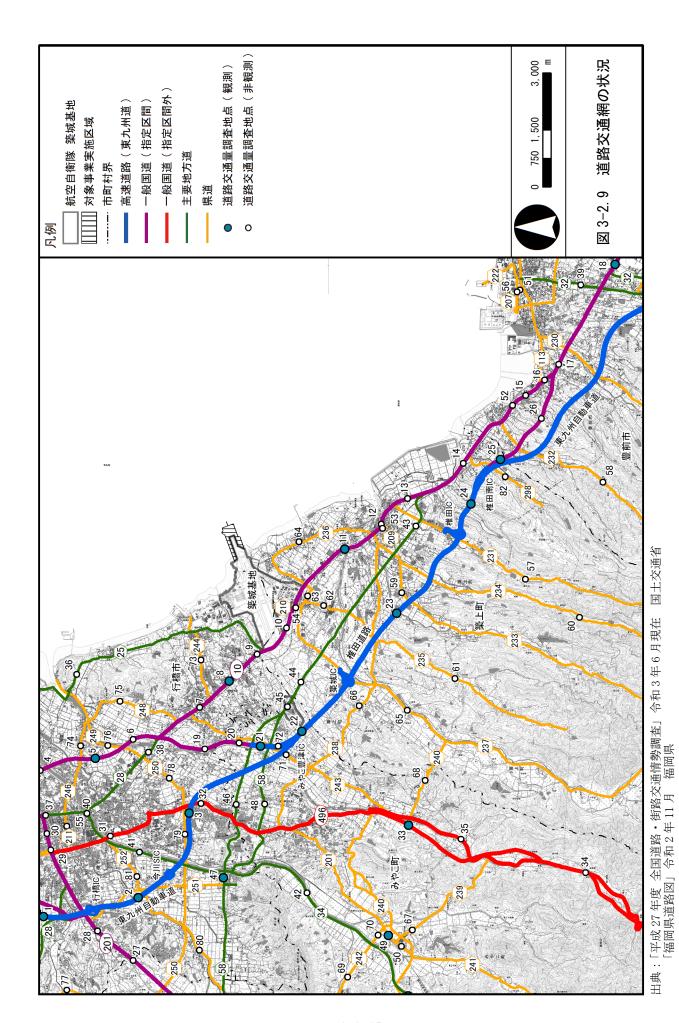
注2: *斜体*の交通量は推定値です。 出典:「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査」令和3年6月現在 国土交通省

表 3-2.15(3) 対象区域の交通量

				平成 2	7年度		平成 22 年度	平成 27 年度
図番	路線名	観測地点名	交通量	(台)	昼夜率	12 時間 大型車	交通量 (台)	交通量
号			昼 間 12 時間	24 時間	(%)	混入率 (%)	昼 間 12 時間	平成 22 年度 交通量
59	県道 233 号 (日出野椎田線)	_	984	1, 171	1. 19	9. 0	1, 069	0.92
60	県道 234 号 (求菩提椎田線)	_	537	661	1. 23	2.8	579	0.93
61	県道 235 号	_	868	<i>1, 059</i>	1. 22	<i>5. 7</i>	947	0.92
62	宗坦 233 万 (小山田東八田線)	_	873	1, 065	1. 22	<i>5. 7</i>	952	0.92
63	(小田田米八田林)	_	1, 120	1, 344	1. 20	<i>4. 1</i>	1, 216	0.92
64	県道 236 号 (東八田宇留津椎田線)	-	1, 114	1, 337	1. 20	4. 1	1, 210	0.92
68	県道 237 号 (寒田下別府線)	_	3, 162	3, 889	1. 23	<i>5. 9</i>	3, 168	1.00
66	県道 238 号 (豊津椎田線)	_	8, 422	10, 528	1. 25	13.8	6, 480	1.30
67	県道 239 号 (木井馬場犀川停車場線)	_	1, 722	2, 084	1. 21	4. 4	1,837	0.94
68	県道 240 号 (下深野犀川線)	_	1, 134	1, 361	1. 20	9. 9	1, 224	0.93
69	県道 242 号	_	340	432	1. 27	<i>5. 5</i>	371	0.92
70	(大久保犀川線)	-	340	432	1. 27	<i>5. 5</i>	371	0.92
71	県道 243 号	_	999	1, 189	1. 19	3. 6	1,086	0.92
72	(節丸新田原停車場線)	_	999	1, 189	1. 19	3. 6	1,086	0.92
73	県道 244 号 (稲童新田原停車場線)	_	1, 559	1, 871	1. 20	3. 4	1,682	0. 93
74	県道 246 号 (沓尾大橋線)	_	3, 678	4, 524	1. 23	3.8	3, 645	1.01
75	県道 248 号 (元永高瀬線)	-	730	876	1. 20	3. 3	786	0. 93
76	県道 249 号 (中洲平田線)	-	4, 540	5, 630	1. 24	7.8	4, 416	1. 03
77	県道 250 号	_	6, 852	8, 496	1. 24	4.8	5, 112	1. 34
78	県 250 万(長尾稗田平島線)	_	6, 852	8, 496	1. 24	4.8	5, 112	1. 34
79		_	6, 852	8, 496	1. 24	4.8	5, 112	1. 34
80	県道 252 号	-	1, 169	1, 403	1.20	2. 5	1, 256	0.93
81	(大久保行橋線)	_	1, 169	1, 403	1.20	2. 5	1, 256	0.93
82	県道 298 号 (上ノ河内有安線) · 図番号は図 2-2 0 に対応しています。	_	787	960	1. 22	9. 6	857	0. 92

注1:図番号は図3-2.9に対応しています。

注 2: *斜体*の交通量は推定値です。 出典:「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査」令和 3 年 6 月現在 国土交通省



3.2-25

2.5 環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況

対象区域における学校、病院、福祉施設及び文化施設等の数を表 3-2.16 に示します。

また、対象区域の学校、認定施設、文化施設を表 3-2.17 及び図 3-2.10 に、病院・診療所を表 3-2.18 及び図 3-2.11 に、保健福祉施設・児童福祉施設を表 3-2.19 及び図 3-2.12 に、障がい福祉施設を表 3-2.20 及び図 3-2.13 に、介護事業所等を表 3-2.21 及び図 3-2.14 に示します。

対象区域においては、幼稚園を含む学校及び認定施設が 62 施設、文化施設 (図書館) が 5 施設、 病院が 9 施設、診療所が 73 施設存在します。社会福祉施設等は、保健福祉施設が 17 施設、児童福 祉施設が 67 施設、障がい福祉施設が 73 施設、介護事業所等が 108 施設存在します。

対象事業実施区域に最も近い施設としては、学校は八津田小学校(図番号 27)、病院は新行橋病院(図番号 5)、診療所はあないクリニック(図番号 61)、保健福祉施設は築上町保健センター(チアフルついき)(図番号 13)、児童福祉施設はひまわり児童クラブ(図番号 37)、障がい福祉施設は放課後等デイサービス りやん(図番号 49)、介護事業所は桜デイサービスセンター(図番号 78)があります。

表 3-2.16 学校、病院、福祉施設及び文化施設等の数

	区分	施設数
	幼稚園・幼保連携型認定こども園	14
	小学校	27
 学校	中学校	14
子仪	高等学校(定時制含む)	5
	特別支援学校	1
	専修学校	1
文化施設	図書館	5
病院等	病院	9
(歯科診療所を除く)	診療所	73
	保健福祉施設	17
社会福祉施設等	児童福祉施設	67
江云畑灿旭汉守	障がい福祉施設	73
	介護事業所等	108

表 3-2.17(1) 学校、認定施設、文化施設

区分	図番号	施設名	住所
	1	行橋カトリック幼稚園	行橋市門樋町 8-5
	2	もんじゅ幼稚園	行橋市元永 721
	3	第二もんじゅ幼稚園	行橋市二塚 836-2
/ 4//	4	きらきら星幼稚園	行橋市矢留 810
幼稚園	5	野菊幼稚園	行橋市道場寺林山 641
	6	のびのび幼稚園	みやこ町犀川本庄 214
	7	椎田めぐみ幼稚園	築上町椎田 1703
	8	豊前幼稚園	豊前市赤熊 1020
	9	むつみ保育園	行橋市吉国 645-3
	10	認定こども園ときいろ	行橋市宝山 706
初点をおす国	11	認定こども園コスモス	行橋市南泉 2-18-40
認定こども園	12	認定こども園ポランの広場	みやこ町田中 241-4
	13	認定こども園 cuddle	みやこ町犀川本庄 442
	14	城井こども園あいあう	みやこ町犀川木井馬場 1996
	15	行橋小学校	行橋市大橋 2-17-1
	16	延永小学校	行橋市上津熊 125
	17	行橋南小学校	行橋市南大橋 2-5-1
	18	今元小学校	行橋市元永 687
	19	泉小学校	行橋市泉中央 4-1-1
	20	稗田小学校	行橋市下稗田 967
	21	今川小学校	行橋市宝山 857
	22	仲津小学校	行橋市道場寺 1439
	23	祓郷小学校	みやこ町有久 250-1
	24	豊津小学校	みやこ町豊津 9-1
	25	節丸小学校	みやこ町節丸 728-1
	26	犀川小学校	みやこ町犀川本庄 620
	27	八津田小学校	築上町宇留津 322
小学校	28	築城小学校	築上町上別府 305
	29	椎田小学校	築上町湊 150
	30	下城井小学校	築上町袈裟丸 379
	31	葛城小学校	築上町水原 77
	32	西角田小学校	築上町上/河内 933
	33	小原小学校	築上町小原 15
	34	上城井小学校	築上町本庄 1688
	35	角田小学校	豊前市中村 943-1
	36	宇島小学校	豊前市赤熊 750
	37	八屋小学校	豊前市八屋 2232-1
	38	山田小学校	豊前市四郎丸 417-2
	39	大村小学校	豊前市大村 1524
	40	千束小学校	豊前市千束 75
沙,回来 只沙回?	41	黒土小学校	豊前市久路土 1191-1

注:図番号は図3-2.10に対応します。

出典:「幼稚園を探そう」令和3年8月現在 一般社団法人福岡県私立幼稚園振興協会

「認定こども園 認定施設一覧」令和3年4月1日現在 福岡県

「令和2年度教育便覧」令和3年6月現在 福岡県

「令和3年度私立専修学校名簿」令和3年4月7日現在 福岡県

「リブリオ行橋」令和3年6月現在 行橋市図書館

「みやこ町図書館 施設案内」令和3年6月現在 みやこ町

「施設一覧」令和3年6月現在 築上町「文化施設」令和3年6月現在 豊前市

表 3-2.17(2) 学校、認定施設、文化施設

区分	図番号	施設名	住所
	42	長峡中学校	行橋市延永 6
	43	行橋中学校	行橋市大橋 1-11-1
	44	今元中学校	行橋市今井 896-1
	45	泉中学校	行橋市西泉 5-7-1
	46	中京中学校	行橋市天生田 545
	47	仲津中学校	行橋市稲童 3104
中学校	48	豊津中学校	みやこ町豊津 429-2
十 子仪	49	育徳館中学校	みやこ町豊津 973
	50	犀川中学校	みやこ町犀川本庄 763
	51	築城中学校	築上町築城 388
	52	椎田中学校	築上町高塚 158-2
	53	角田中学校	豊前市中村 392
	54	八屋中学校	豊前市赤熊 1363-1
	55	千束中学校	豊前市吉木 1122-1
	56	京都高等学校	行橋市南大橋 4-5-1
	57	行橋高等学校	行橋市泉中央 1-17-1
高等学校	58	育徳館高等学校	みやこ町豊津 973
	59	築上西高等学校	築上町椎田 764
	60	青豊高等学校	豊前市青豊 3-1
特別支援学校	61	築城特別支援学校	築上町築城 1561
専修学校	62	豊前築上医師会看護高等専修学校	豊前市八屋 1522-2
	63	リブリオ行橋	行橋市大橋 3-18-1
	03	(行橋市図書館等複合施設)	111筒117八筒 3 10 1
図書館	64	みやこ町中央図書館	みやこ町豊津 1122-12
凶音 「	65	みやこ町犀川図書館	みやこ町犀川古川 50
	66	築上町図書館	築上町椎田 962-8
	67	豊前市立図書館	豊前市八屋 1776-2

注:図番号は図3-2.10に対応します。

出典:「幼稚園を探そう」令和3年8月現在 一般社団法人福岡県私立幼稚園振興協会

「認定こども園 認定施設一覧」令和3年4月1日現在 福岡県

「令和2年度教育便覧」令和3年6月現在 福岡県

「令和3年度私立専修学校名簿」令和3年4月7日現在 福岡県

「リブリオ行橋」令和3年6月現在 行橋市図書館

「みやこ町図書館 施設案内」令和3年6月現在 みやこ町

「施設一覧」令和3年6月現在 築上町「文化施設」令和3年6月現在 豊前市

表 3-2.18(1) 病院・診療所

区分	図番号	施設名	住所
	1	大原病院	行橋市宮市町 2-5
	2	行橋中央病院	行橋市西宮市 5-5-42
	3	行橋記念病院	行橋市北泉 3-11-1
	4	行橋厚生病院	行橋市大字大野井 640
病院	5	新行橋病院	行橋市大字道場寺 1411
	6	新田原聖母病院	行橋市大字東徳永 382
	7	宮部病院	築上町大字湊 336
	8	大川病院	豊前市大字四郎丸 281
	9	豊前病院	豊前市大字久路土 1545
	10	矢津内科消化器科クリニック	行橋市行事 7-19-6
	11	松下耳鼻咽喉科医院	行橋市行事 7-12-1
	12	三木内科クリニック	行橋市行事 7-11-7
	13	しんもと産婦人科	行橋市行事 7-7-2
	14	小柳整形外科クリニック	行橋市大橋 3-1-28
	15	高城循環器内科医院	行橋市大橋 3-3-13
	16	フジタ皮膚科クリニック	行橋市西宮市 1-10-26
	17	宮城整形外科医院	行橋市大橋 1-10-17
	18	かたおかクリニック	行橋市今井 2284-1
	19	サカイダクリニック	行橋市宮市町 2-20
	20	今永眼科医院(宮本眼科)	行橋市西宮市 1-4-1
	21	きむらクリニック	行橋市大橋 3-5-1
	22	江頭眼科医院	行橋市宮市町 2-13
	23	上田内科眼科医院	行橋市中央 1-3-17
	24	行橋クリニック	行橋市西宮市 1-7-19
	25	くまがえ内科医院	行橋市中津熊 390-1
	26	木村医院	行橋市中央 2-8-7
診療所	27	藤田中央医院	行橋市中央 2-10-8
	28	おくなが脳神経外科クリニック	行橋市中央 2-10-16
	29	心のクリニック行橋	行橋市中央 3-4-36
	30	やまうち内科クリニック	行橋市中央 2-7-8
	31	内田産婦人科医院	行橋市西宮市 5-1-10
	32	はまさき循環器内科	行橋市西宮市 2-1-36
	33	立野レディースクリニック	行橋市中央 1-12-12
	34	おおみや整形外科医院	行橋市西宮市 2-2-30
	35	長部医院	行橋市南大橋 2-9-11
	36	渡辺クリニック	行橋市西宮市 5-17-1
	37	いりょうファミリークリニック	行橋市神田町 5-21
	38	ひまわりクリニック	行橋市西宮市 4-189-9
	39	ふくしま整形外科クリニック	行橋市西宮市 2-11-31
	40	ふじた内科クリニック	行橋市南大橋 3-6-8
	41	ゆげ子どもクリニック	行橋市南大橋 5-3-15
	42	村上眼科医院	行橋市西宮市 3-10-13
	43	しらかわ医院	行橋市北泉 2-4-3
	44	COSMOS クリニック	行橋市南大橋 6-9-42
注・図番号は図 3-2	11 た外内1	±+	

注:図番号は図3-2.11に対応します。

出典:「福岡県病院名簿」令和3年4月1日現在 福岡県保健医療介護部医療指導課

「医療機関住所一覧」令和3年6月現在 京都医師会

「医療機関案内」令和3年6月現在 豊前築上医師会

「休日急患センター」令和3年6月現在 豊前築上医師会

「みやこ町の医療機関」令和3年6月現在 みやこ町

「市内新型インフルエンザ医療機関リスト」令和3年6月現在 豊前市

表 3-2.18(2) 病院・診療所

区分	図番号	施設名	住所
	45	岡部医院	行橋市泉中央 3-3-6
	46	すえまつ医院	行橋市西泉 4-1-37
	47	橋本医院	行橋市北泉 5-11-20
	48	やまみち胃腸科内科	行橋市西泉 7-2-1
	49	ひえだ診療所	行橋市大字下稗田 373
	50	上垣脳神経外科医院	行橋市高瀬 199-5
	51	行橋南眼科医院	行橋市大字高瀬 198-2
	52	井手口医院	行橋市高瀬 228-4
	53	たかお医院	行橋市南泉 3-7-26
	54	行橋整形外科	行橋市東泉 5-1-4
	55	鍵山医院	行橋市道場寺 1439
	56	新田原耳鼻咽喉科クリニック	行橋市道場寺 1464-2
	57	山田医院	行橋市天生田 940-1
	58	のぐちクリニック	みやこ町惣社 696-1
	59	長末医院	みやこ町豊津 28-2
	60	こが医院	みやこ町犀川本庄 568-1
	61	あないクリニック	築上町大字西八田 2426-5
	62	宮崎リハビリテーション医院	築上町大字東八田 845-1
診療所	63	二見医院	築上町大字築城 661-1
197年月	64	うえだ内科クリニック	築上町大字椎田 903-1
	65	古賀整形外科内科医院	築上町大字椎田 846-1
	66	椎田クリニック	築上町大字湊 267
	67	片山医院	築上町大字安武 183
	68	永尾医院	築上町大字安武 150-1
	69	八屋第一診療所	豊前市八屋 2581
	70	矢鳴医院	豊前市八屋 1921-7
	71	ふじさわ内科クリニック	豊前市八屋 1896-4
	72	花岡内科循環器科医院	豊前市赤熊 1330
	73	ぶぜん眼科クリニック	豊前市八屋 2044-1
	74	渡辺整形外科	豊前市八屋 2039-1
	75	まえだ小児科医院	豊前市八屋 2284
	76	梶原内科泌尿器科クリニック	豊前市四郎丸 1298-1
	77	豊築休日急患センター	豊前市八屋 1776-4
	78	三浦眼科クリニック	豊前市青豊 19-9
	79	おく耳鼻咽喉科	豊前市吉木 443-7
	80	きくち内科クリニック	豊前市吉木 440-1
	81	菊池医院	豊前市千束 157-2
	82	久永内科皮膚科医院	豊前市塔田 757
注・図番号は図 3-2 11	12 計(4) 月	- -	

注:図番号は図3-2.11に対応します。

出典:「福岡県病院名簿」令和3年4月1日現在 福岡県保健医療介護部医療指導課

「医療機関住所一覧」令和3年6月現在 京都医師会

「医療機関案内」令和3年6月現在 豊前築上医師会

「休日急患センター」令和3年6月現在 豊前築上医師会 「みやこ町の医療機関」令和3年6月現在 みやこ町 「市内新型インフルエンザ医療機関リスト」令和3年6月現在 豊前市

社会福祉施設等 (保健福祉施設・児童福祉施設) 表 3-2.19(1)

区分	図番号 施設名		住所
	1	行橋市地域ケア複合センター	行橋市金屋 599-1
	2	行橋高齢者相談支援センター	行橋市宮市町 4-30
	3	行橋市総合福祉センター(ウィズゆくはし)	行橋市中津熊 501-1
	4	中京高齢者相談支援センター	行橋市中津熊 501
	5	長峡高齢者相談支援センター	行橋市二塚 584 番地
	6	今元高齢者相談支援センター	行橋市大字金屋 370 番地 4
	7	新田原老人いこいの家	行橋市大字道場寺 1446-25
	8	仲津高齢者相談支援センター	行橋市東徳永 339 番地 1
	9	泉高齢者相談支援センター	行橋市東泉 5-1-19
保健福祉施設	10	みやこ町豊津福祉センター	みやこ町豊津 2174-1
		すどりの里	
	11	みやこ町犀川保健相談センター	みやこ町犀川本庄 655-1
	12	築上町築城社会福祉センター	築上町上別府 73
	13	築上町保健センター (チアフルついき)	築上町築城 1096
	14	築上町椎田社会福祉センター(自愛の家)	築上町椎田 861-1
	15	豊前市総合福祉センター	豊前市吉木 955
	16	障がい者支援センター「すずの家」	豊前市荒堀 523-1
	17	地域子育て支援センター「たけのこ」	豊前市千束 78-2
	18	行橋小児童クラブ	行橋市大橋 2-17-1
	19	行橋保育園児童クラブ	行橋市大橋 3-4-23
	20	むつみ保育園児童クラブ	行橋市大字吉国 592-3
	21	延永小児童クラブ	行橋市上津熊 125
	22	第2延永小児童クラブ	行橋市上津熊 125
	23	行橋南小児童クラブ	行橋市南大橋 2-5-1
	24	今元小児童クラブ	行橋市元永 687
	25	泉小児童クラブ	行橋市泉中央 4-1-1
児童福祉施設	26	第2泉小児童クラブ	行橋市泉中央 4-8-64
(放課後児童クラブ)	27	稗田小児童クラブ	行橋市下稗田 967
(水脈及儿童/ / / /	28	今川小児童クラブ	行橋市宝山 857
	29	ときいろ児童クラブ	行橋市宝山 706
	30	コスモス児童クラブ	行橋市南泉 2-18-40
	31	仲津小児童クラブ	行橋市道場寺 1439
	32	勝山児童クラブ	みやこ町勝山大久保 3224-1
	33	豊津児童クラブ	みやこ町豊津 2174-1
	34	みやこ町特学児童クラブ	みやこ町豊津 2174-1
分、図延日及図 9 0 10 27	35	犀川児童クラブ	みやこ町犀川本庄 644
	36	城井保育園児童クラブ	みやこ町犀川木井馬場 1996

注:図番号は図3-2.12に対応します。 出典:「高齢者相談支援センターについて」令和3年6月現在 行橋市

「防災対策」令和3年6月現在 行橋市

「市報ゆくはし」令和3年5月1日 行橋市

「施設案内」令和3年6月現在 みやこ町「施設一覧」令和3年6月現在 築上町「施設一覧」を和3年6月現在 築上町

「健康福祉施設」令和3年6月現在 豊前市 「令和3年度児童クラブの入所等について」令和3年6月現在 行橋市

「保育園・幼稚園一覧」令和3年3月26日更新 行橋市子育て情報ポータルサイト

「保育所(園)の入所手続きについて」令和3年6月 みやこ町

「認可保育所(園)」令和3年6月現在 築上町

「保育」令和3年6月現在 豊前市 「届出保育施設の情報」令和3年6月現在 福岡県

表 3-2.19(2) 社会福祉施設等 (保健福祉施設・児童福祉施設)

区分	図番号	施設名	住所
	37	ひまわり児童クラブ	築上町宇留津 311
	38	築城キッズ児童クラブ	築上町築城 1087-1
	39	おにっ子児童クラブ	築上町湊 1280-1
旧本短机长机	40	きいのこキッズ児童クラブ	築上町袈裟丸 379
児童福祉施設 (放課後児童クラブ)	41	角田放課後児童クラブ	豊前市中村 943-1
(42	宇島放課後児童クラブ	豊前市赤熊 750
	43	八屋放課後児童クラブ	豊前市八屋 2232-1
	44	山田放課後児童クラブ	豊前市四郎丸 417-2
	45	千束放課後児童クラブ	豊前市千束 75
	46	行橋保育園	行橋市大橋 2-19-8
	47	浄喜寺保育園	行橋市今井 1802
	48	大橋保育園	行橋市北泉 1-16-11
	49	いずみ保育園	行橋市西泉 3-3-8
	50	かざぐるま保育園	行橋市福原 205
	51	真光院保育園	行橋市稲童 2479
	52	豊津保育所	みやこ町豊津 1110
	53	犀川のぞみ保育園	みやこ町犀川本庄 745
	54	東築城保育園	築上町東築城 1631-1
	55	八津田保育園	築上町宇留津 683-1
児童福祉施設	56	築城保育所	築上町築城 1198-6
(認可保育園)	57	第一青蓮保育園	築上町安武 1062-8
	58	椎田そらいろ保育園	築上町越路 1326-1
	59	山びこ保育園	築上町椎田 1065-1
	60	第二青蓮保育園	築上町下深野 241
	61	福間保育園	築上町上/河内 1982
	62	光耀保育園	築上町伝法寺 771-1
	63	和光保育園	豊前市八屋 1910
	64	清高保育園	豊前市八屋 1537-1
	65	松若保育園	豊前市四郎丸 1331
	66	みのり保育園	豊前市今市 323-3
	67	ちづか保育園	豊前市千束 78-1

注:図番号は図3-2.12に対応します。

出典:「高齢者相談支援センターについて」令和3年6月現在 行橋市

「防災対策」令和3年6月現在 行橋市

「市報ゆくはし」令和3年5月1日 行橋市 「施設案内」令和3年6月現在 みやこ町 「施設一覧」令和3年6月現在 築上町

「健康福祉施設」令和3年6月現在 豊前市

「令和3年度児童クラブの入所等について」令和3年6月現在 行橋市「放課後児童クラブについて」令和3年6月現在 みやこ町「放課後児童クラブ(学童保育)」令和3年6月現在 築上町「放課後児童クラブ」令和3年6月現在 豊前市

「保育園・幼稚園一覧」令和3年3月26日更新 行橋市子育で情報ポータルサイト

「保育所(園)の入所手続きについて」令和3年6月 みやこ町 「認可保育所(園)」令和3年6月現在 築上町

「保育」令和3年6月現在 豊前市

「届出保育施設の情報」令和3年6月現在 福岡県

表 3-2.19(3) 社会福祉施設等(保健福祉施設・児童福祉施設)

区分	図番号	施設名	住所
	68	行橋保育所	行橋市今井 1134-1
	69	子育てサポートセンターChi's (チーズ)	行橋市西宮市 2-2-35
	70	ひよこ園	行橋市北泉 3-11-1
児童福祉施設	71	そらいろ保育園	行橋市大野井 625-10
(届出保育施設)	72	なかよし託児園	行橋市大野井 22-4
(/田田((17/26))	73	ベビーホーム ANGEL	行橋市泉中央 8-19-15
	74	野菊ワイワイキッズ	行橋市道場寺 364-1, 365- 1, 365-2
	75	福の樹保育園	豊前市赤熊 867-4
	76	ショコラ	行橋市西宮市 2-2-35
旧李垣如朱凯	77	にしみやいち保育園	行橋市西宮市 2-15-14
児童福祉施設 (小規模保育事業 A 型)	78	はぴねす保育園	行橋市泉中央 4-10-10
	79	めばえ	行橋市南泉 3-55-13
	80	小さな星の保育園	行橋市大字矢留 810
児童福祉施設	81	行橋記念病院保育所	行橋市北泉3丁目11番1号
(院内保育施設)	82	行橋厚生病院保育所	行橋市大野井 640
児童福祉施設	83	築上町病後児保育室	築上町築城 1198-6
(病児保育施設)	84	カンガルーのポッケ	豊前市千束 78-1

注:図番号は図3-2.12に対応します。

出典:「高齢者相談支援センターについて」令和3年6月現在 行橋市

「防災対策」令和3年6月現在 行橋市 「市報ゆくはし」令和3年5月1日 行橋市

「施設案内」令和3年6月現在 みやこ町 「施設一覧」令和3年6月現在 築上町

「健康福祉施設」令和3年6月現在 豊前市 「令和3年度児童クラブの入所等について」令和3年6月現在 行橋市 「放課後児童クラブについて」令和3年6月現在 みやこ町 「放課後児童クラブ(学童保育)」令和3年6月現在 築上町

「放課後児童クラブ」令和3年6月現在 豊前市 「保育園・幼稚園一覧」令和3年3月26日更新 行橋市子育で情報ポータルサイト 「保育所(園)の入所手続きについて」令和3年6月 みやこ町 「認可保育所(園))令和3年6月現在 築上町

「保育」令和3年6月現在 豊前市

「届出保育施設の情報」令和3年6月現在 福岡県

表 3-2.20(1) 社会福祉施設等(障がい福祉施設)

中くはし療育支援センター おひさま教室	図番号	名称	種別	住所
2	1		放課後等デイサービス	行橋市中津熊 501
3 夢活動センター行橋	2		就労継続支援 (B型)	行橋市下崎 1235
4 パスレル	3			行橋市宮市町 1-28
6	4	パスレル	放課後等デイサービス	行橋市大橋 3-2-7
おんだんて(ゆうりずむ) 生活介護 計画相談支援 行橋市下崎字大向 1207 保育所等訪問支援 保育所等訪問支援 行橋市西宮市 1-13-28 日立訓練 (生活訓練) 投資を達支援 保育所等訪問支援 行橋市西宮市 2-20-22 計画相談支援 行橋市西宮市 2-17-1 担談支援センターせかんど 計画相談支援 行橋市南宮市 2-17-1 対数支援センターせかんど 対策総裁支援 (B型) 行橋市南京 1-21-12 光センター 放了継続支援 (B型) 行橋市南京 1-21-12 大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	5	相談支援事業所 めばえ	計画相談支援	行橋市大橋 1-1-20
計画相談支援	6	こども cotton	放課後等デイサービス	行橋市金屋 585-34
8	7	あんだんて(ゆうりずむ)		行橋市下崎字大向 1207
10	8	ゆくはし療育支援センター すまいる		行橋市西宮市 1-13-28
11 相談支援センターせかんど 計画相談支援 行橋市南泉 1-21-12 12 光センター 就労継続支援 (B型) 行橋市沓尾 590-5 13 夢活動センター秋桜 就労継続支援 (B型) 行橋市本尾 590-5 14 グループホームわかば 共同生活援助 行橋市土泉 4-14-52 16 相談支援事業所 共生の里 計画相談支援 行橋市北泉 4-14-52 16 相談支援事業所 共生の里 計画相談支援 行橋市市泉 4-11-15 17 みやこの杜 就労継続支援 (A型) 行橋市東泉 4-6-16 19 O Z デイゆくはし 児童発達支援 放課後等デイサービス 技労継続支援 (A型) 行橋市高瀬 64-1 21 放課後クラブ にじいろ 泉 放課後等デイサービス 技労継続支援 (A型) 行橋市高瀬 64-2 22 作業所 大和 対応接受 大和 対応接受 大和 対応接受 大和 対応接受 大和 対応接助 行橋市南泉 1-21-12 大門生活援助 大和 大門生活援助 大師市南泉 1-21-11 24 グループホーム なが居 共同生活援助 大師市南泉 1-21-11 24 グループホーム なが居 共同生活援助 大師市南泉 1-31-14 25 大き総合センター行橋 大郎業後等デイサービス 大師市南泉 1-31-14 大郎業後等デイサービス 大郎業後等デイサービス 大橋市道場寺 1730-1 大郎業後等デイサービス 計画相談支援 行橋市道場寺 1730-1 大橋市道場寺 1730-1 大郎業を援センター 大橋市道場寺 1589-1 就労支援センター 大師生活援助 大橋市南泉 2-28-1 計画相談支援 1 立訓練 (生活訓練) 大橋市南泉 2-28-1 計画相談支援 1 立訓練 (生活訓練) 大橋市南泉 2-50-1 就労を育支援 日本活援助 大橋市南泉 2-50-1 就労を育支援 日本活援助 大橋市南泉 4-11-6 31 泉荘 共同生活援助 大橋市南泉 4-11-6 大師市南泉 4-11-6 大橋市南泉 4-11-6 大師市南泉 4-11-5	9		就労移行支援 (一般型)	行橋市西宮市 2-20-22
12	10	宇宙の家	放課後等デイサービス	行橋市西宮市 2-17-1
13 夢活動センター秋桜 就労継続支援 (B型) 行橋市神田町 9-8 14 グループホームわかば 共同生活援助 行橋市大野井 657-15 15 ムック 放課後等デイサービス 行橋市大野井 355-1 16 相談支援事業所 共生の里 計画相談支援 行橋市大野井 355-1 計画相談支援 行橋市東泉 4-6-16 日報 特定相談支援事業所 ちゃくら 計画相談支援 行橋市高瀬 64-2 日報 大和 大和 大和 大和 大和 大和 大和 大	11	相談支援センターせかんど	計画相談支援	行橋市南泉 1-21-12
14	12	光センター	就労継続支援 (B型)	行橋市沓尾 590-5
15	13	夢活動センター秋桜	就労継続支援 (B型)	行橋市神田町 9-8
16 相談支援事業所 共生の里 計画相談支援 行橋市中央 6-11-15 17 みやこの杜 就労継続支援 (A型) 行橋市大野井 355-1 18 特定相談支援事業所 ちゃくら 計画相談支援 行橋市東泉 4-6-16 生活介護 欠	14	グループホームわかば	共同生活援助	行橋市大野井 657-15
17	15	ムック	放課後等デイサービス	行橋市北泉 4-14-52
18 特定相談支援事業所 ちゃくら 計画相談支援 行橋市東泉 4-6-16 生活介護 児童発達支援 投票発達支援 投票後等デイサービス 投票後等デイサービス 投票後等デイサービス 投票後の方式 にじいろ 泉 放課後等デイサービス 投票後等デイサービス 投票を支援 投票を支援 投票を支援 投票を支援 投票を支援 投票を支援 投票を支援 投票を支援 投票 投票 投票 投票 投票 投票 投票 投	16	相談支援事業所 共生の里	計画相談支援	行橋市中央 6-11-15
19	17	みやこの杜	就労継続支援 (A 型)	行橋市大野井 355-1
19	18	特定相談支援事業所 ちゃくら	計画相談支援	行橋市東泉 4-6-16
20 a z u l	19	OZデイゆくはし	児童発達支援	行橋市高瀬 64-2
21放課後クラブ にじいろ 泉放課後等デイサービス 成労継続支援 (B型)行橋市福原 202-422作業所 大和就労継続支援 (B型)行橋市南泉 1-21-1223ケアホーム叶芽共同生活援助 短期入所行橋市南泉 1-21-1124グループホーム なが居共同生活援助行橋市南泉 1-31-1425子ども総合センター行橋 (放課後等デイサービスやまのこ)児童発達支援センター 保育所等訪問支援 放課後等デイサービス行橋市道場寺 1730-126相談支援事業所 らしく 財務支援センター希京計画相談支援行橋市道場寺 1589-127就労支援センター希京就労継続支援 (A型) 対総続支援 (B型) 共同生活援助 計画相談支援行橋市南泉 2-28-128愛和社会復帰センター (愛和相談支援センター)共同生活援助 計画相談支援行橋市南泉 2-50-129サポートセンターあいわ就労移行支援 (一般型) 就労を着支援行橋市南泉 2-50-130わーく・いずみ就労継続支援 (B型)行橋市南泉 4-11-631泉荘共同生活援助行橋市南泉 4-11-5	20	azul		行橋市高瀬 64-1
22作業所 大和就労継続支援 (B型)行橋市南泉 1-21-1223ケアホーム叶芽共同生活援助 短期入所行橋市南泉 1-21-1124グループホーム なが居共同生活援助 児童発達支援センター (放課後等デイサービスやまのこ)行橋市南泉 1-31-1425子ども総合センター行橋 (放課後等デイサービスやまのこ)保育所等訪問支援 放課後等デイサービス行橋市道場寺 1730-126相談支援事業所 らしく 就労支援センター希京計画相談支援 、成労継続支援 (A型) 、大橋市宝山 890-1行橋市富場 90-128愛和社会復帰センター (愛和相談支援センター)、成労継続支援 (B型) 、共同生活援助 、計画相談支援行橋市南泉 2-28-129サポートセンターあいわ就労移行支援 (一般型) 、就労を行支援 (一般型) 、就労定着支援行橋市南泉 2-50-130わーく・いずみ 、泉荘就労継続支援 (B型)行橋市南泉 4-11-631泉荘共同生活援助行橋市南泉 4-11-5	21			
23	22	作業所 大和	就労継続支援 (B型)	
24	23	ケアホーム叶芽		行橋市南泉 1-21-11
25すども総合センター11橋 (放課後等デイサービスやまのこ)保育所等訪問支援 放課後等デイサービス行橋市道場寺 1730-126相談支援事業所 らしく 就労支援センター希京計画相談支援 就労継続支援(A型) 中同生活援助 計画相談支援行橋市室山 890-128愛和社会復帰センター (愛和相談支援センター)就労継続支援(B型) 共同生活援助 計画相談支援29サポートセンターあいわ就労移行支援(一般型) 就労を着支援行橋市南泉 2-50-130わーく・いずみ就労継続支援(B型)行橋市南泉 4-11-631泉荘共同生活援助行橋市南泉 4-11-5	24	グループホーム なが居	共同生活援助	行橋市南泉 1-31-14
27就労支援センター希京就労継続支援(A型)行橋市宝山890-128愛和社会復帰センター (愛和相談支援センター)共同生活援助 計画相談支援行橋市南泉2-28-129サポートセンターあいわ就労移行支援(一般型)行橋市南泉2-50-130わーく・いずみ就労継続支援(B型)行橋市南泉4-11-631泉荘共同生活援助行橋市南泉4-11-5	25		保育所等訪問支援	行橋市道場寺 1730-1
28愛和社会復帰センター (愛和相談支援センター)就労継続支援(B型) 共同生活援助 計画相談支援行橋市南泉 2-28-129サポートセンターあいわ就労移行支援(一般型) 就労定着支援行橋市南泉 2-50-130わーく・いずみ就労継続支援(B型)行橋市南泉 4-11-631泉荘共同生活援助行橋市南泉 4-11-5	26	相談支援事業所 らしく		行橋市道場寺 1589-1
28 愛和任会復帰センター (愛和相談支援センター) 共同生活援助 計画相談支援 行橋市南泉 2-28-1 29 サポートセンターあいわ 就労移行支援(一般型) 就労定着支援 行橋市南泉 2-50-1 30 わーく・いずみ 就労継続支援(B型) 行橋市南泉 4-11-6 31 泉荘 共同生活援助 行橋市南泉 4-11-5	27	就労支援センター希京	就労継続支援 (A型)	行橋市宝山 890-1
29サポートセンターあいわ就労移行支援(一般型) 就労定着支援行橋市南泉 2-50-130わーく・いずみ就労継続支援(B型)行橋市南泉 4-11-631泉荘共同生活援助行橋市南泉 4-11-5	28		共同生活援助	
31 泉荘 共同生活援助 行橋市南泉 4-11-5			自立訓練(生活訓練) 就労移行支援(一般型) 就労定着支援	
	-			
注:図番号は図3-2.13に対応します。			共同生活援助	行橋市南泉 4-11-5

注:図番号は図3-2.13に対応します。

出典:「指定障がい福祉サービス事業所一覧」令和3年8月1日現在 福岡県 「指定障がい児通所支援施設・事業所、指定障がい児入所支援施設及び指定障がい児相談支援事業所一覧」 令和3年8月1日現在 福岡県

表 3-2.20(2) 社会福祉施設等(障がい福祉施設)

図番号	名称	種別	住所
32	グループホーム 共生の里	短期入所 共同生活援助	行橋市矢留 1246
33	ひばりキッズジュニア行橋こうめ	児童発達支援 放課後等デイサービス	行橋市南泉 7-29-3
34	就労支援センター ガイド	就労継続支援(A型)	行橋市道場寺 1323-51
35	工房 うらら	就労継続支援 (B型)	みやこ町国作 1123-23
36	放課後等デイサービス のどか	放課後等デイサービス	みやこ町豊津 403-1
37	障がい者地域サポートセンター 京 の郷	就労継続支援(B型)	みやこ町犀川本庄 180-1
38	こすもすの里	共同生活援助	みやこ町豊津 1371-9
39	第2こすもすの里	短期入所	みやこ町豊津 1369-1
40	風和里くらぶ	就労継続支援 (A型)	みやこ町豊津 516-1
41	シーズ	就労継続支援 (B型)	みやこ町豊津 699
42	グローバル・アカデミー	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	みやこ町豊津 1539-2
43	こすもすの広場	放課後等デイサービス	みやこ町上原 1011-3
44	こすもす園・京都 (相談支援センターこすもす)	生活介護 就労継続支援(B型) 計画相談支援	みやこ町上原 1011-4
45	錦陵の苑 (相談支援センター錦陵の苑)	生活介護 短期入所 施設入所支援 計画相談支援	みやこ町節丸 930
46	ワークセンター ほーぷ	就労継続支援 (A 型)	みやこ町勝山黒田 1690-3
47	就労支援事業所 クローバー	就労継続支援 (B型)	みやこ町勝山黒田 607-3
48	みやこ町社協障がい者相談支援事業 所	計画相談支援	みやこ町犀川古川 50
49	放課後等デイサービス りやん	放課後等デイサービス	築上町東築城 1638
50	放課後等デイサービス すてっぷ	放課後等デイサービス	築上町築城 1220-4
51	WING	放課後等デイサービス	築上町安武 1595-4
52	介護老人保健施設 ピア・ハートⅡ	短期入所	築上町安武 844-2
53	とび梅学園	就労移行支援(一般型) 就労継続支援(B型)	築上町越路 474-1
54	就労継続支援施設のぞみ	就労継続支援 (A型)	築上町坂本 402-1
55	共同生活介護事業所「こすもす」	共同生活援助 短期入所	築上町下香楽 103-13
56	ワークランド・こすもす	就労移行支援(一般型) 就労継続支援(B型) 就労定着支援	築上町小山田 2382-1

注:図番号は図3-2.13に対応します。

出典:「指定障がい福祉サービス事業所一覧」令和3年8月1日現在 福岡県

「指定障がい児通所支援施設・事業所、指定障がい児入所支援施設及び指定障がい児相談支援事業所一覧」令和3年8月1日現在 福岡県

表 3-2.20(3) 社会福祉施設等(障がい福祉施設)

住所		種別	住所
57	第二ワークランド・こすもす (指定相談支援事業所「てのひら」)	生活介護 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	築上町小山田 2390-3
58	陽光学園 おやまだ (相談支援センター きずな)	生活介護 計画相談支援	築上町小山田 2058-20
59	和光苑 (相談支援センター 空の窓)	生活介護 短期入所 施設入所支援 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	築上町上/河内 1033-1
60	こども支援事業所にじいろ buzen	児童発達支援 放課後等デイサービス	豊前市八屋 1360
61	オタマじゃくし	放課後等デイサービス	豊前市八屋 1873-1
62	あごらんち (多機能型施設あごら)	共同生活援助 就労継続支援(B型)	豊前市八屋 1801-1
63	多機能型施設あごら	生活介護	豊前市八屋 1800-8
64	豊前市障害者地域生活支援センター 「すずの家」	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	豊前市荒堀 523-1
65	介護老人保健施設 ほうらい山荘	短期入所	豊前市四郎丸 1690-3
66	ラポールすおう (地域生活支援センター すおう)	共同生活援助 短期入所 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	豊前市塔田 589-1
67	共同生活ホーム あすなろ荘 (相談支援センター みらい)	共同生活援助 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	豊前市久路土 1491-1
68	障がい者就労支援施設 みらい	就労継続支援 (B型)	豊前市久路土 1491-3
69	ゆずりは荘	共同生活援助	豊前市久路土 1487-1
70	ハミングバード	生活介護 就労継続支援(B型)	豊前市川内 2344 番 3
71	障害者支援施設 第一周防学園	生活介護 短期入所 施設入所支援	豊前市川内 3739-16
72	多機能型事業所 第二周防学園	自立訓練(生活訓練) 就労移行支援(一般型) 就労継続支援(B型) 就労定着支援	豊前市川内 3724-5
73	きのこセンター翼	就労継続支援(A型)	豊前市青畑 415
注・図番号	は図 3-2.13 に対応します。		

注:図番号は図3-2.13に対応します。

出典:「指定障がい福祉サービス事業所一覧」令和3年8月1日現在 福岡県 「指定障がい児通所支援施設・事業所、指定障がい児入所支援施設及び指定障がい児相談支援事業所一覧」 令和3年8月1日現在 福岡県

表 3-2.21(1) 社会福祉施設等(介護事業所等)

図番号	名称	種別	住所
1	デイサービスセンター 美来	地域密着型通所介護	行橋市行事 6-2-2
2	かがやきの家	住宅型有料老人ホーム	行橋市東大橋 1-3-9
3	グループホーム つるとかめ	認知症対応型共同生活介護	行橋市東大橋 1-3-10
	グループホームコスモス今元	認知症対応型共同生活介護	
4	(小規模多機能ホーム コスモス今元)	小規模多機能型居宅介護	行橋市今井 3138-1
5	ウィズゆくはしデイサービスセンター	通所介護	行橋市中津熊 501
6	ひかりの里	住宅型有料老人ホーム	行橋市西宮市 1-6-25
0	(デイサービス ひかりの里)	地域密着型通所介護	11,1111,121,131,132
7	株式会社さわやか倶楽部グループホーム あおいうみ	認知症対応型共同生活介護	行橋市西宮市 1-12-33
8	大原病院指定介護療養型医療施設 (大原病院介護医療院) (大原デイサービスセンター) (大原病院デイケア)	介護療養型医療施設 介護医療院 通所介護 通所リハビリテーション	行橋市宮市町 2-5
9	美咲の郷	住宅型有料老人ホーム	行橋市金屋 404-2
10	デイサービス なぎさの家	通所介護	行橋市金屋 649-1
10	新芭蕉の杜	住宅型有料老人ホーム	
11	(デイサービスセンター芭蕉の杜)	通所介護	行橋市下津熊 939-1
	メディカルホームこころ	住宅型有料老人ホーム	
12	(デイサービスセンターこころ)	通所介護	行橋市中央 2-7-8
13	みやこの苑 (ユニット型みやこの苑) (みやこの苑グループホーム) (みやこの苑デイサービスセンター)	特別養護老人ホーム認知症対応型共同生活介護養護老人ホーム通所介護	行橋市大字二塚 584
1.4	ゴノ中、バフーセノトコ	短期入所生活介護	怎麼士由海纶 200 10
14 15	デイサービス あくしゅ グランドホームゆくはし	地域密着型通所介護	行橋市中津熊 333-10 行橋市西宮市 2-2-35
16	あんしんの家	介護付有料老人ホーム 住宅型有料老人ホーム	行橋市中央 3-8-18
17	デイサービスセンター 大空	通所介護	行橋市中央 3-8-19
18	デイサービスセンター 入宝	通所介護	行橋市西宮市 5-30-3
19	デイサービスセンター 陽	通所介護	行橋市天生田 586-1
20	デイサービスセンターあいあい行橋	通所介護	行橋市 <u>大</u> 至田 500 1 行橋市西宮市 5-31-17
21	宮の下デイサービスぼたん	地域密着型通所介護	行橋市元永 882
22	さわやか行橋館	介護付有料老人ホーム	行橋市北泉 3-11-3
23	さわやか行橋弐番館 (さわやかリハビリデイサービスゆくはし)	短期入所生活介護 介護付有料老人ホーム 短期入所生活介護 通所介護	行橋市北泉 3-11-4
24	行橋園	介護老人保健施設 通所リハビリテーション 短期入所療養介護	行橋市北泉 3-11-1
25	大空	住宅型有料老人ホーム	行橋市今井 1398-1
26	通所介護 リハビリセンターきずな	地域密着型通所介護	行橋市今井 1399-1
27	くつろぎの家	住宅型有料老人ホーム	行橋市泉中央 2-17-5
28	グループリビング コスモス今川 (デイサービスセンターコスモス今川)	住宅型有料老人ホーム 地域密着型通所介護	行橋市大野井 478
	「ハイッ - ヒハヒック - コハヒハヨハリー 号は図 3-2.14 に対応します。	1000四日王旭川川 咬	

注:図番号は図3-2.14に対応します。

出典:「介護・高齢者福祉」令和3年6月現在 福岡県 「介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公開システム」令和3年8月現在 厚生労働省

表 3-2.21(2) 社会福祉施設等(介護事業所等)

	X 0 2:21 (2) [12	(油性)	
図番号	名称	種別	住所
29	グループホームコスモス今川	認知症対応型共同生活介護	行橋市大野井 477-1
30	ファミリーホーム・アバン 1号館	介護付有料老人ホーム	行橋市大野井 871-1
0.1	住宅型有料老人ホーム あおい	住宅型有料老人ホーム	行橋市大野井馬場 110番
31	(デイサービスセンタープラム)	通所介護	1
32	喜楽デイサービスセンター	通所介護	行橋市北泉 5-11-6
33	ほのかの郷	住宅型有料老人ホーム	行橋市今井 1346-1
34	デイサービス虹の家	地域密着型通所介護	行橋市泉中央 6-11-15
35	石並園	特別養護老人ホーム	行橋市稲童字塚原 3927
36	住宅型有料老人ホーム くくる	短期入所生活介護 住宅型有料老人ホーム	 行橋市前田 546-1
30	ひだまり	住宅型有料老人ホーム	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
37	(デイサービスひだまり)	地域密着型通所介護	行橋市元永 703-1
38	リハビリデイサービス りふる ゆくはし	地域密着型通所介護	行橋市高瀬 379-1
39	デイサービスセンター 大空にぎわい	通所介護	行橋市東泉 4-6-16
	グループホームほのぼの	認知症対応型共同生活介護	
40	(小規模多機能ホーム ほのぼの)	小規模多機能型居宅介護	行橋市南泉 1-35-4
41	住宅型有料老人ホーム はーとふるゆくはし	住宅型有料老人ホーム	行橋市南泉 1-24-7
42	デイサービス和	地域密着型通所介護	行橋市南泉 1-24-12
43	生活リハビリホーム 井戸端わいわい	小規模多機能型居宅介護	行橋市流末 1277-1
44	宅老所第三ほのぼの (宅老所第二ほのぼの)	地域密着型通所介護 通所介護	行橋市南泉 1-35-2
45	大家族の家ほのぼの	住宅型有料老人ホーム	行橋市南泉 1-35-3
46	有料老人ホーム虹の家	住宅型有料老人ホーム	行橋市南泉 2-28-3
47	グループホーム愛の家	認知症対応型共同生活介護	行橋市南泉 2-28-2
48	デイサービスセンター ハッピークローバー	地域密着型通所介護	行橋市道場寺 1470-3
49	あおぞらの里 行橋デイサービスセン ター	通所介護	行橋市道場寺 1409-5
50	泉の里 (デイサービスセンター 泉の里)	住宅型有料老人ホーム 通所介護	行橋市南泉 3-40-7
51	シルバーメイト館新田原 (デイサービスセンター そら)	住宅型有料老人ホーム通所介護	行橋市道場寺 1439-386
52	ケアホーム来夢 (グループホーム 来夢)	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護	行橋市道場寺 1250
53	新田原聖母病院通所リハビリ	通所リハビリテーション	行橋市東徳永 382
54	新田原デイサービス	通所介護	行橋市東徳永 339-1
55	グループホーム楽生縁	認知症対応型共同生活介護	行橋市東徳永 167-6
56	ゆくはし (デイサービスセンターゆくはし)	軽費老人ホーム(ケアハウス) 通所介護	行橋市東徳永 167-11
57	ゆくはし南館	軽費老人ホーム(ケアハウス)	行橋市東徳永 167-1
58	デイサービス道草こらしょ	地域密着型通所介護	行橋市道場寺 1268-26
59	グループホーム 真心	認知症対応型共同生活介護	行橋市道場寺 1274-1
	ファーフ ハーコー	#G-V-G/正ハ1/G-二-V-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	14 1141 114 / (2007) 4 121 1 1

注:図番号は図3-2.14に対応します。 出典:「介護・高齢者福祉」令和3年6月現在 福岡県 「介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公開システム」令和3年8月現在 厚生労働省

表 3-2.21(3) 社会福祉施設等(介護事業所等)

図番号	名称	種別	住所	
	勝山苑	特別養護老人ホーム		
60	(勝山苑短期入所生活介護事業所)	短期入所生活介護	みやこ町勝山大久保 3224-1	
	(勝山苑通所介護事業所)	通所介護	7 (= 1,03)	
		軽費老人ホーム		
61	ケアハウスかつやま	(ケアハウス)	みやこ町勝山大久保 3233-1	
	グループホーム いやしのさと	認知症対応型共同生活介護		
62	(デイサービス いやしの家)	認知症対応型通所介護	みやこ町国分 1396	
63	デイサービス クローバー豊津	地域密着型通所介護	みやこ町豊津 754-11	
	聖家族の家	特別養護老人ホーム	-/ (C. 13EIT 101 11	
64	(聖家族の家ショートステイ)	短期入所生活介護	みやこ町豊津 566-2	
01	(聖家族の家デイサービスセンター)	通所介護	が、(こり登件 900 2	
	認知症高齢者グループホーム			
65	『みやこの愛』	認知症対応型共同生活介護	みやこ町豊津 1205−1	
	住宅型有料老人ホーム			
66	は一とふるみやこ	住宅型有料老人ホーム	みやこ町犀川花熊 1001	
	14 C 22-30 / C	介護老人保健施設		
67	アデリーヌみやこ	短期入所療養介護	みやこ町豊津 2128	
		通所リハビリテーション	000 (C 引 登件 2120	
68	ホステル京都	介護付有料老人ホーム	みやこ町豊津 2121-4	
69	小規模多機能型ホームのみやこ	小規模多機能型居宅介護	みやこ町豊津 2121-7	
70	グループホーム 白梅の里		みやこ町犀川久富 1616	
10		特別養護老人ホーム		
71	犀川園	短期入所生活介護	みやこ町谷口 759	
'1	(犀川園デイサービスセンター)	通所介護		
72	マルミ苑グループホーム	認知症対応型共同生活介護	みやご町展川公口 425	
73	はなやぎの家	住宅型有料老人ホーム	みやこ町犀川本庄 510-1	
74	グループホーム 美咲	認知症対応型共同生活介護	みやこ町犀川本庄 458-2	
14	錦陵の苑	住宅型有料老人ホーム	かくこ門 年川本江 430 2	
75	端後の死 (デイサービスセンター錦陵の苑)	地域密着型通所介護	みやこ町節丸 941-3	
76	デイサービス太陽	通所介護	 築上町下別府 1533-1	
77	デイサービス ボイサービス 花みずき	通所介護	築上町東築城 113-1	
78		通所介護	築上町東八田 802	
18	桜	連別分 護 住宅型有料老人ホーム	架上門界八田 802	
79	I		築上町東八田 814-1	
	(宮崎デイサービスセンター) 医療法人 宮崎リハビリテーション	通所介護		
80		通所リハビリテーション	築上町東八田 845-1	
	医院	人並ルナル(サーエー)		
81	介護付有料老人ホーム やまぼうし	介護付有料老人ホーム	築上町東築城 135-1	
	(ショートステイ やまぼうし)	短期入所生活介護		
82	グループホーム シャラの木	認知症対応型共同生活介護	築上町東築城 1630-1	
83	ナーシングホームあかり	特別養護老人ホーム	築上町築城 165-1	
84	デイサービスセンターうらら	通所介護	築上町築城 1005-1	
85	誠松園	特別養護老人ホーム	築上町安武 990	
		短期入所生活介護	.,.	
86	誠松園デイサービスセンター - は図 3-2 14 に対応します。	通所介護	築上町安武 981	

注:図番号は図3-2.14に対応します。

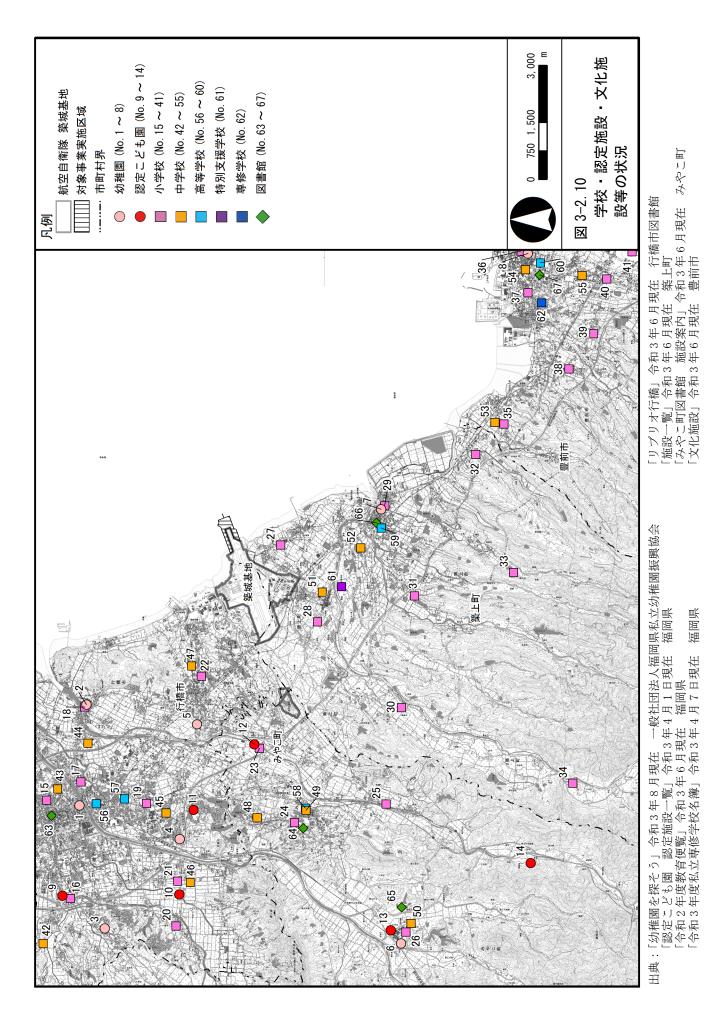
出典:「介護・高齢者福祉」令和3年6月現在 福岡県

「介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公開システム」令和3年8月現在 厚生労働省

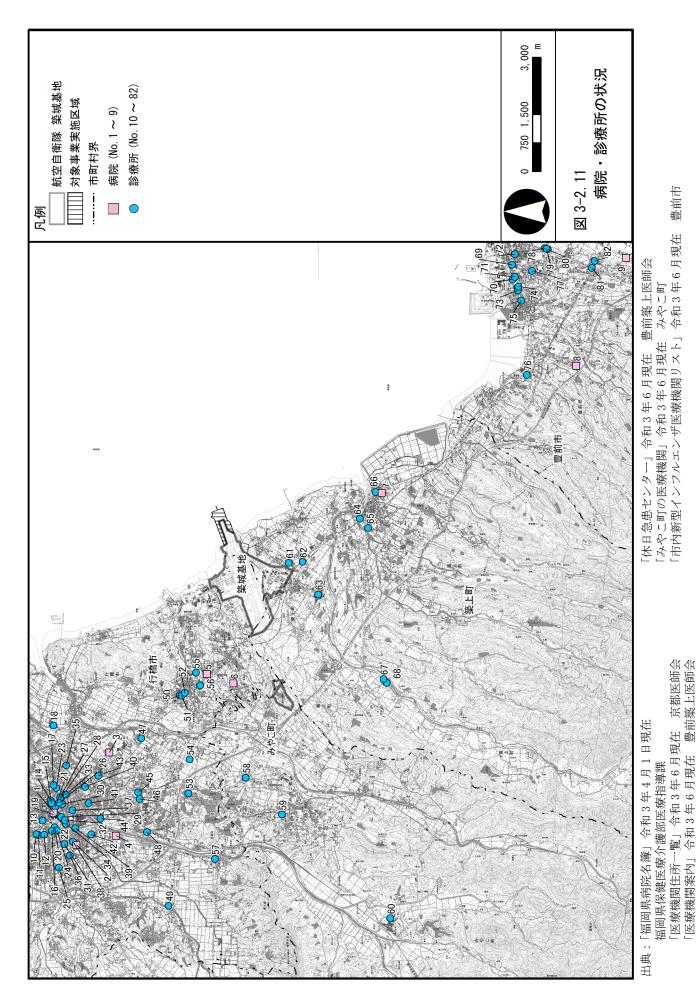
表 3-2. 21(4) 社会福祉施設等(介護事業所等)

図番号	名称	種別	住所
87	ピア・ハート (ピア・ハートⅡ)	介護老人保健施設 通所リハビリテーション	築上町安武 844-2
88	グループホーム浜の宮	認知症対応型共同生活介護	築上町高塚 763-3
89	向日葵荘	軽費老人ホーム (ケアハウス)	築上町湊 1276-4
90	青海山荘 (ユニット型介護老人保健施設 青 海山荘)	介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション	築上町湊 1277-3
91	デイサービスセンター やすらぎ荘	通所介護	築上町湊 1275
92	ピースハウス	介護付有料老人ホーム	築上町湊 1035-2
93	愛翠苑	特別養護老人ホーム 短期入所生活介護	築上町上/河内 1048
94	向陽荘	養護老人ホーム	豊前市松江 968-1
95	ケアポートぶぜん	介護付有料老人ホーム 通所介護	豊前市赤熊 1359-1
96	ケアポートぶぜん2番館	住宅型有料老人ホーム	豊前市赤熊 1359-4
97	通所介護リハビリセンターきずな豊 前	通所介護	豊前市四郎丸 119-1
98	フラワーズヴィラ おこしかけ (デイサービス おこしかけ)	住宅型有料老人ホーム 通所介護	豊前市四郎丸 1308-1
99	望海荘 (デイサービスセンター望海荘)	軽費老人ホーム (旧A型) 通所介護	豊前市松江 991-9
100	グループホーム望海荘	認知症対応型共同生活介護	豊前市松江 690-10
101	小規模多機能型居宅介護事業所 りくぜん	小規模多機能型居宅介護	豊前市青豊 18-3
102	デイサービス ほうらい今市	認知症対応型通所介護	豊前市今市 122-2
103	グループホームほうらい	認知症対応型共同生活介護	豊前市今市 135-1
104	デイサービス たんぽぽ	地域密着型通所介護	豊前市今市 115-1
105	ほうらい鳥越	住宅型有料老人ホーム	豊前市鳥越 769-1
106	ほうらい山荘	介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション	豊前市四郎丸 1690-3
107	デイサービスほうらい山田	認知症対応型通所介護	豊前市大村 6-1
108	ケアハイツぶぜん	介護老人保健施設 短期入所療養介護 通所リハビリテーション	豊前市千東 157-2

注: 図番号は図 3-2. 14 に対応します。 出典:「介護・高齢者福祉」令和 3 年 6 月現在 福岡県 「介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公開システム」令和 3 年 8 月現在 厚生労働省

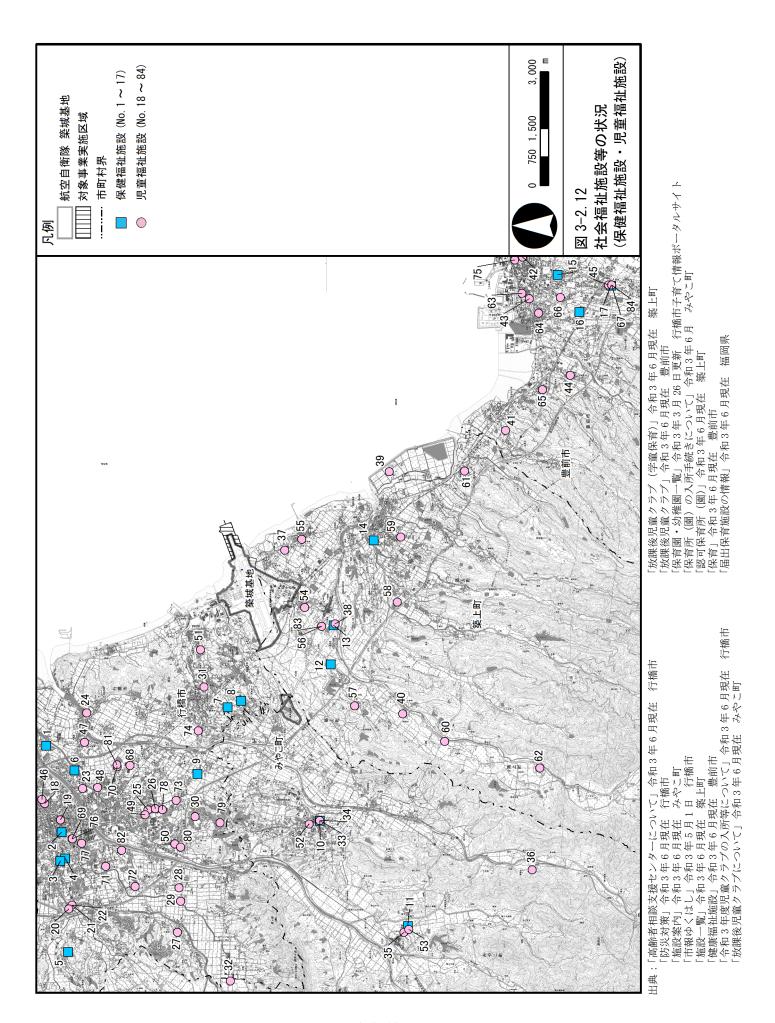


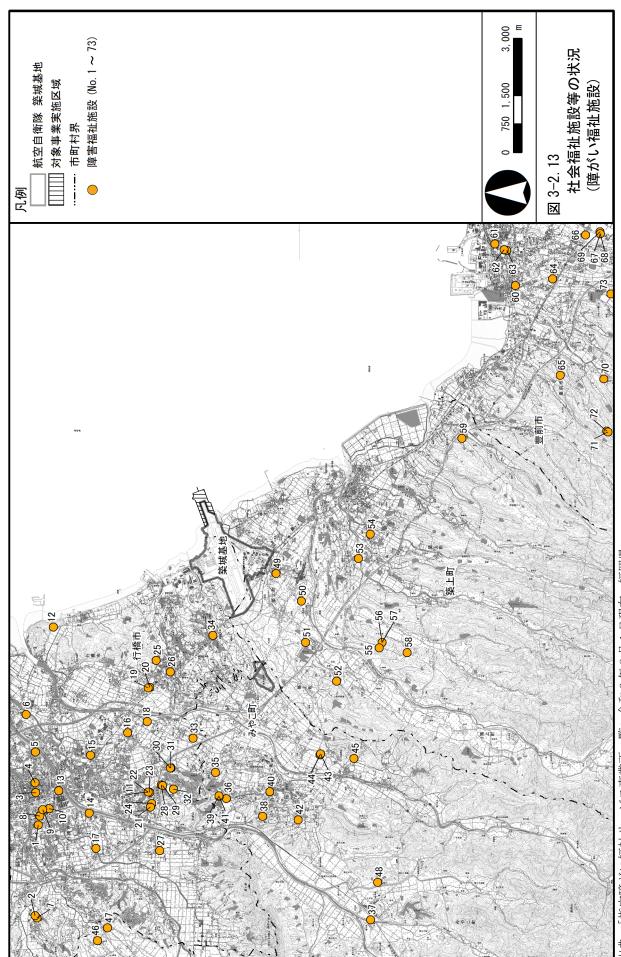
3.2-41



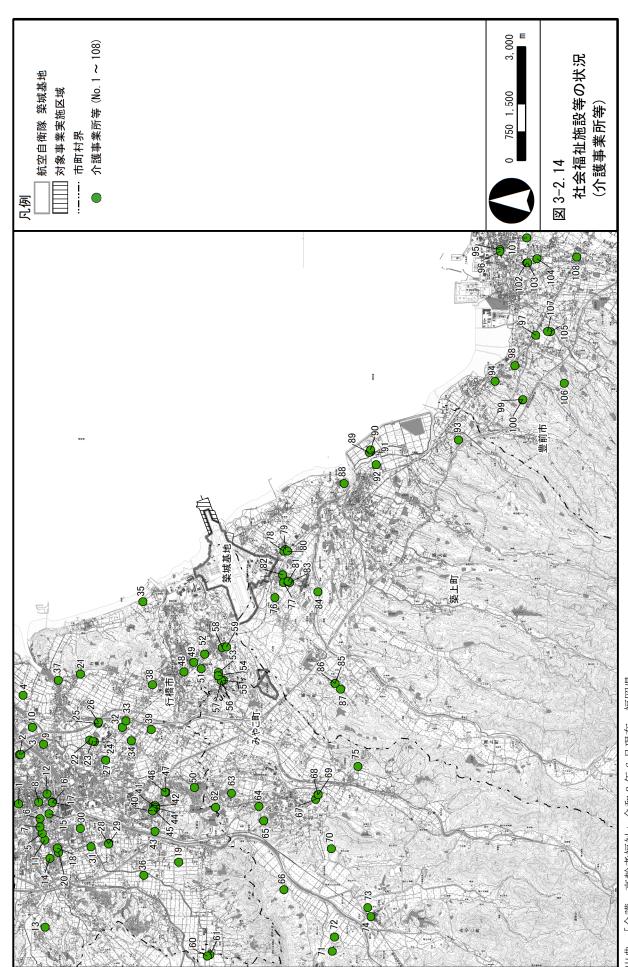
豊前市

3.2-42





福岡県 出典:「指定障がい福祉サービス事業所一覧」令和3年8月1日現在 福岡県 「指定障がい児通所支援施設・事業所、指定障がい児入所支援施設及び指定障がい児相談支援事業所一覧」令和3年8月1日現在



厚生労働省 出典:「介護・高齢者福祉」令和3年6月現在 福岡県 「介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公開システム」令和3年8月現在

2.6 下水道及び廃棄物処理施設等の状況

2.6.1 下水道の整備及び利用状況

対象区域に該当する市町における汚水処理の状況は表 3-2.22 に示すとおりであり、汚水処理人口普及率は、行橋市 59.4%、築上町 68.8%、みやこ町 77.0%、豊前市 69.9%であり、下水道整備率は、行橋市 20.6%、築上町 28.3%、みやこ町 7.7%、豊前市 40.3%となっています。

表 3-2.22 汚水処理の状況

			行橋市	築上町	みやこ町	豊前市
住民基本台帳人口		(人)	73, 113	17, 867	19, 349	25, 189
汚水処理人口		(人)	43, 417	12, 285	14, 901	17, 615
汚水処理人口普及率		(%)	59. 4	68.8	77.0	69. 9
下水道	処理人口	(人)	15, 040	5, 058	1, 482	10, 145
	整備率	(%)	20.6	28. 3	7. 7	40.3
典类集英批业按訊符	整備人口	(人)	1, 741	4, 908	3, 060	0
農業集落排水施設等	整備率	(%)	2. 4	27. 5	15.8	0.0
合併処理浄化槽等	処理人口	(人)	26, 636	2, 319	10, 359	7, 470
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	普及率	(%)	36. 4	13. 0	53. 5	29. 7

注1:令和2年3月31日時点の状況です。

注2:四捨五入の関係上、下水道整備率、農業集落排水施設等整備率及び合併処理浄化槽等普及率の合計が汚水処理

人口普及率と等しくならない場合があります。

出典:「福岡県の下水道 令和2年度」令和3年3月 福岡県建築都市部下水道課

2.6.2 廃棄物処理施設等の整備及び利用状況

(1) 一般廃棄物

対象区域における廃棄物処理施設等については、可燃ごみ処理施設、最終処分場(埋立処分地)、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設として、表 3-2.23 に示す施設が整備されています。 施設の位置を図 3-2.15 に示します。

表 3-2.23 一般廃棄物処理施設の一覧

施設	設置者	図番号	処 理 施 設 名	型式	能力
可燃ごみ処理	行橋市みやこ町 清掃施設組合	1	みやこ処理場	中継施設	143t/日
一角窓こみ処理	築上町	2	ごみ固形燃料化施設	RDF 製造施設	25t/日×1 炉
. 地	豊前市外二町 清掃施設組合	3	豊前市外二町清掃 センター	ストーカー炉 +灰溶融炉	35t/日×2炉
最終処分場 (埋立処分地)	築上町	2	最終処分場	_	埋立地面積 2,571m ²
	築上町	2	リサイクル施設	選別破砕	7t/日
粗大ごみ 処理施設	豊前市外二町 清掃施設組合	3	豊前市外二町 清掃センター リサイクルセンター	選別破砕	20t/日
	行橋市	4	音無苑	標準脱窒素処理方式	191kL/日
し尿処理 施設		5	築上町 有機液肥製造施設	液肥堆肥化	23kL/日
ル巴氏	築上町	6	築上町 第2有機液肥製造施設	液肥堆肥化	19.52kL/日

注:表中の番号は図3-2.15に対応します。

出典:「福岡県における一般廃棄物処理の現況 (令和元年度版)」令和3年3月 福岡県環境部

(2) 産業廃棄物

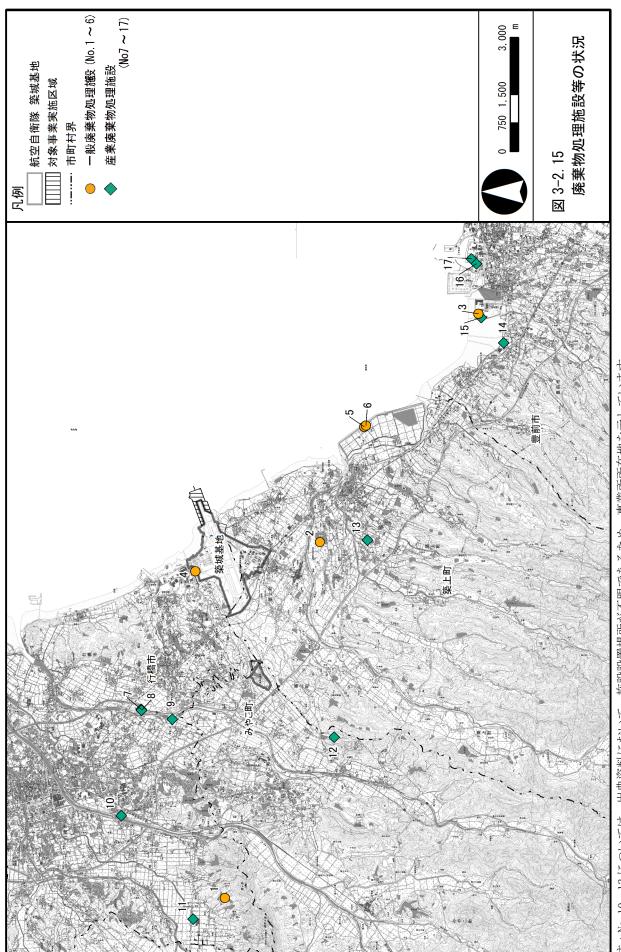
対象区域の産業廃棄物処理業者等については、表 3-2.24 に示すとおりです。 施設の位置を図 3-2.15 に示します。

表 3-2.24 産業廃棄物処理業者の一覧

施設	図番号	処 理 業 者 名	処 理 方 式		
	7	株式会社日豊清掃センター	溶融固化		
	8	株式会社日豊清掃センター	脱水		
	9	早雲商事有限会社	圧縮梱包		
	10	有限会社中京清掃サービス社	天日乾燥		
	11	有限会社堀本建設	破砕 (移動式兼用)		
中間処理施設	12	株式会社環境リサイクルセンター	選別、破砕(移動式兼用)		
	13	大浜建設工業株式会社	破砕 (移動式兼用)		
	14	平山産業株式会社	選別、破砕		
	15	松山建設株式会社 破砕			
	16	九州高圧コンクリート工業株式会社	破砕		
	17	豊前開発環境エネルギー株式会社	造粒固化		

注:表中の番号は図3-2.15に対応します。

出典:「産業廃棄物処理業者名簿」令和3年3月末時点 福岡県



注:No.10、13 については、出典資料において、施設設置場所が不明であるため、事業所所在地を示しています。 出典:「福岡県における一般廃棄物処理の現況(令和元年度版)」令和3年3月 福岡県環境部 「産業廃棄物処理業者名簿」令和3年3月末時点 福岡県

2.7 関係法令等の指定、規制等

2.7.1 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

(1) 大気質

大気質に係る環境基準は、環境基本法 (平成 5 年 11 月 19 日 法律第 91 号 〈改正〉令和 3 年 5 月 19 日 法律第 36 号) 及びダイオキシン類対策特別措置法 (平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号 〈改正〉平成 26 年 6 月 18 日 法律第 72 号) に基づいて定められています。

環境基本法に基づく大気の汚染に係る環境基準について(昭和48年5月8日環境庁告示第25号〈改正〉平成8年10月25日環境庁告示第73号)及び二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年7月11日環境庁告示第38号〈改正〉平成8年10月25日環境庁告示第74号)では、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、二酸化硫黄、一酸化炭素等の5項目について環境基準が定められています。

また、ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について(平成9年2月4日 環境庁告示第4号 <改正>平成30年11月19日 環境省告示第100号)では、ベンゼン等の4項目について環境基準が定められています。

さらに、微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について(平成21年9月9日環境省告示第33号)では、微小粒子状物質について環境基準が定められています。

また、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年12月27日環境庁告示第68号〈改正〉平成21年3月31日環境省告示第11号)では、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、ダイオキシン類について環境基準が定められています。

各項目の環境基準を表 3-2.25 に示します。

表 3-2.25 大気質に係る環境基準

物質名	環境基準	
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以	
一般化いわり	下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均	
10000000000000000000000000000000000000	値が 20ppm 以下であること。	
 浮遊粒子状物質	1 時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が0.20mg/m³	
行 <u>姓</u> 極 1 代物員	以下であること。	
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以	
一敗に至示	下であること。	
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m³以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が 0.003 mg/m³以下であること。	
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m³以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m³以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m³以下であること。	
微小粒子状物質	1 年平均値が $15\mu\mathrm{g/m^3}$ 以下であり、かつ、 1 日平均値が $35\mu\mathrm{g/m^3}$ 以下であ	
	ること。	

- 備考 1:環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しません。
 - 2: 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm以下のものをいいます。
 - 3: 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除きます。)をいいます。
 - 4:ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とします。
 - 5: 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\,\mu\,\mathrm{m}$ の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいいます。
- 出典:「大気の汚染に係る環境基準について」昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 〈改正〉平成8年10月25日 環境庁告示第73号
 - 「二酸化窒素に係る環境基準について」昭和53年7月11日 環境庁告示第38号
 - 〈改正〉平成8年10月25日 環境庁告示第74号
 - 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」平成11年12月27日環境庁告示第68号〈改正〉平成21年3月31日環境省告示第11号
 - 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」平成9年2月4日 環境庁告示第4号
 - 〈改正〉平成 30 年 11 月 19 日 環境省告示第 100 号
 - 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」平成21年9月9日 環境省告示第33号

(2) 騒 音

① 一般環境騒音

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準について (平成10年9月30日 環境庁告示第64号 <改正>平成24年3月30日環境省告示第54号)では、人の健康を保護し、生活環境を保全す る上で維持することが望ましい基準として、騒音に係る環境基準が定められています。

各項目の環境基準を表 3-2.26~表 3-2.28 に、環境基準の類型を当てはめる地域を表 3-2.29 に、対象区域の類型指定状況を図 3-2.16 に示します。対象区域は、広い範囲で B 類型に指定さ れています。

表 3-2.26 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域)

地域の類型	時間(の 区 分
地域の類至	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
С	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1: AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地 域とします。

注2:Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とします

注3:Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とします。

注4:Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とします。 注5:ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下、「道路に面する地域」という)については、その環境基準

は、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとします。

注6:評価方法は、等価騒音レベルです。

出典:「騒音に係る環境基準について」平成10年9月30日 環境庁告示第64号

〈改正〉平成24年3月30日 環境省告示第54号

表 3-2.27 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	時間の区分		
地域の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	
A 地域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下	
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	

備考:車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいま す。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の 基準値の欄に掲げるとおりとします。

注:評価方法は、等価騒音レベルです。

出典:「騒音に係る環境基準について」平成10年9月30日 環境庁告示第64号

〈改正〉平成24年3月30日 環境省告示第54号

表 3-2.28 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

	基	準	値	
昼 間 (6:00~22:00)				夜 間 (22:00~6:00)
70 デシベル以下				65 デシベル以下
/ 世 北				

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認め られるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下) によることができる。

注:評価方法は、等価騒音レベルです。 出典:「騒音に係る環境基準について」平成10年9月30日 環境庁告示第64号

〈改正〉平成24年3月30日 環境省告示第54号

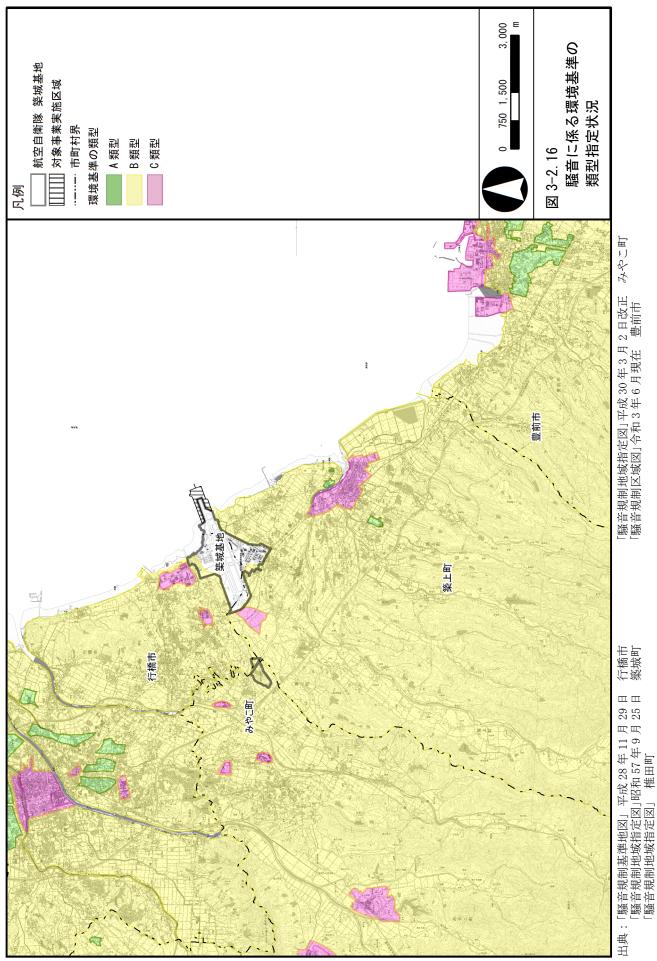
表 3-2.29 騒音に関する環境基準の類型を当てはめる地域

地域の類型	当てはめる地域
A	騒音規制法(昭和43年 法律第98号)の規定に基づき、知事、市長が指定する地域 (以下「指定地域」という。)のうち、同法 第4条第1項の規定に基づき、知事、市 長が定める時間及び区域の区分 ごとの規制基準(以下「規制基準」という。)により 第1種区域に区分された地域
В	指定地域のうち、規制基準により第2種区域に区分された地域
С	指定地域のうち、規制基準により第3種区域及び第4種区域に区分された地域

備考:この表は、都市計画法(昭和43年 法律第100号)第8条に規定する工業専用地域及び臨港地区、港湾法(昭和25年 法律第218号)第2条に規定する臨港地区並びに航空法(昭和27年 法律第231号)第2条に規定する空港等については適用しません。

出典:「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」平成 11 年 3 月 31 日 福岡県告示第 633 号 〈改正〉平成 24 年 3 月 30 日 福岡県告示第 659 号)

- :「環境基本法第16条第2項第2号イの規定に基づき、騒音に係る環境基準類型を当てはめる地域の指定」 平成24年4月1日 行橋市告示第55号
- :「環境基本法第16条第2項第2号イの規定に基づき、騒音に係る環境基準類型を当てはめる地域の指定」 平成24年3月31日 豊前市告示第33号



「騒音規制地城指定図」平成30年3月2日改正 「騒音規制区域図」令和3年6月現在 豊前市

3.2-53

② 航空機騒音

航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年12月27日 環境庁告示第154号 <改正>平成19年12月17日 環境省告示第114号)では、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準として環境基準が定められています。

航空機騒音に係る環境基準を表 3-2.30 に、対象区域の類型指定状況を表 3-2.31 及び図 3-2.17 に示します。

表 3-2.30 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
П	62 デシベル以下

注1:評価指標は時間帯補正等価騒音レベル(Lden)です。

注2:地域の類型ごとに当てはめる地域は表3-2.31に示すとおりです。

注3: Iをあてはめる地域は専ら住居のように供される地域とし、Ⅱをあてはめる地域は

I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とします。

出典:「航空機騒音に係る環境基準について」 昭和 49 年 12 月 27 日 環境庁告示第 154 号

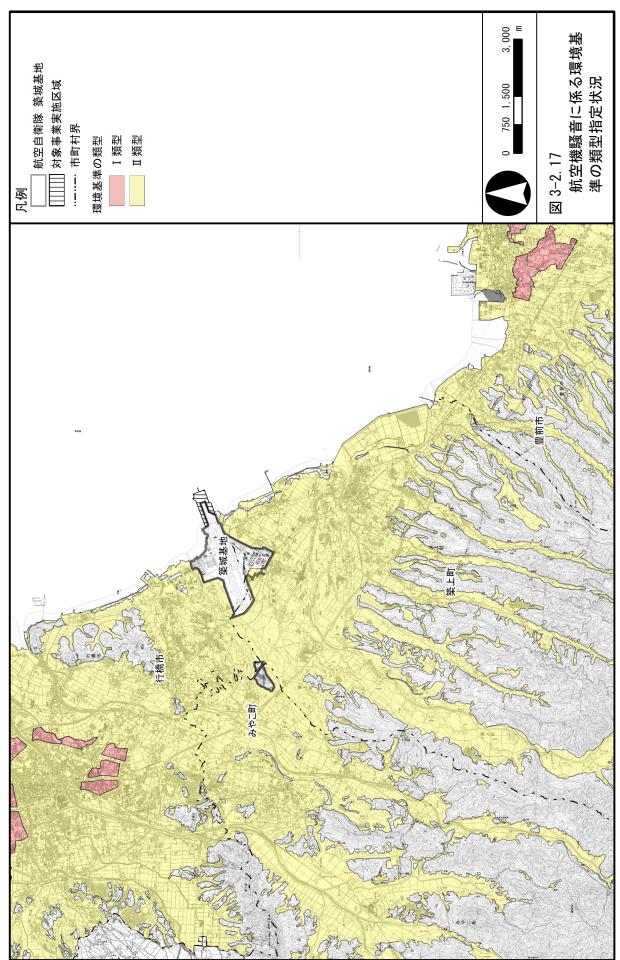
〈改正〉平成 19 年 12 月 17 日 環境省告示第 114 号

表 3-2.31 航空機騒音に係る環境基準の類型指定状況

地域の類型	当てはめる地域
I	別表に掲げる地域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
П	別表に掲げる地域のうち、類型 I をあてはめた地域以外の地域。ただし、都市計画 法第8条第1項第1号の規定により定められた工業専用地域、国土利用計画法(昭 和49年法律第92号)第9条第2項第3号の規定により定められた森林地域であっ て、かつ、都市計画法第7条第1項による市街化区域以外の地域並びに河川法(昭 和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域、海上、湖沼及び空港敷地 又は飛行場敷地である地域は除く。

注:別表に掲げる地域とは、築城飛行場関係では行橋市、豊前市、みやこ町のうち旧犀川町及び旧豊津町の区域、 築上町が該当します。

出典:「航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域」平成4年4月6日 福岡県告示第672号 〈改正〉平成30年10月12日 福岡県告示第863号



注:土地利用計画図及び各市町村の用途地域図を基に、福岡県告示(平成 30 年 10 月 12 日 第 863 号)に示される地域を示しています。 出典:「航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域」平成 4 年 4 月 6 日 福岡県告示第 672 号 <改正>平成 30 年 10 月 12 日 福岡県告示第 863 号

(3) 土 壌

土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年8月23日 環境庁告示第46号〈改正〉令和2年4月2日 環境省告示第44号)は、環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づいて定められています。環境基本法に基づく土壌に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、29項目について環境基準が定められています。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、ダイオキシン類について環境基準が定められています。各項目の環境基準を表3-2.32に示します。

表 3-2.32 土壌汚染に係る環境基準

カドミウム 検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。 全シアン 検液中に検出されないこと。 有機燐(りん) 検液中に検出されないこと。 鉛 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 六価クロム 検液1Lにつき0.05mg以下であること。 砒(ひ)素 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。 総水銀 検液1Lにつき0.0005mg以下であること。 アルキル水銀 検液中に検出されないこと。 PCB 検液中に検出されないこと。 調 農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。 ジクロロメタン 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 クロロエチレン(別名塩化ビニルスは塩化ビニルスは塩化ビニルモノマー) 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 1、2ージクロロエタン 検液1Lにつき0.004mg以下であること。 1、2ージクロロエチレン 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 1、1・1・リクロロエタン 検液1Lにつき1mg以下であること。 1、1、1・1・リクロロエタン 検液1Lにつき1mg以下であること。 1、1、2・トリクロロエタン 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 1、1、2・トリクロロエタン 検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
#Ikgにつき0.4mg以下であること。 全シアン 検液中に検出されないこと。 有機燐(りん) 検液中に検出されないこと。 鉛 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 六価クロム 検液1Lにつき0.05mg以下であること。 (ひ)素 検液1Lにつき0.005mg以下であること。 総水銀 検液1Lにつき0.0005mg以下であること。 においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。 アルキル水銀 検液中に検出されないこと。 PCB 検液中に検出されないこと。 関用地 (田に限る。) において、土壌1kgにつき125mg未満であること。 ジクロロメタン 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 四塩化炭素 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー) 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 1、2ージクロロエチレン 検液1Lにつき0.004mg以下であること。 1、1ージクロロエチレン 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 1、2ージクロロエチレン 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 1、1ージクロロエチレン 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 1、1ーリクロロエタン 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 1、1ーリクロロエタン 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 1、1ーリクロロエタン 検液1Lにつき1mg以下であること。	は、
有機燐 (りん)検液中に検出されないこと。鉛検液1Lにつき0.01mg以下であること。大価クロム検液1Lにつき0.05mg以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。総水銀検液1Lにつき0.0005mg以下であること。アルキル水銀検液中に検出されないこと。PCB検液中に検出されないこと。調農用地 (田に限る。) において、土壌1kgにつき125mg未満できること。ジクロロメタン検液1Lにつき0.02mg以下であること。四塩化炭素検液1Lにつき0.002mg以下であること。クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)検液1Lにつき0.002mg以下であること。1,2ージクロロエタン検液1Lにつき0.004mg以下であること。1,1ージクロロエチレン検液1Lにつき0.1mg以下であること。1,2ージクロロエチレン検液1Lにつき0.04mg以下であること。1,1ードリクロロエタン検液1Lにつき1.04mg以下であること。1,1ードリクロロエタン検液1Lにつき1.05mg以下であること。	
鉛検液ILにつき0.01mg以下であること。大価クロム検液ILにつき0.05mg以下であること。砒(ひ)素検液ILにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。) においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。総水銀検液ILにつき0.0005mg以下であること。アルキル水銀検液中に検出されないこと。PCB検液中に検出されないこと。調農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満できること。ジクロロメタン検液ILにつき0.02mg以下であること。四塩化炭素検液ILにつき0.002mg以下であること。クロロエチレン(別名塩化ビニルスは塩化ビニルモノマー)検液1Lにつき0.002mg以下であること。1,2ージクロロエタン検液1Lにつき0.004mg以下であること。1,1ージクロロエチレン検液1Lにつき0.1mg以下であること。1,2ージクロロエチレン検液1Lにつき0.04mg以下であること。1,1ートリクロロエタン検液1Lにつき1mg以下であること。	
六価クロム検液ILにつき0.05mg以下であること。砒(ひ)素検液ILにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。) においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。総水銀検液ILにつき0.0005mg以下であること。アルキル水銀検液中に検出されないこと。PCB検液中に検出されないこと。調農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満できること。ジクロロメタン検液ILにつき0.02mg以下であること。四塩化炭素検液ILにつき0.002mg以下であること。クロロエチレン(別名塩化ビニルスは塩化ビニルモノマー)検液ILにつき0.002mg以下であること。1,2ージクロロエタン検液ILにつき0.004mg以下であること。1,1ージクロロエチレン検液ILにつき0.1mg以下であること。1,2ージクロロエチレン検液ILにつき0.04mg以下であること。1,1ートリクロロエタン検液ILにつき1mg以下であること。	
砒 (ひ)素検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。) においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。総水銀検液1Lにつき0.0005mg以下であること。アルキル水銀検液中に検出されないこと。PCB検液中に検出されないこと。銅農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満できること。ジクロロメタン検液1Lにつき0.02mg以下であること。四塩化炭素検液1Lにつき0.002mg以下であること。クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)検液1Lにつき0.002mg以下であること。1,2ージクロロエタン検液1Lにつき0.004mg以下であること。1,1ージクロロエチレン検液1Lにつき0.1mg以下であること。1,2ージクロロエチレン検液1Lにつき0.04mg以下であること。1,1ートリクロロエタン検液1Lにつき1mg以下であること。	
 (び) 素 においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。 検液1Lにつき0.0005mg以下であること。 アルキル水銀 検液中に検出されないこと。 母 機液中に検出されないこと。 調 機械1Lにつき0.02mg以下であること。 四塩化炭素 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー) 1,2-ジクロロエチレン 検液1Lにつき0.004mg以下であること。 1,1-ジクロロエチレン 検液1Lにつき0.004mg以下であること。 1,2-ジクロロエチレン 検液1Lにつき0.1mg以下であること。 1,2-ジクロロエチレン 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 1,1-ジクロロエチレン 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 1,1-トリクロロエタン 検液1Lにつき1mg以下であること。 	
 総水銀 検液1Lにつき0.0005mg以下であること。 アルキル水銀 検液中に検出されないこと。 B (大田) (田に限る。) において、土壌1kgにつき125mg未満できること。 ジクロロメタン 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 四塩化炭素 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー) 1,2-ジクロロエタン 検液1Lにつき0.004mg以下であること。 1,1-ジクロロエチレン 検液1Lにつき0.004mg以下であること。 1,1-ジクロロエチレン 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 1,1-ジクロロエチレン 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 1,1-ドリクロロエタン 検液1Lにつき1mg以下であること。 1,1,1-トリクロロエタン 検液1Lにつき1mg以下であること。)。)
アルキル水銀検液中に検出されないこと。PCB検液中に検出されないこと。調農用地 (田に限る。) において、土壌1kgにつき125mg未満できること。ジクロロメタン検液1Lにつき0.02mg以下であること。四塩化炭素検液1Lにつき0.002mg以下であること。クロロエチレン (別名塩化ビニルスは塩化ビニルモノマー)検液1Lにつき0.002mg以下であること。1,2-ジクロロエタン検液1Lにつき0.004mg以下であること。1,1-ジクロロエチレン検液1Lにつき0.1mg以下であること。1,2-ジクロロエチレン検液1Lにつき0.04mg以下であること。1,1-トリクロロエタン検液1Lにつき1mg以下であること。	
PCB検液中に検出されないこと。銅農用地 (田に限る。) において、土壌1kgにつき125mg未満でること。ジクロロメタン検液1Lにつき0.02mg以下であること。四塩化炭素検液1Lにつき0.002mg以下であること。クロロエチレン (別名塩化ビニルスは塩化ビニルモノマー)検液1Lにつき0.002mg以下であること。1,2-ジクロロエタン検液1Lにつき0.004mg以下であること。1,1-ジクロロエチレン検液1Lにつき0.1mg以下であること。1,2-ジクロロエチレン検液1Lにつき0.04mg以下であること。1,1-トリクロロエタン検液1Lにつき1mg以下であること。	
### #################################	
 一 あこと。 ジクロロメタン 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 四塩化炭素 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー) 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 1,2-ジクロロエタン 検液1Lにつき0.004mg以下であること。 1,1-ジクロロエチレン 検液1Lにつき0.1mg以下であること。 1,2-ジクロロエチレン 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 1,1-トリクロロエタン 検液1Lにつき1mg以下であること。 	
ジクロロメタン検液1Lにつき0.02mg以下であること。四塩化炭素検液1Lにつき0.002mg以下であること。クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)検液1Lにつき0.002mg以下であること。1,2-ジクロロエタン検液1Lにつき0.004mg以下であること。1,1-ジクロロエチレン検液1Lにつき0.1mg以下であること。1,2-ジクロロエチレン検液1Lにつき0.04mg以下であること。1,1-トリクロロエタン検液1Lにつき1mg以下であること。	であ
四塩化炭素検液1Lにつき0.002mg以下であること。クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)検液1Lにつき0.002mg以下であること。1,2-ジクロロエタン検液1Lにつき0.004mg以下であること。1,1-ジクロロエチレン検液1Lにつき0.1mg以下であること。1,2-ジクロロエチレン検液1Lにつき0.04mg以下であること。1,1-トリクロロエタン検液1Lにつき1mg以下であること。	
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)検液1Lにつき0.002mg以下であること。1,2-ジクロロエタン検液1Lにつき0.004mg以下であること。1,1-ジクロロエチレン検液1Lにつき0.1mg以下であること。1,2-ジクロロエチレン検液1Lにつき0.04mg以下であること。1,1,1-トリクロロエタン検液1Lにつき1mg以下であること。	
又は塩化ビニルモノマー)検液1Lにつき0.002mg以下であること。1,2-ジクロロエタン検液1Lにつき0.004mg以下であること。1,1-ジクロロエチレン検液1Lにつき0.1mg以下であること。1,2-ジクロロエチレン検液1Lにつき0.04mg以下であること。1,1,1-トリクロロエタン検液1Lにつき1mg以下であること。	
スは塩化ビニルモノマー) 検液1Lにつき0.004mg以下であること。 1,2-ジクロロエチレン 検液1Lにつき0.1mg以下であること。 1,2-ジクロロエチレン 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 1,1,1-トリクロロエタン 検液1Lにつき1mg以下であること。	
1,1-ジクロロエチレン検液1Lにつき0.1mg以下であること。1,2-ジクロロエチレン検液1Lにつき0.04mg以下であること。1,1,1-トリクロロエタン検液1Lにつき1mg以下であること。	
1,2-ジクロロエチレン検液1Lにつき0.04mg以下であること。1,1,1-トリクロロエタン検液1Lにつき1mg以下であること。	
1,1,1-トリクロロエタン 検液1Lにつき1mg以下であること。	
1 1 9 トリカロロエカン	
トリクロロエチレン 検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
テトラクロロエチレン 検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
1,3-ジクロロプロペン 検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
チウラム 検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
シマジン 検液1Lにつき0.003mg以下であること。	
チオベンカルブ 検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
ベンゼン 検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
セレン 検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
ふっ素 検液1Lにつき0.8mg以下であること。	
ほう素 検液1Lにつき1mg以下であること。	
1,4-ジオキサン 検液1Lにつき0.05mg以下であること。	
ダイオキシン類 1,000pg-TEQ/g以下 借表 1・環境上の条件のきた検询中濃度に係るたのにあっては仕事(実験)に定める方法により検察を作成し	

- 備考 1:環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表(省略)に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとします。
 - 2:カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち 検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中の これらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とします。
 - 3:「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄(省略)に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。
 - 4:有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいいます。
 - 5:ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とします。
- 出典:「土壌の汚染に係る環境基準について」平成3年8月23日 環境庁告示第46号 〈改正〉令和2年4月2日 環境省告示第44号

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚染(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」平成11年12月27日環境庁告示第68号〈改正〉平成21年3月31日環境省告示第11号

(4) 水 質

環境基本法に基づく公共用水域の水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日環境庁告示第59号〈改正〉令和3年10月7日環境省告示第62号)は、水質保全行政の目標として達成し、維持することが望ましい基準を定めたもので、人の健康の保護に関するものと生活環境の保全に関するものがあります。

人の健康の保護に関するものは、表 3-2.33 に示すとおり公共用水域に対して一律に環境基準が定められています。生活環境の保全に関するものは、表 3-2.34 及び表 3-2.35 に示すとおり、河川や湖沼及び海域ごとの利用目的に応じて、それぞれ環境基準が定められています。

対象区域の類型指定の状況を図3-2.18に示します。

地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日 環境庁告示第10号 〈改正〉 令和3年10月7日 環境省告示第63号)は、水質保全行政の目標として達成し、維持すること が望ましい基準を定めたものです。

地下水については、人の健康の保護に関するものがあり、表 3-2.36 に示すとおり一律に定められています。

なお、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、表 3-2.33 及び表 3-2.36 に示すとおり、ダイオキシン類について環境基準が定められています。

表 3-2.33 人の健康の保護に関する環境基準 (河川・海域)

項目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下

- 備考 1: 基準値は年間平均値とします。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とします。
 - 2:「検出されないこと」とは、測定方法の項(省略)に掲げる測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。
 - 3:海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しません。
 - 4: 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定 された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とします。
 - 5: ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とします。
- 出典:「水質汚濁に係る環境基準について」昭和46年12月28日 環境庁告示第59号
 - 〈改正〉令和3年10月7日 環境省告示第62号
 - 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」平成11年12月27日環境庁告示第68号
 - 〈改正〉平成21年3月31日 環境省告示第11号

表 3-2.34(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域-1)

			基	準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶 存 酸素量 (DO)	大腸菌数	ノルマル ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB 以下の欄に掲げるも の	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されない こと。
В	水産2級 工業用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	-	検出されない こと。
С	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	_	_

- 備考1:基準値は、日間平均値とします。
 - 2: 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とします。
 - 3:「検出されないこと」とは、測定方法の項(省略)に掲げる測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。
- 注1:自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 注2:水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 - 水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用
- 注3:環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
- 出典:「水質汚濁に係る環境基準について」昭和46年12月28日 環境庁告示第59号
 - 〈改正〉令和3年10月7日 環境省告示第62号

表 3-2.34(2) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域-2)

項目	和田口投入文字也	基差	単 値	
類型	利用目的の適応性	全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L 以下	
П	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ш	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L以下	

- 備考1:基準値は、年間平均値とします。
 - 2: 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとします。
- 注1:自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 注2:水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 - 水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 - 水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 注3:生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度
- 出典:「水質汚濁に係る環境基準について」昭和46年12月28日環境庁告示第59号
 - 〈改正〉令和3年10月7日 環境省告示第62号

表 3-2.34(3) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域-3)

			基準	値
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域		0.0007mg/L 以下	0.006mg/L以下

備考:基準値は、年平均値とします。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

〈改正〉令和3年10月7日 環境省告示第62号

表 3-2.34(4) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域-4)

項目類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	底層溶存酸素量 基準値
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる 場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物 を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を 保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2. 0mg/L 以上

備考:基準値は、日間平均値とします。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

〈改正〉令和3年10月7日 環境省告示第62号

表 3-2.35(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川-1)

				進	 値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及び B 以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
В	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
С	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
Е	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこ と。	2mg/L 以上	_

備考1:基準値は、日間平均値とします。

2:農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とします(湖沼もこれに準ずる。)。

注1: 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

注2:水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3:水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

"3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4:工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

" 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

" 3級:特殊の浄水操作を行うもの

注5:環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

〈改正〉令和3年10月7日 環境省告示第62号

表 3-2.35(2) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川-2)

			基準	値
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベンゼ ンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水 生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考:基準値は、年間平均値とします。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

〈改正〉令和3年10月7日 環境省告示第62号

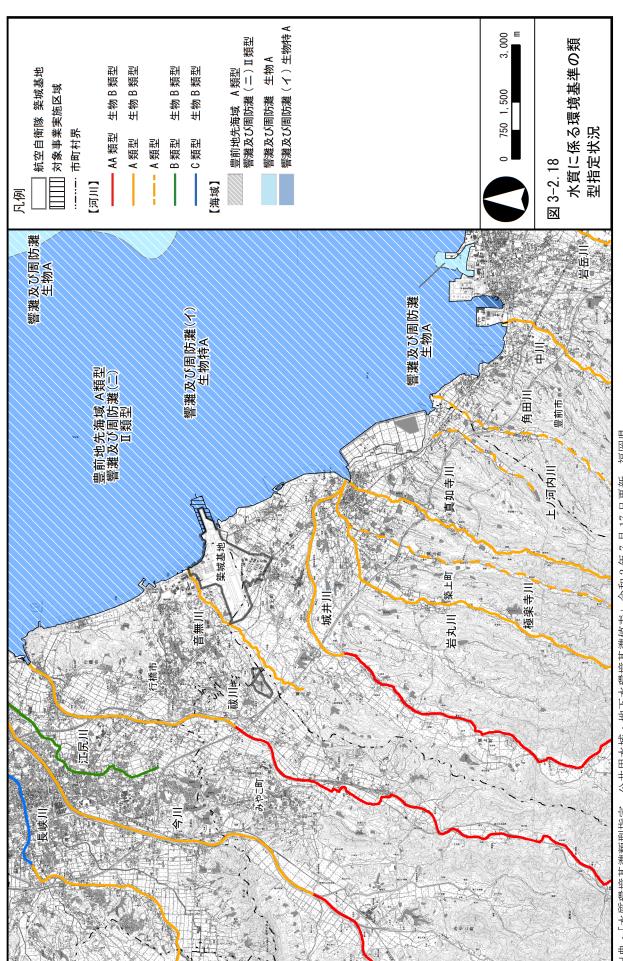
表 3-2.36 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニ ルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

- 備考1:基準値は年間平均値とします。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とします。
 - 2:「検出されないこと」とは、測定方法の欄(省略)に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。
 - 3: 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とします。
 - 4:1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
 - 5: ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とします。
- 出典:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」平成9年3月13日 環境庁告示第10号 〈改正〉令和3年10月7日 環境省告示第63号

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境基準について」平成11年12月27日環境庁告示第68号

〈改正〉平成 21 年 3 月 31 日 環境省告示第 11 号



出典:「水質環境基準類型指定、公共用水域・地下水環境基準値表」令和 2 年 7 月 17 日更新 福岡県 「海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」平成 29 年 5 月 22 日 環境省告示第 47 号

(5) 水底の底質

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水底の底質に係る環境基準は、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、表 3-2.37 に示すとおり、公共用水域の底質について基準値が 150pg-TEQ/g 以下と定められています。

表 3-2.37 水底の底質に係る環境基準

項目	環境基準
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下

備考:基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とします。

出典:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に

係る環境基準について」平成11年12月27日環境庁告示第68号

〈改正〉令和4年11月25日環境省告示第89号

2.7.2 公害防止関係法令に基づく規制基準等

(1) 大気質に係る規制基準

① 大気汚染防止法に基づく規制

大気汚染防止法 (昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号 〈改正〉令和 2 年 6 月 5 日 法律第 39 号)は、工場及び事業場の事業活動に伴って発生するばい煙、粉じんに係る排出規制、自動車排出ガスに係る許容限度を次のとおり定めています。

a. ばい煙の排出規制

ばい煙発生施設は、大気汚染防止法施行規則(昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号〈改正〉令和3年3月25日環境省令第3号)によって、施設ごとに一定の規模等が定められており、ばい煙発生施設の種類は32施設が指定されています。ばい煙物質(いおう酸化物、ばいじん、カドミウム、塩素等)については、表3-2.38に示すとおり排出基準が定められています。

表 3-2.38 ばい煙排出基準

ばい煙物質	排出基準等			
いおう酸化物	「大気汚染防止法施行規則」第3条に示される式により算出したいおう 酸化物の量とする。			
ばいじん	「大気汚染防止法施行規則」第4条 別表第2(施設の種類・規模ごとのばいじんの量)			
カドミウム及びその化合物				
塩素	│ │ 「大気汚染防止法施行規則」第5条1項 別表第3(施設の種類・規模ご)			
塩化水素	「人気行柴的正伝施17規則」第3条1項 別表第3 (施設の僅類・規模に との有害物質の量)			
弗素、弗化水素及び弗化珪素				
鉛及びその化合物				
窒素酸化物	「大気汚染防止法施行規則」第5条2項 別表第3の2(施設の種類・規模ごとの窒素酸化物の量)			
水銀	「大気汚染防止法施行規則」第5条2 第1項 別表第3の3(施設の種類・規模ごとの水銀の量)			

出典:「大気汚染防止法施行規則」昭和 46 年 6 月 22 日 厚生省・通商産業省令第 1 号 〈改正〉令和 3 年 3 月 25 日 環境省令第 3 号

b. 粉じんに係る規制

粉じんによる大気汚染を防止するため、粉じんの規制が定められています。

粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」とし、それ以外の粉じんを「一般粉じん」としています。

一般粉じん発生施設についての構造に関する基準は、土石や鉱物からの粉じん飛散防止の ための施設の構造、使用に対して施設の種類ごとに基準が定められており、特定粉じんにつ いては表 3-2.39 に示すとおり、施設の敷地境界における規制基準が定められています。

表 3-2.39 特定粉じんの敷地境界基準

環境大臣が定める測定方法により測定された大気中の石綿の濃度が 1L につき 10 本であること。

出典:「大気汚染防止法施行規則」昭和 46 年 6 月 22 日 厚生省・通商産業省令第 1 号 〈改正〉令和 3 年 3 月 25 日 環境省令第 3 号

c. 自動車排出ガスの規制

自動車排出ガスにおける規制物質は、表 3-2.40 に示すとおり一酸化炭素、非メタン炭化水素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質の 5 種類の物質となっており、その種類及び自動車の種類ごとに排出ガスの量の許容限度が定められています。

表 3-2.40 自動車排出ガスの許容限度

自動車排出ガスの種類		許 容 限 度	
一酸化炭素			
非メタン炭化水素(排気管から排出されるものに限る。)			
炭化水素	排気管から排出されるもの ブローバイガスとして排出されるもの 蒸気ガスとして排出されるもの	─ ─ 「自動車排出ガスの量の許容限度」 ─ 別表第1(省略)に示される許容限度	
窒素酸化物			
粒子状物質			
粒子状物質のうちディーゼル黒煙			

出典:「自動車排出ガスの量の許容限度」昭和49年1月21日 環境庁告示第1号 〈改正〉平成30年6月5日環境省告示第44号

d. 有害大気汚染物質に係る排出又は飛散に関する抑制

有害大気汚染物質によって人の健康に係る被害が生じることを防止するために、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの指定物質について、表 3-2.41 に示すとおり、物質の種類及び施設ごとに指定物質抑制基準が定められています。

表 3-2.41 指定物質抑制基準

指定物質	抑制基準等		
ベンゼン			
トリクロロエチレン			
テトラクロロエチレン			

出典:「大気汚染防止法附則第9項の規定に基づく指定物質抑制基準」平成9年2月6日 環境庁告示第5号

e. ダイオキシン類に係る規制

ダイオキシン類対策特別措置法により、特定施設から排出されるダイオキシン類について、表 3-2.42 に示すとおり、特定施設の種類及び構造ごとに排出基準が定められています。

表 3-2.42 ダイオキシン類の排出基準 (大気)

施設の種類	施 設 規 模	排出基準
令別表第1第1号に掲げる焼結炉	-	0.1ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第2号に掲げる電気炉	-	0.5ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第3号に掲げる焙焼炉、焼 結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	_	1ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第4号に掲げる焙焼炉、溶 解炉及び乾燥炉	-	1ng-TEQ/m³N
	焼却能力 4,000kg/h 以上	0. 1ng-TEQ/m ³ N
令別表第1第5号に掲げる廃棄物の焼 却炉	焼却能力 2,000kg/h 以上 4,000kg/h 未満	1ng-TEQ/m³N
	焼却能力 2,000kg/h 未満	5ng-TEQ/m³N

備考:許容限度は温度が零度であって、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。

出典:「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」平成11年12月27日 総理府令第67号

〈改正〉令和3年3月25日環境省令第3号

② 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく規制

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成 14 年 12 月 27 日 福岡県条例第 79 号)は、県民の健康の保護と生活環境の保全を目的とし、工場等に起因する公害の防止と日常生活等に起因する生活環境への負荷ついて必要な事項を定めており、工場等に起因する公害の防止として、大気汚染防止法の対象とならない施設の一部について、ばい煙に関する排出基準を定めています。条例で規定する特定施設は表 3-2.43、ばいじんに関する排出基準は表 3-2.44、いおう酸化物に関する排出基準は表 3-2.45 のとおりです。また、特定施設の設置等については 60 日前までに届出が必要です。

なお、令和4年7月29日福岡県規則第31号の施行に伴い、令和4年10月1日からばい煙に係る特定施設(ボイラー)の規定が削除されており、ばいじん及びいおう酸化物に関する排出基準も削除されています。

表 3-2.43 ばい煙に関する特定施設

施設	規模	
ボイラー	伝熱面積	5m²以上10m²未満
	バーナーの燃料燃焼能力(重油換算)	50L/h 未満

出典:「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」平成 15 年 5 月 14 日 福岡県規則第 35 号 〈改正〉令和 3 年 3 月 30 日 福岡県規則第 26 号

表 3-2.44 ばいじんに関する排出基準

ばい煙物質	区 分	排出基準(許容限度)
ばいじん	重油その他の液体燃料又は ガスを専焼させるもの	0.30g/m ³ N
	石炭を燃焼させるもの	$0.80 \text{g/m}^3 \text{N}$
	その他のもの	$0.40 \mathrm{g/m^3N}$

備考1:重油その他の液体燃料は、紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除きます。

2: 石炭は、発熱量 5000kcal/kg 以下のものに限ります。

出典:「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」平成15年5月14日

福岡県規則第35号〈改正〉令和3年3月30日 福岡県規則第26号

表 3-2.45 いおう酸化物に関する排出基準

ばい煙物質	区分	K値〔()内は新設の場合〕	
いおう酸化物	苅田町	3.5 (1.75)	
	大牟田市	3.5 (2.34)	
	福岡市	8. 76	
	久留米市	13. 0	
	その他	17. 5	
	(北九州市除く)		

備考1:灯油を燃料として専焼させるものには適用しません。

2: 久留米市のうち、旧田主丸町、北野町、城島町、三潴町は17.5です。

出典:「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」平成15年5月14日

福岡県規則第35号〈改正〉令和3年3月30日 福岡県規則第26号

(2) 騒音に係る規制基準

① 特定工場等騒音

騒音規制法施行令(昭和43年11月27日 政令第324号 <改正>平成23年11月28日 政令第364号)では、表3-2.46に示す施設を「特定施設」とし、特定施設を設置する工場又は特定工場等の事業場について、敷地の境界線における騒音の大きさの許容限度を定めています。

また、福岡県、行橋市及び豊前市では同法に基づき、指定された地域の規制基準を表 3-2.48 のとおりに定めています。なお、対象区域における地域の指定状況は、図 3-2.19 に示すとおりです。

表 3-2.46 騒音規制法に基づく特定施設

施設		/#± = = ±7.
施設の種類	機械名称	備考
	イ. 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。
	口. 製管機械	
	ハ.ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
	ニ. 液圧プレス	
	ホ.機械プレス	矯正プレスを除く
1. 金属加工機械	へ. せん断機	呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。
	ト. 鍛造機	原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。
	チ. ワイヤーフォーミングマ	
	シン	
	リ. ブラスト	
	ヌ. タンブラー	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
	ル. 切断機	といしを用いるものに限る。
2. 空気圧縮機及び送風 機	-	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
3. 土石用又は鉱物用の 破砕機、摩砕機、ふ るい及び分級機	-	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
4. 織 機	-	原動機を用いるものに限る。
5. 建設用資材製造機械	イ. コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m3 以上のものに限る。
	ロ.アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。
6. 穀物用製粉機	-	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
	イ. ドラムバーカー	
	ロ.チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
7. 木材加工機械	ハ. 砕木機	
	ニ. 帯のこ盤	製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木
	ホ.丸のこ盤	工用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
	へ.かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
8. 抄紙機	_	-
9. 印刷機械	_	原動機を用いるものに限る。
10. 合成樹脂用射出成形	_	_
機 11. 鋳型造型機		シュルトナのものに関す
11. 两至近空機		ジョルト式のものに限る。

出典:「騒音規制法施行令」昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号 〈改正〉平成 23 年 11 月 28 日 政令第 364 号

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成14年12月27日福岡県条例第79号)では、工場等に起因する公害の防止として、騒音規制法の対象とならない施設の一部について、敷地の境界線における騒音の規制基準を定めています。

条例で規定する特定施設は表 3-2.47 に示すとおりです。

なお、規制基準に係る時間の区分、区域の区分及び基準値は、騒音規制法に基づく特定工場 騒音の規制基準と同様です。

また、特定施設の設置等については30日前までに届出が必要です。

表 3-2.47 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく特定施設

特 定 施 設	備考	
金属加工機械		
圧延機械	すべて対象	
ベンディングマシン	ロール式のものに限る。	
せん断機	原動機を用いるものに限る。	
ブラスト	すべて対象	
高速切断機及びプラズマ切断機	すべて対象	
研磨機	工具用研磨機及び板金作業場で使用する研磨機を除く。	
4月 261茂	亜鉛板研磨機以外は、2台以上であること。	
クーリングタワー	原動機の定格出力が 3.75 kW 以上のもの	
ドラム缶洗浄機	原動機を用いるものに限る。	
ロータリーキルン	すべて対象	
重油バーナー	重油の使用量が1時間あたり50L以上のもの	
電気炉	変圧器の定格容量が 1000 kVA 以上のもの	

出典:「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」平成15年5月14日 福岡県規則第35号 〈改正〉令和3年3月30日 福岡県規則第26号

表 3-2.48 特定工場等に係る騒音の規制基準

時間の区分区域の区分	昼 間 8:00~19:00	朝·夕 6:00~8:00 19:00~23:00	夜 間 23:00~翌日 6:00
第1種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
第2種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	50 デシベル以下
第3種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
第4種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下

- 備考1:上表の値は特定工場等の敷地境界における規制値を示します。
 - 2:「第1種区域」とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域をいいます。
 - 3:「第2種区域」とは、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域をいいます。
 - 4:「第3種区域」とは、住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域をいいます。
 - 5:「第4種区域」とは、主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域をいいます。
- 出典:「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」昭和43年11月27日 厚生省・農林省・通商産業省・ 運輸省告示1号〈改正〉平成27年4月20日 環境省告示第67号
 - 「騒音規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく指定地域の規制基準」昭和 61 年 11 月 15 日 福岡県告示第 1713 号 〈改正〉令和 3 年 3 月 9 日 福岡県告示第 257 号
 - 「騒音規制法第4条第1項の規定に基づく指定地域における規制基準」平成24年4月1日 行橋市告示第52号 「騒音規制法第4条第1項の規定に基づく指定地域における規制基準」平成24年3月30日 豊前市告示第35号

② 特定建設作業騒音

騒音規制法では、表 3-2.49 に示す作業の種類を特定建設作業とし、表 3-2.50 に示すとおり 規制基準を定めています。なお、特定建設作業騒音の規制基準は図 3-2.19 に示される第1種区 域から第4種区域に基づき、第1号区域及び第2号区域に指定されています。

表 3-2.49 騒音規制法に基づく特定建設作業

作業	備考
1.くい打機、くい抜き機又はく	もんけん、圧入式くい打くい抜機、くい打機をアースオーガーと併用
い打くい抜機を使用する作業	する作業を除く。
2. びょう打機を使用する作業	-
3. さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に 係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4. 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW以上のものに限る。(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5. コンクリートプラント又はア	混練機の混練容量がコンクリートプラントは 0.45m3以上、アスファル
スファルトプラントを設け	トプラントは 200kg 以上のものに限る。(モルタルを製造するためにコ
て行う作業	ンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6. バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が
0.パラノ かりを使用する[F来	指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。
7. トラクターショベルを使用す	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が
る作業	指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。
8. ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が
0. ノルド り を使用りる作業	指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。

出典:「騒音規制法施行令」昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号 〈改正〉平成 23 年 11 月 28 日 政令第 364 号

表 3-2.50 特定建設作業に係る騒音の規制基準

担纠否只	区 域 0)区分	
規制項目	第1号区域	第2号区域	
基準値	85 デシベル以下		
作業禁止時間	19:00~7:00	22:00~6:00	
最大作業時間	10 時間/日	14 時間/日	
最大作業日数	連続 6 日		
作業禁止日	日曜日、その他の休日		

備考:上表の値は特定建設作業場の敷地境界における規制値を示します。

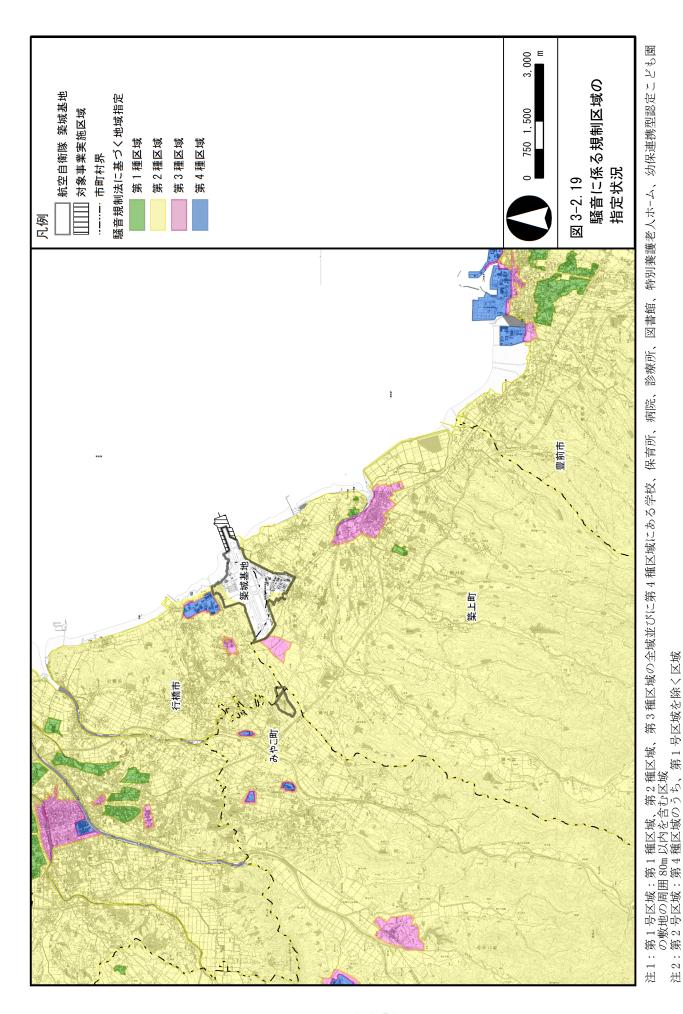
注1:第1号区域:第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域並びに第4種区域にある学校、保育所、病院 及び診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m以内を含む区域

注2:第2号区域:第4種区域のうち、第1号区域を除く区域

出典:「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号 <改正〉平成 27 年 4 月 20 日 環境省告示第 66 号 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第 1 号に規定する区域の指定」昭和 61 年 11 月 15 日 福岡県告示第 1714 号 <改正〉令和 3 年 3 月 9 日 福岡県告示第 258 号 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第 1 号に規定する区域の指定」

平成 24 年 4 月 1 日 行橋市告示第 53 号 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第 1 号に規定する区域の指定」 平成 24 年 3 月 30 日 豊前市告示第 36 号



「騒音規制地域指定図」平成30年3月2日改正 みやこ町 「騒音規制区域図」令和3年6月現在 豊前市

「騒音基準地図」平成 28 年 11 月 29 日 「橋市 「騒音規制地域指定図」昭和 57 年 9 月 25 日 築城町 「騒音規制地域指定図」 権田町

三 無田

③ 自動車騒音

騒音規制法による自動車騒音の要請限度を表 3-2.51 及び表 3-2.52 に示します。

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度については、表 3-2.51 に関わらず、特例として表 3-2.52 に掲げるとおり定められています。

なお、指定された区域を図3-2.20に示します。

表 3-2.51 自動車騒音の要請限度

	時間 0) 区 分
区域の区分	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する 区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する 区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する 区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する 区域	75 デシベル	70 デシベル

備考:a区域 騒音規制法による指定地域のうち、第1種区域に区分された地域

b 区域 騒音規制法による指定地域のうち、第2種区域に区分された地域

© 区域 騒音規制法による指定地域のうち、第3種区域及び第4種区域に区分された地域都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条に規定する工業専用地域及び臨港地区、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条に規定する臨港地区並びに航空法(昭和27年法律第231号)第2条に規定する空港等については適用しない。

出典:「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」 平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号 〈改正〉令和 2 年 3 月 30 日 環境省令第 9 号

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の区域」平成12年3月31日 福岡県告示第586号の4〈改正〉平成24年3月30日福岡県告示第664号

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府別表備考の区域」平成24年4月1日 行橋市告示第54号

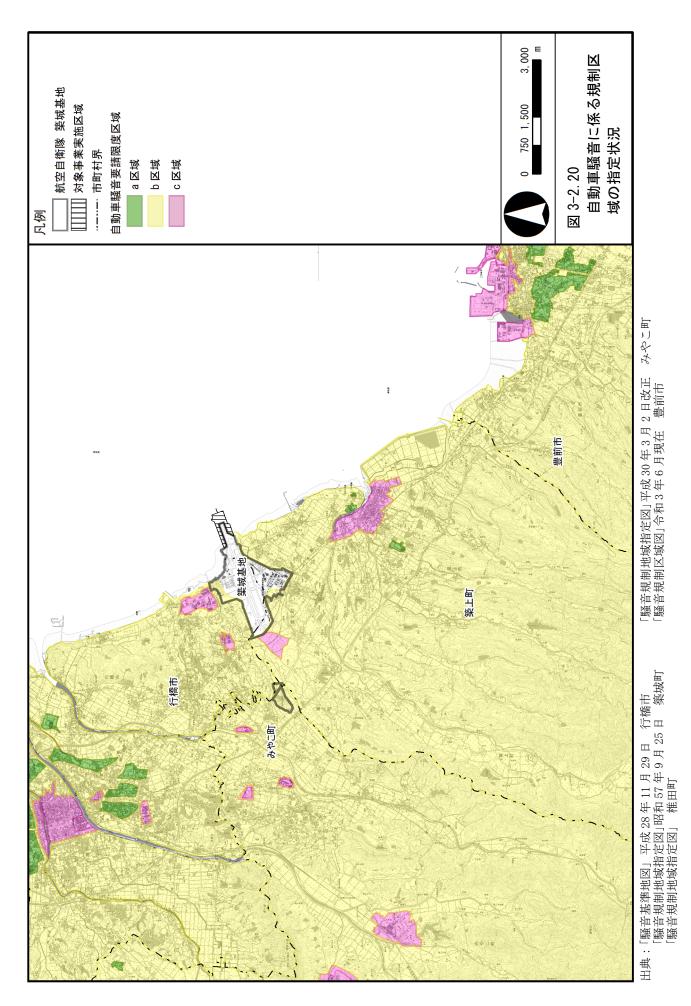
「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府別表備考の区域」平成 24 年 3 月 30 日 豊前市告示第 37 号

表 3-2.52 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度

Ē	要	請	限	度	
昼間、					夜間
(6:00~22:00)					(22:00~6:00)
75 デシベル					70 デシベル

備考 2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。

出典:「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」 平成12年3月2日 総理府令第15号 <改正>令和2年3月30日 環境省令第9号



3.2-76

(3) 振動に係る規制基準

① 特定工場等振動

振動規制法(昭和51年6月10日 法律第64号 〈改正〉平成26年6月18日 法律第72号)では、表3-2.53に示す施設を特定施設とし、特定施設を設置する工場又は事業場(特定工場等)について、敷地の境界線における振動の大きさの許容限度を定めています。

また、福岡県では同法に基づき、指定された地域の規制基準を表 3-2.54 に示すとおりに定めています。

なお、対象区域の地域の指定状況を図 3-2.21 に示します。

表 3-2.53 振動規制法に基づく特定施設

施	設	備考		
施 設 の 種 類	機械名称	/佣		
	イ. 液圧プレス	矯正プレスを除く。		
	ロ. 機械プレス			
1. 金属加工機械	ハ. せん断機	原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。		
1. 立之/西/加工之/汶/八	二. 鍛造機			
	ホ. ワイヤーフォーミン	原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。		
	グマシン			
2. 圧縮機	_	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。		
3. 土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機	-	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。		
4. 織機	_	原動機を用いるものに限る。		
5. コンクリートブロックマシ		原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。		
ン並びにコンクリート管製	_	(コンクリートブロックマシン)		
造機械及びコンクリート柱		原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。(コ		
製造機械		ンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械)		
6. 木材加工機械	イ. ドラムバーカー			
0.7 4 7 71111 92 92	ロ.チッパー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。		
7. 印刷機械	-	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。		
8. ゴム練用又は合成樹脂練用	_	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が		
のロール機		30kW 以上のものに限る。		
9. 合成樹脂用射出成形機	_	-		
10. 鋳型造型機	_	ジョルト式のものに限る。		

出典:「振動規制法施行令」昭和51年10月22日 政令第280号 〈改正〉平成23年11月28日 政令第364号

表 3-2.54 特定工場等に係る振動の規制基準

時間の区分区域の区分	昼 間 8:00~19:00	夜 間 19:00〜翌日の8:00
第1種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第2種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

- 備考1:上表の値は特定工場等の敷地境界線上における規制値を示します。
 - 2:「第1種区域」とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域をいいます。
 - 3:「第2種区域」とは、住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域をいいます。
- 出典: 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」昭和 51 年 11 月 10 日 環境庁告示 第 90 号 〈改定〉平成 27 年 4 月 20 日 環境省告示第 65 号
 - 「振動規制法第4条第1項の規定に基づく指定地域の規制基準」昭和61年11月15日 福岡県告示第1717号〈改正〉令和3年3月9日 福岡県告示第260号
 - 「振動規制法第4条第1項の規定に基づき、市長が指定する地域における規制基準の指定」 平成24年4月1日 行橋市告示第57号
 - 「振動規制法第4条第1項の規定に基づき、市長が指定する地域における規制基準の指定」 平成24年3月30日 豊前市告示第39号

② 特定建設作業振動

振動規制法では、表 3-2.55 に示す作業を特定建設作業とし、規制基準を表 3-2.56 に示すとおり定めています。なお、区域の区分は図 3-2.21 に示される第1種区域及び第2種区域に基づき、第1号区域に指定されています。

表 3-2.55 振動規制法に基づく特定建設作業

作 業	備考
1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機、油圧式くい抜機及び圧 入式くい打くい抜機を除く。
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	_
3. 舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。
4. ブレーカー (手持式のものを除く) を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。

出典:「振動規制法施行令」昭和51年10月22日 政令第280号〈改正〉平成23年11月28日 政令第364号

表 3-2.56 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制項目	区 域 の 区 分			
一	第1号区域	第2号区域		
規制値	75 デシベル			
作業禁止時間	19:00~7:00 22:00~6:00			
最大作業時間	10 時間/日	14 時間/日		
最大作業日数	連続 6 日			
作業禁止日	日曜日、その他の休日			

- 備考1:上表の値は特定建設作業場の敷地の境界線における規制値を示します。
 - 2:第1号区域:振動規制地域のうち、第1種区域、第2種区域
 - 3:第2号区域:前号に規定する以外の区域(学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、 幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内を除く。)

出典:「振動規制法施行規則」昭和51年11月10日 総理府令第58号

〈改正〉令和3年3月25日環境省令第3号

「振動規制法施行規則別表第1付表第1号に規定する区域の指定」

昭和 61 年 11 月 15 日 福岡県告示第 1718 号〈改正〉令和 3 年 3 月 9 日 福岡県告示第 261 号

「振動規制法施行規則別表第1付表第1号に規定する区域の指定」

平成24年4月1日 行橋市告示第58号

「振動規制法施行規則別表第1付表第1号に規定する区域の指定」

平成24年3月30日 豊前市告示第40号

③ 道路交通振動

振動規制法による道路交通振動の要請限度を表 3-2.57 に示します。なお、区域の区分は図 3-2.21 に示す第1種区域及び第2種区域に指定されています。

表 3-2.57 道路交通振動の要請限度

時間の区分区域の区分	昼 間 8:00~19:00	夜 間 19:00〜翌日の8:00
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考:区域の区分については表 3-2.54 と同様です。

出典:「振動規制法施行規則」

昭和51年11月10日 総理府令第58号〈改正〉令和3年3月25日 環境省令第3号

「振動規制法施行規則別表第2備考1及び2に規定する区域及び時間の区分」

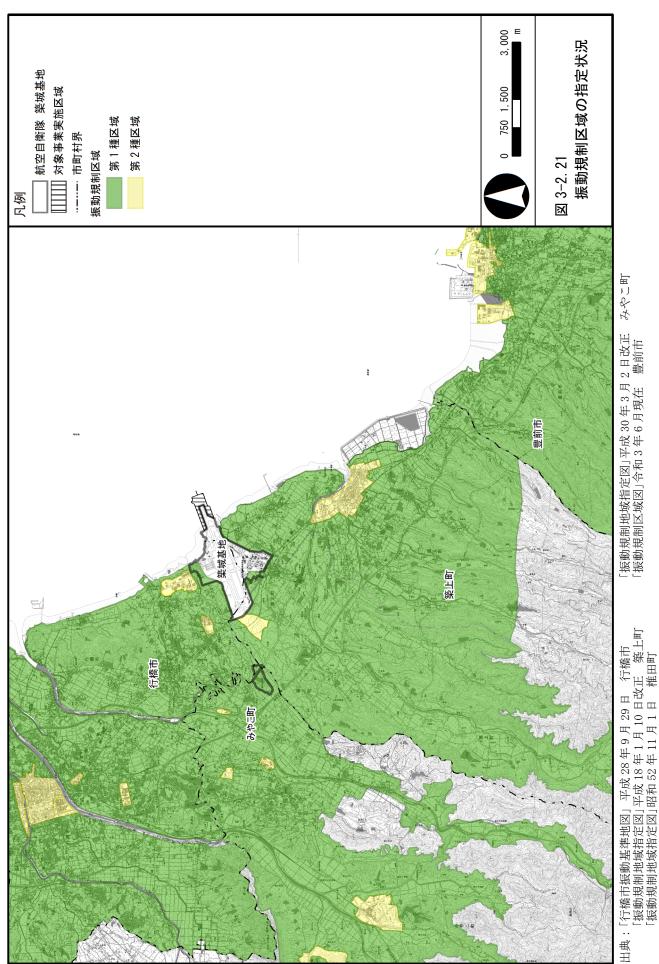
昭和 61 年 11 月 15 日 福岡県告示第 1719 号 〈改正〉平成 24 年 3 月 30 日 福岡県告示第 668 号

「振動規制法施行規則別表第2備考1及び2に規定する区域及び時間の区分」

平成24年4月1日 行橋市告示第59号

「振動規制法施行規則別表第2備考1及び2に規定する区域及び時間の区分」

平成24年3月30日 豊前市告示第41号



みやに町 「振動規制地域指定図」平成30年3月2日改正 「振動規制区域図」令和3年6月現在 豊前市

(4) 悪臭に係る規制基準

① 特定悪臭物質に係る規制

a. 敷地境界線における規制

悪臭防止法 (昭和 46 年 6 月 1 日 法律第 91 号 <改正>平成 23 年 8 月 30 日 法律第 105 号) では、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭を規制しています。

築上町及びみやこ町では、同法に基づき指定地域内の事業場の敷地境界線の地表における特定悪臭物質濃度の規制基準を表 3-2.58 に示すとおり定めており、築上町及びみやこ町では全域で A 区域の規制値が適用されています。

表 3-2.58 悪臭防止法に基づく敷地境界線における規制基準

特 定 悪 臭 物 質	規制基準	(単位:ppm)
特定悪臭物質	A 区域	B 区域
アンモニア	1.0以下	2.0以下
メチルメルカプタン	0.002以下	0.004以下
硫化水素	0.02以下	0.06以下
硫化メチル	0.01以下	0.05以下
二硫化メチル	0.009以下	0.03以下
トリメチルアミン	0.005 以下	0.02以下
アセトアルデヒド	0.05以下	0.1以下
プロピオンアルデヒド	0.05以下	0.1以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009以下	0.03以下
イソブチルアルデヒド	0.02以下	0.07以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009以下	0.02以下
イソバレルアルデヒド	0.003以下	0.006以下
イソブタノール	0.9以下	4.0以下
酢酸エチル	3.0以下	7.0以下
メチルイソブチルケトン	1.0以下	3.0以下
トルエン	10以下	30 以下
スチレン	0.4以下	0.8以下
キシレン	1.0以下	2.0以下
プロピオン酸	0.03以下	0.07以下
ノルマル酪酸	0.001以下	0.002以下
ノルマル吉草酸	0.0009以下	0.002以下
イソ吉草酸	0.001以下	0.004以下

出典:「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」平成14年3月27日 福岡県告示第473号 〈改正〉令和3年3月9日 福岡県告示第262号

b. 排出口における規制

悪臭防止法に基づく敷地境界線における規制基準は、表 3-2.58 に記されている値を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年5月30日総理府令第39号〈改正〉令和3年3月25日環境省令第3号)第3条に定める方法により算出された特定悪臭物質の流量又は濃度が許容限度とされています。

c. 排出水中における規制

悪臭防止法に基づく敷地境界線における規制基準は、表 3-2.58 に記されている値を基礎として、悪臭防止法施行規則第 4 条に定める方法により算出された排出水中の特定悪臭物質の濃度が許容限度とされています。

② 臭気指数等に係る規制

a. 敷地境界線における規制

悪臭防止法による事業場の敷地境界線における臭気指数の許容限度の範囲は、悪臭防止法施行規則第6条により10以上21以下とされています。なお、臭気指数は、臭気濃度の値の対数に10を乗じた値を求めることにより算定します。

行橋市及び豊前市では、臭気指数による規制を行っており、市内全域が規制地域であり、 臭気指数 12 で規制しています。

b. 排出口における規制

敷地境界線における規制で定められる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出して得た臭気排出強度及び排出気体の臭気指数が許容限度とされています。

c. 排出水中における規制

敷地境界線における規制で定められる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出して得た工場その他の事業場の敷地外における臭気指数が許容限度とされています。

(5) 土壌に係る規制基準等

土壌汚染対策法(平成14年5月29日 法律第53号 <改正>平成29年6月2日 法律第45号)では、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めています。

同法では、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を「要措置区域」、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を「形質変更時要届出区域」として指定することができます。対象区域には、要措置区域はありませんが、形質変更要届出区域が1箇所存在します。形質変更要届出区域の指定状況を表 3-2.59 に示します。

また、土壌に係る規制基準を表 3-2.60~表 3-2.63 に示します。

表 3-2.59 形質変更時要届出区域の指定状況

整理番号	指定年月日	指定 番号	形質変更時要届出 区域の所在地	区域の 面積	指定に係る 特定有害物 質の種類	備考
整-28-7	平成 29 年 3 月 24 日 一部解除 平成 29 年 7 月 28 日	形-38 号	豊前市大字八屋 2544番61の一部	$200\mathrm{m}^2$	ほう素及び その化合物	施行規則第 58 条第 5 項第 12 号に該当 (埋立地管理区域)

出典:「要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況」令和3年6月現在 福岡県

表 3-2.60 土壌汚染対策法における地下水基準

特定有害物質の種類	地下水基準		
カドミウム及びその化合物	1L につきカドミウム 0.003mg 以下		
六価クロム化合物	1L につき六価クロム 0.05mg 以下		
クロロエチレン	1L につき 0.002mg 以下		
2-クロロ-4,6-ビス (エチルアミノ) -1,3,5-ト	11.)7 - 7. 0.000 DIT		
リアジン(以下「シマジン」という。)	1L につき 0.003mg 以下		
シアン化合物	シアンが検出されないこと。		
N・N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベ	1L につき 0.02mg 以下		
ンジル(以下「チオベンカルブ」という。)	TE (C-) & 0. UZIII BY (
四塩化炭素	1L につき 0.002mg 以下		
1,2-ジクロロエタン	1L につき 0.004mg 以下		
1,1-ジクロロエチレン	1L につき 0.1mg 以下		
1,2-ジクロロエチレン	1L につき 0.04mg 以下		
1,3-ジクロロプロペン	1L につき 0.002mg 以下		
ジクロロメタン	1L につき 0.02mg 以下		
水銀及びその化合物	1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、		
小坂及びでの旧日初	かつ、アルキル水銀が検出されないこと。		
セレン及びその化合物	1L につきセレン 0.01mg 以下		
テトラクロロエチレン	1L につき 0.01mg 以下		
テトラメチルチウラムジスルフィド(以下「チ	1L につき 0.006mg 以下		
ウラム」という。)			
1,1,1-トリクロロエタン	1L につき 1mg 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	1L につき 0.006mg 以下		
トリクロロエチレン	1L につき 0.01mg 以下		
鉛及びその化合物	1L につき鉛 0.01mg 以下		
砒素及びその化合物	1L につき砒素 0.01mg 以下		
ふっ素及びその化合物	1L につきふっ素 0.8mg 以下		
ベンゼン	1L につき 0.01mg 以下		
ほう素及びその化合物	1Lにつきほう素 1mg以下		
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。		
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオ			
ン、メチルジメトン及び EPN に限る)	検出されないこと。		
中典·「土掩法沈封等注施行規則」 亚战 14 年 12 月 26			

出典:「土壤汚染対策法施行規則」平成 14 年 12 月 26 日 環境省令第 29 号 〈改正〉令和 3 年 3 月 25 日 環境省令第 3 号

表 3-2.61 土壌汚染対策法における第二溶出量基準

特定有害物質の種類	第二溶出量基準
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.09mg 以下
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 1.5mg 以下
クロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0.03mg 以下
シアン化合物	検液 1L につきシアン 1mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.2mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.02mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 1mg 以下
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.4mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.02mg 以下
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.2mg 以下
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.005mg 以下であり、
水鉱火のでの旧日初	かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.3mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下
チウラム	検液 1L につき 0.06mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 3mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.06mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0. 1mg 以下
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.3mg 以下
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.3mg 以下
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 24mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0. 1mg 以下
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 30mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液 1L につき 0.003mg 以下
有機りん化合物	検液 1L につき 1mg 以下
	•

出典:「土壤汚染対策法施行規則」平成 14 年 12 月 26 日 環境省令第 29 号 〈改正〉令和 3 年 3 月 25 日 環境省令第 3 号

表 3-2.62 土壌汚染対策法における土壌溶出量基準

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中
小贩及0°°€ 0716日初	にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

出典:「土壌汚染対策法施行規則」平成14年12月26日 環境省令第29号

〈改正〉令和3年3月25日環境省令第3号

表 3-2.63 土壌汚染対策法における土壌含有量基準

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下

出典:「土壤汚染対策法施行規則」平成14年12月26日 環境省令第29号

〈改正〉令和3年3月25日環境省令第3号

(6) 水質に係る規制基準等

① 全国一律の排水基準

水質汚濁防止法(昭和 45 年 12 月 25 日 法律 138 号 〈改正〉平成 29 年 6 月 2 日 法律第 45 号)では、表 3-2.64 に示す要件を備える汚水又は廃液を排出する施設を特定施設とし、特定施設を設置する工場・事業場 (特定事業場) に設置の届出等を義務付けています。

さらに、有害物質による汚染として 28 項目、その他の汚染として 15 項目について全国一律の排水基準を定めています。排水基準を表 3-2.65 及び表 3-2.66 に示します。

表 3-2.64 水質汚濁防止法に基づく特定施設

	1. カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質(有害物質)を含むこと。
特定施設から排出される汚水 又は廃液	2. 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く)を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずる恐れがある
III III III III III III III III III II	程度のものであること。

出典:「水質汚濁防止法」昭和45年12月25日 法律第138号 <改正>平成29年6月2日 法律第45号

表 3-2.65 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質)

有害物質の種類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.03 mg/L
シアン化合物	シアンとして1 mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオ	
ン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛として 0.1 mg/L
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.5 mg/L
砒素及びその化合物	砒素として 0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	セレンとして 0.1 mg/L
	海域以外の公共用水域に排出されるもの
はる実界バスの化合物	ほう素 10 mg/L
ほう素及びその化合物	海域に排出されるもの
	ほう素 230 mg/L
	海域以外の公共用水域に排出されるもの
 ふっ素及びその化合物	ふっ素 8 mg/L
&* J 示及 U " C * V L ロ 1/V	海域に排出されるもの
	ふっ素 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化	1L につきアンモニア性窒素 0.4 を乗じたもの、
合物及び硝酸化合物	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L
1,4-ジオキサン 備表1・「繰出されないこと」とは、標度を円が定め	0.5 mg/L ス方法により排出水の海洗中能を絵堂した根今において

備考1:「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、 その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいいます。

出典:「排水基準を定める省令」昭和46年6月21日 総理府令第35号 〈改正〉令和4年5月17日 環境省令第17号

その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいいます。 2: 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定するものを利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しません。

表 3-2.66 水質汚濁防止法に基づく排水基準 (その他)

項目	許 容 限 度
水素イオン濃度	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	160(日間平均 120)mg/L
化学的酸素要求量	160 (日間平均 120) mg/L
浮遊物質量	200 (日間平均 150) mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm³
窒素含有量	120 (日間平均 60) mg/L
燐含有量	16 (日間平均 8) mg/L

- 備考1:「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものです。
 - 2:この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用します。
 - 3:水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しません。
 - 4:水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しません。
 - 5: 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用します。
 - 6: 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用します。
 - 7: 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用します。
 - 出典:「排水基準を定める省令」昭和46年6月21日 総理府令第35号 〈改正〉令和4年5月17日 環境省令第17号

② 上乗せ排水基準

水質汚濁防止法第3条第3項では、法で定める排水基準に代えて、都道府県知事がより厳し い許容限度を定める排水基準を条例で定めることができるとされています。

福岡県では、水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和48年3月31日福岡県条例第8号〈改正〉令和4年10月4日福岡県条例第33号)により、県の全域を区分して排水基準を定めています。対象区域は瀬戸内海水域の2に該当し、上乗せ排水基準が表3-2.67のとおり定められています。

表 3-2.67(1) 瀬戸内海水域に係る上乗せ排水基準

			項目及	び物質並びに	こその許容	限度(mg/L)		
業種(施設)		生物学的酸 素要求量 (BOD)又は 化学的酸素	浮遊物質 量	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (n-Hex)		フェノー ル類 含有	適用 の日	
			要求量 (COD)	(SS)	動植物 油脂類 含有量	鉱油類 含有量	量	
①下水道整	備地域に所在	する特定事業場						
	全	業種	30 (20)	100 (70)				
②下水道整 (S49.8.1.	備地域以外の: 以前に特定施記	地域に所在する既設特定事業 役に相当する施設を設置し、3	送場 又は設置の工事	に着手してい	いた事業場])		
	通常の排水量	はが 2,000m³/目以上のもの	40 (30)	40 (30)	10			
食料品製 造業	通常の排水量日未満のもの	量が 500m³/日以上 2,000m³/	80 (60)	100 (70)	15			
	通常の排水量	はが 500m³/日未満のもの	120 (90)	150 (120)	20			
	有機化学工 業製品製造	エチルアルコール製造業 (醗酵工業に属するもの に限る)	120 (90)	100 (70)	10			
化学工業 製品製造	業	その他の有機化学工業製 品製造業	45 (40)	40 (30)	10	2	1	
業	その他の化学工業製品	通常の排水量が 2,000m³/ 日以上のもの	15 (10)	60 (50)	10	2	1	
	製造業	通常の排水量が 2,000m ³ / 日未満のもの	50 (40)	80 (70)	10	2	1	
鉄鋼業			20 (15)	50 (40)	10	2		
非鉄金属製			15 (10)	25 (20)		2		
金属製品製造業及び機械器具製造業(武器製造業を 含む)		20 (15)	60 (50)					
セメント製品製造業		20 (15)	70 (50)					
紙製造業	紙製造業		100 (80)	70 (50)				
と畜業	と畜業		80 (60)	100 (70)				
	し尿処理施設		45 (30)	100 (70)				
	下水道終末処理施設		30 (20)	100 (70)				
その他の業	種 (施設)		60 (50)	80 (70)	10	2	1	

表 3-2.67(2) 瀬戸内海水域に係る上乗せ排水基準

業種(施設)		項目及び物質並びにその許容限度(mg/L)						
		生物学的酸素要求量	浮遊物 質量 (SS)	ノルマルヘキサン抽 出物質含有量 (n-Hex)		フェノー ル類	適用の日	
		(BOD)又は化 学的酸素要 求量(COD)		動植物油 脂類 含有量	鉱油類 含有量	含有量	, I	
		域に所在する新規特定事 (これに相当する施設を?		又は特定事	耳業場に該当 [、]	することと	なった	事業場)
化学工業製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金 属製品製造業、機械器具製造業(武器製造業を含む) 及びセメント製品製造業		15 (10)	25 (20)	2	2	1		
し尿処理施設		45 (30)	100 (70)					
指定地	H3.7.31 以前に	合併処理を行うもの	80 (60)					H4.
域特定 施設	設置されたも の	単独処理を行うもの	120 (90)					8.1~
旭叔	H3.8.1 以後に設	置されたもの	45 (30)					HO
下水道終末処理施設		30 (20)	100 (70)				H2. 4.1∼	
追加指定施設		60 (50)	80 (70)	10	2	1	1. 1	
通常の排水量が 2,000m³/日以上のもの		15 (10)	25 (20)	2	2	1		
その他 の業種 (施設) 通常の排水量が 500m³/日以上 2,000m³/ 日未満のもの		30 (20)	30 (25)	2	2	1		
(NEIX)	(施設) 通常の排水量が 500m³/日未満のもの		50 (40)	70 (50)	10	2	1	

- 備考1:「指定地域特定施設」とは、水質汚濁防止法第2条第3項に定める施設をいいます。
 - 2:「特定施設」とは水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は指定地域特定施設をいい、「特定事業場」とは特定施設を設置する工場又は事業場をいいます。
 - 3:()内の数値は日間平均値による許容限度で1日の排出水の平均的な汚水状態について定めたものです。
 - 4:この表に掲げる上乗せ排水基準は、通常の排水量が 50m³/日以上である特定事業場に係る排出水について適用します。
 - 5:BOD に係る上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水及びし尿処理施設、指定地域特定施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水に限って適用し、COD に係る上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水(し尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水を除く)に限って適用します。
 - 7:下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準の適用については、次のとおりとします。
 - (1) 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準は、一の特定事業場がそれ以外の地域に所在するとした場合における上乗せ排水基準に比べ、厳しい場合に限って適用します。
 - (2) 下水道整備地域に所在していなかった特定事業場が下水道整備地域に所在することとなった場合においては、当該地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後 1 年を経過した日から適用します
 - 8:指定地域特定施設に係る上乗せ排水基準のうち、平成3年7月31日以前に設置されたものにあっては、一の特定事業場が指定地域特定施設のみを特定施設として設置する場合に限って適用します。
 - 9: 一の特定事業場が二以上の業種(施設)に該当する場合における上乗せ排水基準の適用は、次のとおりとします。
 - (1) 施行令別表第1第66号の3、第66号の6から第66号の8まで、第68号の2又は第71号の2に掲げる施設を設置する特定事業場(製造業に係る特定事業場を除く)が施行令別表第1第72号に掲げるし尿処理施設を設置する場合又は平成3年8月1日以後に指定地域特定施設を設置する場合にあっては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用します。
 - (2) (1)以外の特定事業場にあっては、当該事業場の主たる業種(製造業に係る特定事業場にあっては工業出荷額の数値が最大のものをいう)に係る特定施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。ただし、既設事業場において、既設事業場に係る施設以外の施設が特定施設として設置され、又は追加指定施設となった場合においては、既設事業場に係る上乗せ排水基準を適用します。

出典:「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」

昭和48年3月31日福岡県条例第8号〈改正〉令和4年10月4日福岡県条例第33号

③ 瀬戸内海総量規制

福岡県では、水質汚濁防止法(昭和45年12月25日 法律138号 〈改正〉平成29年6月2日 法律第45号)第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、瀬戸内海の区域において、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を表3-2.68、窒素含有量に係る総量規制基準を表3-2.69、リン含有量に係る総量規制基準を表3-2.70のとおり定めています。

適用する事業場は、1日あたりの平均排水量が50m3以上の特定事業場となっています。

表 3-2.68 化学的酸素要求量に係る総量規制基準

指定地域内事業場の区分	総量規制基準
昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場	$L_{C}=C_{C}\times Q_{C}\times 10^{-3}$
昭和55年7月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規	
定による許可の申請又は法第5条若しくは第7条の規定によ	$L_{C} = (C_{Cj} \times Q_{Cj} + C_{Ci} \times Q_{Ci} + C_{CO} \times Q_{CO})$
る届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等	$\times 10^{-3}$
の変更がされた指定地域内事業場	

備考:上表に掲げる式において、 L_c 、 C_c 、 C_c , C_c ,

- Lc 排出が許容される汚濁負荷量(kg/日)
- Cc 別表3第3欄(1)に掲げる化学的酸素要求量 (mg/L)
- Cci 別表3第3欄(2)に掲げる化学的酸素要求量 (mg/L)
- Cci 別表3第3欄(3)に掲げる化学的酸素要求量 (mg/L)
- Cco Cc と同じ値 (mg/L)
- Qc 特定排出水の量 (m³/日)
- Qcj 平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量) (m³/日)
- Qci 昭和55年7月1日から平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)(m³/日)
- Q_{co} 特定排出水の量(Q_{ci} 及び Q_{ci} を除く) (m³/日)

ただし、別表 2 の中欄に掲げる施設に係る特定排出水にあっては、上記の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる基準日の前日までに設置されるものについては Q_{co} (基準日以後に特定施設の構造等変更により増加する特定排出水を除く)を、基準日以後に設置されるものについては Q_{ci} (同表 1 の項から 4 の項までについては Q_{ci} (平成 3 年 7 月 1 日以後、特定施設の設置又は構造等変更により増加する特定排出水については、 Q_{ci}))を適用します。

なお、一つの指定地域内事業場に2以上の業種等が存在する場合の総量規制基準は、別表3に掲げる業種 その他の区分ごとに上表の算式により算定した汚濁負荷量を合計したものとします。

出典:「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」平成 19 年 6 月 18 日 福岡県告示第 1208 号 〈改正〉平成 24 年 2 月 20 日 福岡県告示 220 号

表 3-2.69 窒素含有量に係る総量規制基準

指定地域内事業場の区分	総量規制基準
平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場	$L_{N}=C_{N}\times Q_{N}\times 10^{-3}$
平成 14 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の	
規定による許可の申請又は法第5条若しくは第7条の規定に	I (C) (C
よる届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造	$L_{N} = (C_{Ni} \times Q_{Ni} + C_{NO} \times Q_{NO}) \times 10^{-3}$
等の変更がされた指定地域内事業場	

備考:上表に掲げる式において、 L_N 、 C_N 、 C_N 、 C_N 、 C_N 、 Q_N 、 Q_N 、 Q_N 及び Q_N 0は、それぞれ次の値を示します。

- L_N 排出が許容される汚濁負荷量(kg/日)
- C_N 別表 2 第 3 欄 (1) に掲げる窒素含有量 (mg/L)
- C_{Ni} 別表 2 第 3 欄(2)に掲げる窒素含有量 (mg/L)
- C_{No} C_{Ni} と同じ値 (mg/L)
- Q_N 特定排出水の量 (m³/日)
- QNi 平成 14 年 10 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量) (m³/日)
- Q_{N0} 特定排出水の量(Q_{Ni}を除く) (m³/日)

なお、1つの指定地域内事業場に2以上の業種等が存在する場合の総量規制基準は、別表2に掲げる 業種その他の区分ごとに上表の算式により算定した汚濁負荷量を合計したものとします。

出典:「窒素含有量に係る総量規制基準」平成 19 年 6 月 18 日 福岡県告示第 1209 号 〈改正〉平成 24 年 2 月 20 日 福岡県告示 221 号

表 3-2.70 リン含有量に係る総量規制基準

指定地域内事業場の区分	総量規制基準		
平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場	$L_{P}=C_{P}\times Q_{P}\times 10^{-3}$		
平成 14年 10月 1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の			
規定による許可の申請又は法第5条若しくは第7条の規定に	I (0 ×0 +0 ×0) ×10=3		
よる届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造	$L_{P} = (C_{P_{i}} \times Q_{P_{i}} + C_{P_{0}} \times Q_{P_{0}}) \times 10^{-3}$		
等の変更がされた指定地域内事業場			

備考:上表に掲げる式において、Lp、Cp、Cpi、Cpo、Qp、Qp、Qpi及びQpoは、それぞれ次の値を示します。

- L_P 排出が許容される汚濁負荷量(kg/日)
- C_P 別表 2 第 3 欄(1)に掲げるリン含有量 (mg/L)
- C_{Pi} 別表 2 第 3 欄(2)に掲げるリン含有量 (mg/L)
- C_{PO} C_P と同じ値 (mg/L)
- Q_P 特定排出水の量 (m³/日)
- Q_{Pi} 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量) (m³/日)
- Q_{P0} 特定排出水の量(Q_{Pi}を除く) (m³/日)

なお、1 つの指定地域内事業場に 2 以上の業種等が存在する場合の総量規制基準は、別表 2 に掲げる業種その他の区分ごとに上表の算式により算定した汚濁負荷量を合計したものとします。

出典:「りん含有量に係る総量規制基準」平成19年6月18日 福岡県告示第1210号 〈改正〉平成24年2月20日 福岡県告示222号

④ 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく規制

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成14年12月27日福岡県条例第79号)では、工場等に起因する公害の防止として、水質汚濁防止法の対象とならない施設の一部について、排水基準を定めています。また、特定施設の設置等については60日前までに届出が必要です。

条例で規定する特定施設及び排水基準は表 3-2.71 に示すとおりです。

表 3-2.71 汚水に関する特定施設及び排水基準

特定施設	排水基準			
廃棄物処理法第8条第1項のごみ処理施設 (焼	水質汚濁防止法の健康項目及び生活環			
却施設を除く)であって湿式集じん装置を有す	境項目に関する基準(一律排水基準)と			
るもの	同じ			

出典:「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」

平成 15年5月14日 福岡県規則第35号〈改正〉令和3年3月30日 福岡県規則第26号

⑤ ダイオキシン類に係る排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法により、特定施設から排出されるダイオキシン類について、表 3-2.72 に示すとおり、特定施設の種類に応じて排出基準が定められています。

表 3-2.72 ダイオキシン類排出基準

施設の種類	排出基準
令別表第2第1号から第19号までに掲げる施設	10pg-TEQ/L

出典:「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」平成11年12月27日 総理府令第67号 〈改正〉令和3年3月25日 環境省令第3号

(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号 〈改正〉令和元年6月14日法律第37号)では、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年9月23日 政令第300号 〈改正〉令和元年9月6日政令第88号)においては、一般廃棄物は海洋投入処分を行ってはならないことと定められています。

同法では、廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある区域について、指定区域として指定することとされています。対象区域の一部は廃棄物が地下にある土地の指定区域に該当します。

なお、廃棄物が地下にある土地の区域を表 3-2.73 に、一般廃棄物の定義及び産業廃棄物を表 3-2.74 に示します。

表 3-2.73 廃棄物が地下にある土地の区域

指定年月日	指定する区域	埋立地の区分
平成 20 年 6 月 25 日	京都郡みやこ町犀川花熊 1584	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 13 条 2 の 第 3 号イに掲げる埋立地であって、廃棄物の処理及び清 掃に関する法律施行規則第 12 条の 31 第 2 号に規定する みやこ町により一般廃棄物の埋立処分の用に供された場 所であって廃止されたもの

出典:「福岡県告示第1016号」平成20年6月25日 福岡県公報第2840号

表 3-2.74 一般廃棄物及び産業廃棄物の定義

項目	定義
一般廃棄物	・産業廃棄物以外の廃棄物
産業廃棄物	・事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物・輸入された廃棄物(上記に掲げる産業廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めるものに限る。第15条の4の5第1項において「航行廃棄物」という。)並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物(政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。)を除く。)

出典:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号 〈改正〉令和元年 6 月 14 日 法律第 37 号

2.7.3 自然環境保全関係法令に基づく指定

(1) 自然公園法に基づく自然公園

自然公園法(昭和32年6月1日 法律第161号〈改正〉令和3年5月6日 法律第29号)は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的とするもので、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地を指定する国立公園、国立公園に準ずる優れた自然の風景地を指定する国定公園、都道府県が優れた自然の風景地を指定する都道府県立自然公園があります。

対象区域における自然公園の分布状況は表 3-2.75 及び図 3-2.22 に示すとおりであり、筑豊県立自然公園(普通地域)の一部が分布しています。

表 3-2.75 対象区域の自然公園の指定状況

公 園 名 称	指定年月日	面積
筑豊県立自然公園	昭和 25 年 5 月 13 日	8, 550ha

出典:「福岡県の自然公園」令和3年6月現在 福岡県

(2) 自然環境保全法に基づく保全地域

自然環境保全法(昭和47年6月22日 法律第85号〈改正〉平成31年4月26日 法律第20号)は、自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、国民が自然環境の恵沢を享受するとともに継承できるようにし、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域を指定するものです。

対象区域においては、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域 や福岡県環境保全に関する条例(昭和47年10月18日福岡県条例第28号〈改正〉平成23年2 月28日福岡県条例第12号)に基づく福岡県自然環境保全地域はありません。

(3) 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく保全地域

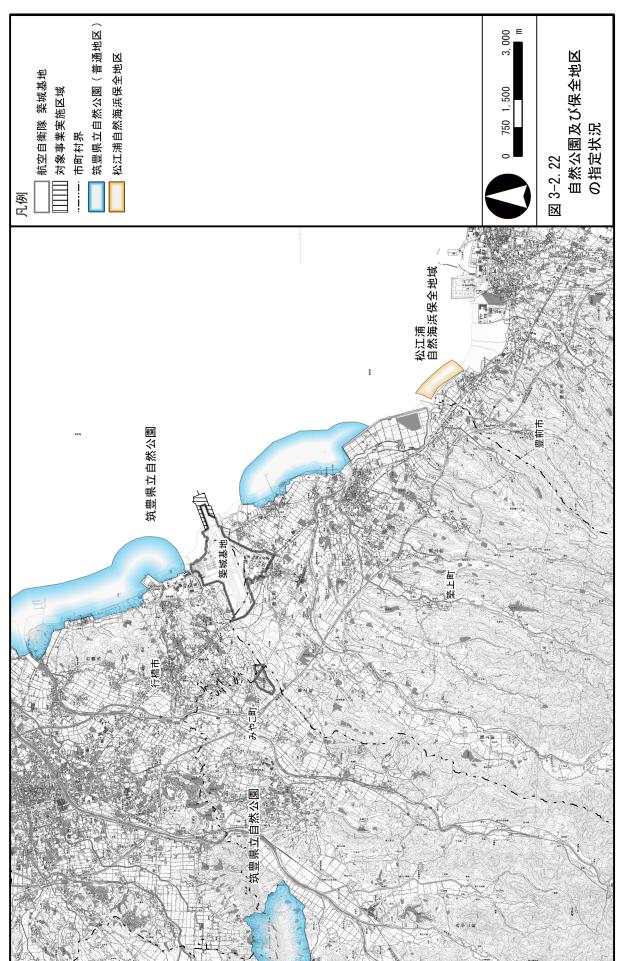
瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年10月2日 法律第110号 〈改正〉令和3年6月9日 法律第59号)は、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、瀬戸内海の環境の保全上有 効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全、環境保全のための事業の促進等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とし、自然海浜保全地区を指定するものです。

対象区域においては、瀬戸内海環境保全特別措置法及び福岡県自然海浜保全地区条例(昭和55年7月17日福岡県条例第24号 <改正>平成27年3月3日条例第11号)に基づく自然海浜保全地区があります。対象区域における分布状況は表3-2.76及び図3-2.22に示すとおりであり、松江浦自然海浜保全地区が分布しています。

表 3-2.76 対象区域の自然海浜保全地区の指定状況

自然海浜保全地区名	指定年月日	海岸延長	
松江浦自然海浜保全地区	昭和 62 年 12 月 24 日	1.0km	

出典:「福岡県の自然公園」令和3年6月現在 福岡県



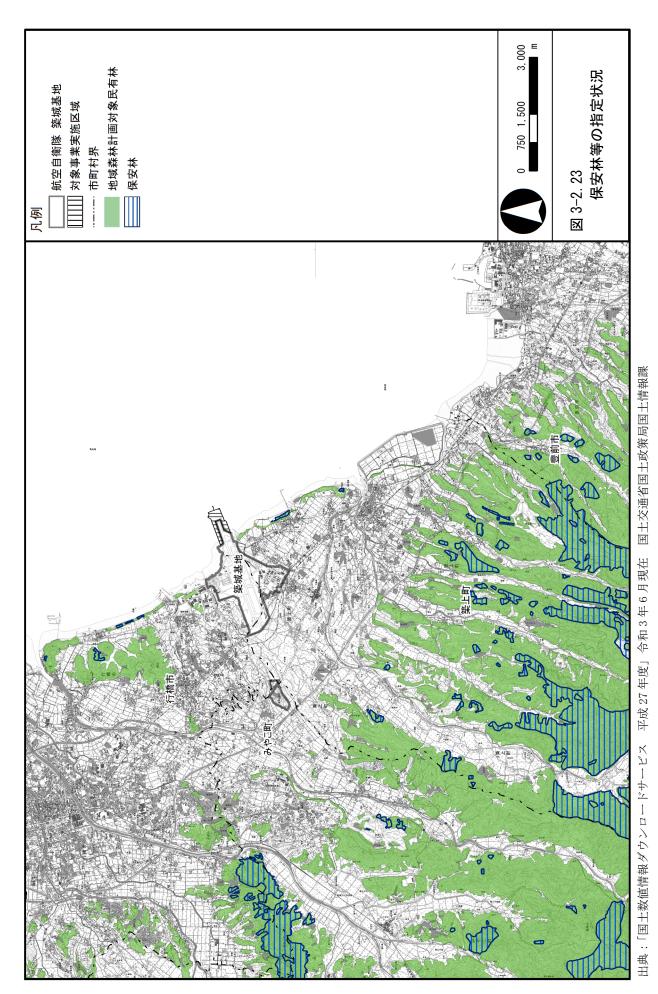
出典:「福岡県の自然公園」令和3年6月現在 福岡県

(4) 森林法に基づく保安林等の指定

森林法(昭和 26 年 6 月 26 日 法律第 249 号〈改正〉令和 2 年 6 月 10 日 法律第 41 号)は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的として保安林等を指定するものです。

このうち保安林は、水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の目的を達成する ために指定されており、地域森林計画対象民有林は、森林法に基づき定められた地域森林計画に 係る民有林として指定されています。

対象区域においては図 3-2.23 に示すとおり、保安林及び地域森林計画対象民有林が指定されています。



3. 2-100

(5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等の指定

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年 7 月 12 日 法律第 88 号 〈改正〉平成 27 年 3 月 31 日 法律第 2 号)は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的として鳥獣保護区等を指定するものです。

対象区域における鳥獣保護区等については、表 3-2.77 及び図 3-2.24 に示すとおり、鳥獣保護区、特定猟具(銃器)禁止区域、指定猟法(鉛散弾)禁止区域に指定されています。

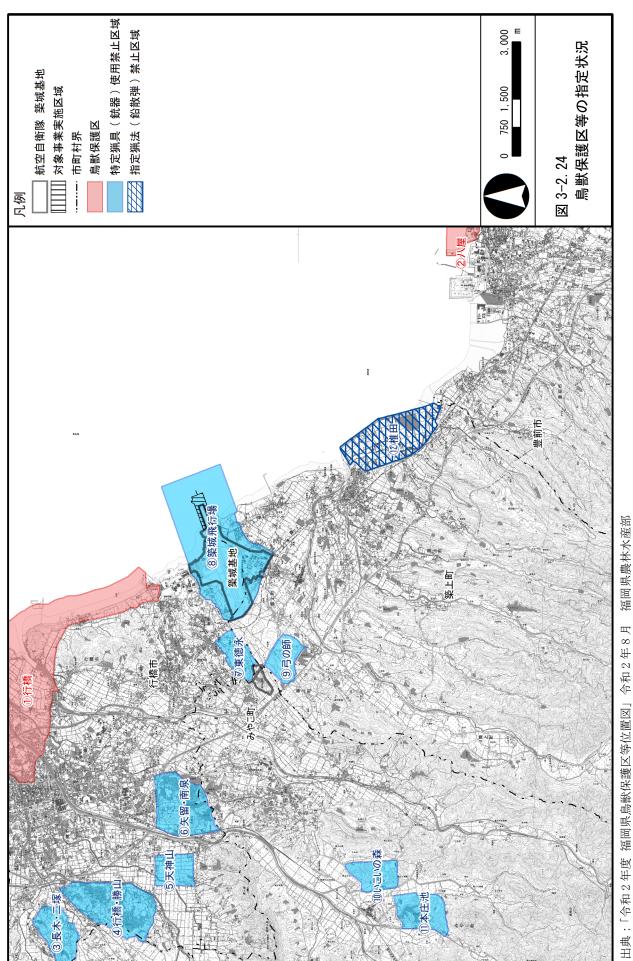
なお、対象区域において、国指定鳥獣保護区、休猟区に指定されている地域はありません。

表 3-2.77 対象区域の鳥獣保護区等指定状況

区分	図番号	名 称	期限	面積 (ha)
鳥獣保護区	1	行橋鳥獣保護区	令和9年11月14日	1, 255
局訊体设置	2	八屋鳥獣保護区	令和3年11月14日	825
	3	長木・二塚特定猟具(銃器)使用禁止区域	令和6年11月14日	124
	4	行橋・勝山猟具(銃器)使用禁止区域	令和5年11月14日	256
	5	天神山猟具(銃器)使用禁止区域	令和8年11月14日	88
	6	矢留・南泉特定猟具(銃器)使用禁止区域	令和6年11月14日	212
特定猟具(銃器) 禁止区域	7	東徳永特定猟具(銃器)使用禁止区域	令和11年11月14日	90
	8	築城飛行場特定猟具(銃器)使用禁止区域	令和6年11月14日	504
	9	弓の師特定猟具(銃器)使用禁止区域	令和4年11月14日	77
	10	いこいの森特定猟具(銃器)使用禁止区域	令和11年11月14日	90
	11	本庄池特定猟具(銃器)使用禁止区域	令和11年11月14日	102
指定猟法(鉛散弾) 禁止区域	12	椎田指定猟法(鉛散弾)禁止区域	定めない	260

注:図番号は図3-2.24に対応します。

出典:「令和2年度福岡県鳥獣保護区等位置図」令和2年8月福岡県農林水産部



出典:「令和2年度 福岡県鳥獣保護区等位置図」令和2年8月

(6) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

地すべり等防止法(昭和33年3月31日法律第30号〈改正〉平成29年6月2日 法律第45号)は、地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、国土の保全と民生の安定に資することを目的として地すべり防止区域を指定することとしています。なお、対象区域には地すべり等防止区域の指定はありません。

(7) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年7月1日 法律第57号 〈改正〉平成17年7月6日 法律第82号) は急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するために急傾斜地崩壊危険区域を指定することとしています。

対象区域における急傾斜地崩壊危険区域の指定状況を、表 3-2.78 及び図 3-2.25 に示します。

表 3-2.78 対象区域の急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

図番号	区域名		概ねの位置	指定年月日
1	南泉	行橋市	南泉4丁目	平成 12 年 7 月 17 日
1	用水	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	用於4丁目	平成 30 年 1 月 12 日
2	福間		大字上ノ河内	平成1年2月9日
3	荒谷	築上町	大字上香楽字中渡	昭和 52 年 4 月 16 日
J	元台		八十二首来于中极	令和2年3月24日
4	一木	みやこ町	犀川大熊	平成 27 年 4 月 24 日
5	喜多良	みやこ町	犀川喜多良	平成 27 年 5 月 8 日
6	馬場(A)		大字馬場、大字中村	平成 17 年 1 月 19 日
7	馬場		大字馬場	昭和61年12月27日
'			八十两笏	平成2年8月8日
8	堂の前(B)	豊前市	大字畑	平成 15 年 3 月 5 日
9	堂の前	豆削川	大字畑	平成 13 年 10 月 12 日
10	迫		大字四郎丸	平成6年4月1日
11	杉ヶ谷		大字四郎丸	平成 13 年 12 月 5 日
12	平原		大字川内	平成 27 年 6 月 12 日

注:図番号は図3-2.25に対応します。

出典:「急傾斜地崩壞危険区域一覧表(県土整備事務所別)」令和2年3月31日時点 福岡県県土整備部砂防課

(8) 砂防法に基づく砂防指定地

砂防法 (明治 30 年 3 月 30 日 法律第 29 号 〈改正〉平成 25 年 11 月 22 日 法律第 76 号) は、 土砂の崩れや流出を防ぐために砂防指定地を指定することとしています。

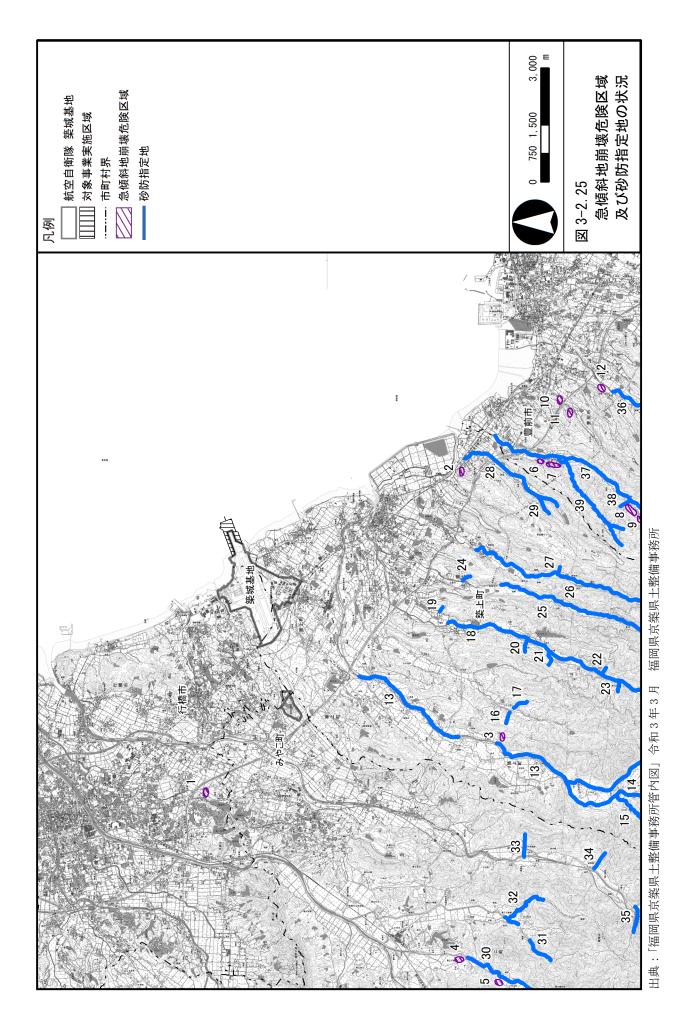
対象区域における砂防指定地域の指定状況を、表 3-2.79 及び図 3-2.25 に示します。

表 3-2.79 対象区域の砂防指定地の状況

図番号	区域名	概ねの位置		指定年月日	図番号	区域名	概才	2の位置	指定年月日																	
							大字 上香楽	昭和 24 年 12 月 21 日					昭和 23 年 5 月 20 日													
13	城井川			大字	昭和23年5月20日 昭和28年2月12日	26	真如寺川		大字 真如寺	昭和 28 年 2 月 12 日																
			寒田	昭和29年7月16日				X/1 1	平成4年12月22日																	
				昭和23年5月20日	27	小迫谷川	築		平成21年4月2日																	
14	中川内川		大字	平成2年12月12日		上の河内川	上		昭和23年5月20日																	
14	11.7111.1711		本庄	平成6年11月28日			町		平成1年1月21日																	
			71711	平成8年12月13日	28			大字 上ノ河 内	平成2年12月12日																	
15	小川内川		1 4	昭和23年5月20日	-	上河内川			平成4年7月21日																	
16	水尾川		大字	平成14年3月7日					平成4年12月22日																	
17	木原川		小山田	昭和 41 年 4 月 7 日 昭和 23 年 5 月 20 日	29	奥村川			平成8年5月13日 平成9年6月12日																	
				昭和 28 年 2 月 12 日	29	契利川			昭和23年5月20日																	
18	岩丸川		大字岩	昭和 40 年 9 月 14 日	30	喜多良川		犀川 喜多良	昭和 26 年 8 月 13 日																	
10	石凡川	築上町	丸	平成6年1月28日	30				昭和 28 年 2 月 12 日																	
				平成9年3月11日					昭和23年5月20日																	
19	原ノ上川																	大字 奈古	平成 11 年 3 月 19	31	高屋川	み	犀川 上高屋	昭和 30 年 3 月 17 日		
20	引445 26111			平成9年12月22日	32	天ヶ谷川	やこ町		昭和28年2月12日																	
20	引地ヶ迫川			平成 10 年 7 月 16 日	33	一ノ井手川		犀川木	昭和61年11月11日																	
21	中園川		大字	平成 18 年 6 月 29 日	55	/ 开于川	ш1	井馬場	昭和63年11月15日																	
	桶ヶ迫川																			岩丸	平成 19 年 4 月 25 日	34	馬場川		犀川横 瀬	昭和39年3月4日
22	及び左支川				昭和 59 年 3 月 30 日	0.5	#### III		犀川下	昭和23年5月20日																
23	連川内川			昭和62年11月2日	35	蔵持川		伊良原	昭和28年2月12日																	
24	郎迫川																大字 日奈古	平成 11 年 9 月 24 日	36	中川		大字 鳥越	昭和 23 年 5 月 20 日			
	25 極楽寺川			III to oo to a la constitution of the constitu	37	角田川	曲		昭和24年12月21日																	
			大字 極楽寺	昭和23年5月20日	20		豊前市	大字畑	平成 26 年 2 月 21 日																	
25				昭和 28 年 2 月 12 日	- 38				平成 30 年 7 月 23 日																	
20	1927年17月			н _□ ημ Δ0 + Δ / Л 1Δ П		湯の河内川	114	大字	昭和24年12月21日																	
				平成6年1月28日	39	湯の河内川 及び右支川		馬場	昭和41年4月7日																	

注:図番号は図3-2.25に対応します。

出典:「砂防指定地一覧表(県土整備事務所別)」令和2年3月31日時点 福岡県県土整備部砂防課



3. 2-105

2.7.4 その他の規制

(1) 福岡県環境保全に関する条例に基づく規制

福岡県環境保全に関する条例(昭和47年10月18日福岡県条例第28号〈改正〉平成23年2月28日福岡県条例第12号)は、環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、環境の保全を総合的に推進し、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

条例では自然環境保全地域、野生動植物保護地区等の指定のほか、環境を適正に保全するため一定規模以上の工場の設置又は宅地の造成その他の開発の行為を規制しており、表 3-2.80 及び表 3-2.81 に示す開発行為、工場等の設置については、届出または許可申請が必要となります。届出または許可申請には、自然環境または生活環境の保全対策を記載した書類として、「環境影響評価書」を添付する必要があります。

表 3-2.80 福岡県環境保全に関する条例による届出の対象となる開発行為

	開発の行為と種類	規模
1	宅地の造成	開発区域の面積が 3ha 以上
2	水面の埋立て	埋立ての面積が3ha以上
3	土石の採取	採取区域の面積が 3ha 以上
4	鉱物の掘採	掘採区域の面積が 3ha 以上
5	ゴルフ場の造成	開発区域の面積が 3ha 以上
6	スポーツ・レクリエーション施設用地の造成	開発区域の面積が 3ha 以上
7	墓園の造成	開発区域の面積が 3ha 以上

- 備考1:「宅地」とは、主として建築物の建築の用に供する一団の土地をいいます。
 - 2:「開発区域」とは、土地の利用目的、物理的形状等から見て一体的な開発の行為を行う区域をいい、造成を行う場所及びその施工に伴い設けられる残土置き場、資材置き場、通路、災害の防止上必要とされる場所、その他施工のために必要な場所等を合わせたものをいいます。
 - 3:3ha以上の住宅地の造成であって、開発区域に標高 100m以上の土地を含む場合にあっては、知事の許可が必要です。
 - 4:「採取区域」とは、土石の採取の用に供する場所及びこれと一体として設けられる採取した土石の保管、移送若しくは搬出の作業の実施、土石の採取その他の作業の実施に伴って発生する廃棄物若しくは排水の処理又は土石の採取その他の作業に伴って生ずることが予測される災害の防止上必要とされる場所とを合わせた場所をいいます。
 - 5:「鉱物」とは、鉱業法第3条第1項に規定する鉱物をいいます。
 - 6: 掘採の方法は、露天掘りの方法によるものに限ります。
 - 7:「掘採区域」とは、鉱物の掘採の用に供する場所及びこれと一体として設けられる掘採した鉱物の保管、移送若しくは搬出の作業の実施、鉱物の掘採その他の作業の実施に伴って発生する廃棄物若しくは排水の処理又は鉱物の掘採その他の作業に伴って生ずることが予測される災害の防止上必要とされる場所とを合わせた場所をいいます。
 - 8:ゴルフ場の造成については、「開発事業に対する環境保全対策要綱」により、原則として新規開発を抑制しています。
 - 9:「スポーツ・レクリエーション施設」とは、野球場・庭球場・陸上競技場・遊園地・動物園・スキー場その他これに類する施設をいいます。
 - 10:「墓園」とは、墓地、埋葬等に関する法律第2条第4項に規定する墳墓(死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設)の集合を包括する一団の土地をいいます。
- 出典:「開発の行為等の規制について(福岡県環境保全に関する条例)」令和3年6月現在 福岡県 「福岡県環境保全に関する条例施行規則」昭和48年3月31日 福岡県規則第17号 〈改正〉令和2年11月20日 福岡県規則第64号

表 3-2.81 福岡県環境保全に関する条例による許可の対象となる工場の設置又は開発行為

	開発行為の種類	規模等
1	いおう酸化物発生施設を設置する 工場の設置	イ.いおう酸化物発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量が 10m ³ 以上である工場 ロ.いおう酸化物発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物の量が増加し、10m ³ 以上となる工場
2	右に掲げる工場の設置	イ. 一日の通常の排出水の量が 300 m³以上である工場 ロ. 一日の通常の排出水の量が増加し、300 m³以上となる工 場
3	宅地の造成(住宅の用途に供する 土地造成に限る)	開発区域の面積が 5ha (標高 100m 以上の土地を含む場合にあっては、3ha) 以上 ※同一人が、既に造成した宅地に隣接して宅地を造成する場合は、開発した区域と新たに開発しようとする区域の面積の合計が 5ha (標高 100m 以上の土地を含む場合にあっては、3ha) 以上となる場合を含む
4	水面の埋立て	埋立ての面積が 100ha 以上
5	ゴルフ場の造成	開発区域の面積が 3ha 以上

備考 1: 「いおう酸化物の量」は、1時間当たりの最大量を温度が 0度で圧力が 1気圧の状態に換算したものをいいます。

2:瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する関係府県の区域に含まれる福岡県の区域において同項に規定する特定施設を設置する工場を除きます。なお、「排出水の量」とは、公共用水域に排出する水量を指し、公共下水道に排出する水量は含みません。

出典:「開発の行為等の規制について(福岡県環境保全に関する条例)」令和3年6月現在 福岡県 「福岡県環境保全に関する条例施行規則」昭和48年3月31日 福岡県規則第17号 〈改正〉令和2年11月20日 福岡県規則第64号

2.8 環境保全に関する施策又は計画の内容

2.8.1環境保全に関する条例

(1) 福岡県

福岡県の環境保全に関する条例としては、福岡県環境影響評価条例、福岡県環境保全に関する 条例、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例等が制定されています。

各条例の概要を表 3-2.82 に示します。

表 3-2.82 福岡県の環境保全に関する条例の概要

◆「福岡県環境影響評価条例」〈制定〉平成 10 年 12 月 24 日 福岡県条例第 39 号 〈改正〉平成 25 年 3 月 29 日 福岡県条例第 19 号

目 的

この条例は、環境に及ぼす影響の程度が著しいものとなるおそれがある土地の形状の変更、工作物の新設等の事業について、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続等に関して必要な事項を定めることにより、事業者がこれらの事業の実施に当たって環境の保全について適正な配慮を行うことを確保し、もって良好な環境の維持及び持続的発展が可能な社会の構築に資することを目的とする。

◆「福岡県環境保全に関する条例」<制定>昭和 47 年 10 月 18 日 福岡県条例第 28 号 〈改正>平成 23 年 2 月 28 日 福岡県条例第 12 号

目 的

この条例は、環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、環境の保全を総合的に推進し、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

◆「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」

〈制定〉平成 14 年 12 月 27 日 福岡県条例第 79 号

目 的

この条例は、県民の健康で文化的な生活を確保する上において、生活環境の保全上の支障を防止することがきわめて重要であることにかんがみ、他の法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害の防止及び生活環境への負荷の低減について必要な事項を定めることにより、県民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図り、もって県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

出典:「福岡県環境影響評価条例」

平成 10 年 12 月 24 日 福岡県条例第 39 号 〈改正〉平成 25 年 3 月 29 日 福岡県条例第 19 号 「福岡県環境保全に関する条例」

昭和47年10月18日 福岡県条例第28号〈改正〉平成23年2月28日 福岡県条例第12号 「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」平成14年12月27日 福岡県条例第79号

(2) 行橋市

行橋市の環境保全に関する条例としては、行橋市環境基本条例、行橋市環境美化に関する条例、 行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例等が制定されています。

条例の概要を表 3-2.83 に示します。

表 3-2.83 行橋市の環境保全に関する条例の概要

◆「行橋市環境基本条例」平成 15 年 3 月 26 日 行橋市条例第 1 号

目 的

この条例は、市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

基本理念

- 1. 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これらを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2. 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべてのものの積極的な取り組みによって行われなければならない。
- 3. 地球環境の保全及び創造は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保するうえで極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない。
- 4. 市民、事業者及び市は、環境の保全及び創造に関し、それぞれの責務を自覚し、公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取り組みを行わなければならない。
- ◆「行橋市環境美化に関する条例」平成5年6月24日 行橋市条例第17号

目 的

この条例は、市内における美観の保持及び快適な市民生活の確保に資するため、市、市民、 事業者及び土地の占有者が連携して、空き缶等のごみの散乱を防止し、美しいまちづくりを めざすことを目的とする。

◆「行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例」〈制定〉平成 11 年 3 月 29 日 行橋市条例 第 2 号 〈改正〉平成 30 年 12 月 21 日 行橋市条例第 34 号

目 的

この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、 処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生 の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

出典:「行橋市環境基本条例」平成15年3月26日 行橋市条例第1号

「行橋市環境美化に関する条例」平成5年6月24日 行橋市条例第17号

「行橋市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例」平成11年3月29日 行橋市条例第2号

<改正>平成 30 年 12 月 21 日 行橋市条例第 34 号

(3) 築上町

築上町の環境保全に関する条例としては、築上町環境美化推進及び生活環境保全に関する条例、築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等が制定されています。

各条例の概要を表 3-2.84 に示します。

表 3-2.84 築上町の環境保全に関する条例の概要

◆「築上町環境美化推進及び生活環境保全に関する条例」平成 18 年 1 月 10 日 築上町条例第 98 号

この条例は、築上町における空き缶等及びごみ等の散乱の防止及び再資源化に関し、必要な事項を定めることにより、町民等、事業者、占有者等及び町が一体となって、本町の環境美化の促進と良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

◆「築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」<制定>平成 18 年 1 月 10 日 築上町条例第 99 号 <改正>令和元年 9 月 30 日 築上町条例第 33 号

月 的

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)及び浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)の規定に基づき、築上町内の廃棄物の処理及び清掃に関し、必要な事項を定めるものとする。

出典:「築上町環境美化推進及び生活環境保全に関する条例」平成18年1月10日 築上町条例第98号 「築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」平成18年1月10日 築上町条例第99号 〈改正〉令和元年9月30日 築上町条例第33号

(4) みやこ町

みやこ町の環境保全に関する条例としては、みやこ町環境保全条例、みやこ町公害防止条例、 みやこ町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例等が制定されています

各条例の概要を表 3-2.85 に示します。

表 3-2.85 みやこ町の環境保全に関する条例の概要

◆「みやこ町環境保全条例」〈制定〉平成18年3月20日 みやこ町条例第149号

目 的

この条例は、町の自然環境、生活環境の保全及び環境美化の促進を図り、町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に努めることを目的とする。

◆「みやこ町公害防止条例」平成 18 年 3 月 20 日 みやこ町条例第 146 号 〈改正〉平成 22 年 6 月 30 日 みやこ町条例第 11 号

月 的

この条例は、法令及び福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成 14 年福岡県条例第 79 号)に特別の定めのあるものを除くほか、公害の防止について必要な事項を定め、もって町民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

◆「みやこ町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例」平成 28 年 3 月 30 日 みやこ町条例第 23 号〈改正〉令和元年 6 月 28 日 みやこ町条例第 40 号

目 的

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。)及び浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)に基づき、町における廃棄物を適正に処理するとともに、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを図り、もって町民の健康で快適な生活を確保に寄与することを目的とする。

出典:「みやこ町環境保全条例」平成18年3月20日 みやこ町条例第149号

「みやこ町公害防止条例」平成18年3月20日 みやこ町条例第146号

<改正>平成22年6月30日 みやこ町条例第11号

「みやこ町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例」平成28年3月30日 みやこ町条例第23号

〈改正〉令和元年6月28日みやこ町条例第40号

(5) 豊前市

豊前市の環境保全に関する条例としては、豊前市環境の美化に関する条例、豊前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等が制定されています。

各条例の概要を表 3-2.86 に示します。

表 3-2.86 豊前市の環境保全に関する条例の概要

◆「豊前市環境美化に関する条例」平成5年12月21日 豊前市条例第18号

目 的

この条例は、飲料容器、たばこの吸殻等のごみ散乱の防止及び再資源化の促進に関し必要な事項を定めることにより、美しく、かつ、快適な生活環境を保全するとともに、清潔なまちづくりを目指すことを目的とする。

◆「豊前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」〈制定〉平成 12 年 3 月 10 日 豊前市条例第 22 号 〈改正〉令和元年 9 月 4 日 豊前市条例第 5 号

目 的

この条例は、廃棄物の排出の抑制、適正処理及び再利用の促進を図ることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源循環型社会の形成に資することを目的とする。

出典:「豊前市環境美化に関する条例」平成5年12月21日 豊前市条例第18号 「豊前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」平成12年3月10日 豊前市条例第22号 〈改正〉令和元年9月4日 豊前市条例第5号

2.8.2環境保全に関する計画

(1) 福岡県

福岡県の環境保全に関する計画としては、福岡県環境総合ビジョン、福岡県廃棄物処理計画、福岡県生物多様性戦略、福岡県地球温暖化対策実行計画等が策定されています。各計画の概要を以下に示します。

① 福岡県環境総合ビジョン

福岡県では、環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境の面から総合的・計画的に県行政を推進するための施策大綱として環境総合基本計画が策定されており、平成7年に第1次計画、平成15年に第2次計画、平成25年に第3次計画が策定されています。

平成29年3月に策定された福岡県総合計画を踏まえるとともに、先行して策定されている福岡県生物多様性戦略や福岡県廃棄物処理計画、福岡県地球温暖化対策実行計画とも整合させて福岡県の環境の将来像を具体化するものとして、平成30年3月に新たに平成30年度から5年間を計画期間とする福岡県環境総合ビジョン(第四次福岡県環境総合基本計画)が策定されました。

この計画では、福岡県の環境の将来像を「『豊かな環境が支える県民幸福度日本一の福岡県』 〜経済成長と環境保全が両立した持続可能な社会へ〜」とし、7つの柱(施策)を設定し、柱ご とに目指す姿、施策の方向を示しています。福岡県環境総合ビジョンの7つの柱(施策)の概要を表3-2.87に示します。

表 3-2.87(1) 福岡県環境総合ビジョン (第四次福岡県環境総合基本計画) における7つの柱 (施策) の概要

= = D; /U-hda		Lita belos - 1 I
7つの柱(施策)	目指す姿	施策の方向
1. 低炭素社会の推進	①省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルが浸透し、地域の特性を活かした太陽光、太陽熱、風力などの再生可能エネルギーが活用され、森林の適正管理が進むなど、着実に温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する対策(緩和策)が進んだ社会。 ②集中豪雨などの自然災害に備えたインフラ整備や、高温に強い農作物の品種開発・普及などの対策(適応策)が進み、気候変動の影響による被害を回避・軽減し、迅速に回復できる社会。	①温室効果ガスの排出削減に関する対策(緩和策) ②温室効果ガスの吸収源に関する対策(緩和策) ③気候変動の影響への適応(適応策)
2. 循環型社会の推進	①県民、事業者等の活動において、製品のライフサイクル全体を通した適正な管理により、資源の消費が抑制され、資源の性質に応じた循環利用が確保されている社会。 ②環境に負荷をかけず、かつ有用性の高い先進的なリサイクルが行われている社会。 ③バイオマス等の再生可能な資源が活用され、二酸化炭素の排出量が減少するとともに、天然資源の消費量が減少している社会。 ④技術開発の進展等により、県内の資源循環関連産業が活性化している社会。 ⑤廃棄物の不法投棄がなく、適正に処理され、県民が快適に暮らせる社会。	①資源の消費抑制、資源循環利用の推進 ②資源循環利用に関する産業の育成 ③廃棄物の適正処理による環境負荷の低減
3. 自然共生社会の推進	①県民一人ひとりや事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において常に生物多様性に配慮した行動がとられている社会。 ②豊かな自然の保全と社会経済活動が両立し、人と自然が調和・共存することにより成立した里地里山や里海等の地域、文化が保全されるなど、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会。 ③地域の自然や生きものに関心を持つ人々が増え、また自然資本から得られる生物多様性の恵みが重要な地域資源として見直され、人々の郷土愛を育んでいる社会。	①生物多様性の保全と自然再生の推進 ②生物多様性の持続可能な利用
4. 健康で快適に暮らせ る生活環境の形成	①きれいな空気・清らかな水・安全な土壌・静かな居住環境などが守られた、県民が健康で心地よく暮らせる社会。 ②個性豊かで、誇りを持って次の世代に継承することができる美しいまち並みと景観の保全が進んだ社会。	②大気環境の保全 ③水環境の保全 ④土壌環境の保全 ⑤化学物質等による環境・ 健康影響対策 ⑥その他の生活環境の保 全
5. 国際環境協力の推進	①アジア諸地域と構築した人的ネットワークや、 県内に蓄積された環境技術・ノウハウ等を活用 し、アジアの環境問題の改善、持続可能な社会の 構築を促進する社会。 ②NPO や事業者等の民間における国際環境協力が 活性化している社会。	①環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進 ②民間国際環境協力の促進

出典:「福岡県環境総合ビジョン(第四次福岡県環境総合基本計画)」平成30年3月 福岡県環境部環境政策課

表 3-2.87(2) 福岡県環境総合ビジョン(第四次福岡県環境総合基本計画) における 7 つの柱 (施策) の概要

7 つの柱(施策)	目指す姿	施策の方向
6. 経済・社会のグリーン 化とグリーンイノベ ーションの推進	①事業者が環境配慮型商品・サービスの開発・普及に努め、県民一人ひとりが、環境に配慮した商品を日常的に使用している経済・社会のグリーン化が進んだ社会。 ②環境負荷の低減に寄与する産業が発展し、新たな価値の創出や社会システムの変革などグリーンイノベーションが進んだ社会。 ③環境負荷低減努力が利益に結び付き、環境関連産業が基幹産業の一つとなっている社会。	①経済・社会のグリーン 化の推進②グリーンイノベーションの推進
7. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり	①県民誰もが環境負荷の少ない行動を実践することで、持続可能な社会を実現している暮らしやすい地域。 ②個々に行われていた環境教育・環境学習等が広がり、地域に根差した環境保全の取組みのネットワークが拡大した社会。 ③ニーズに応じた環境関連情報が行き渡り、各主体が積極的に地域課題解決に向け連携している社会。 ④経済・社会活動が「環境」をキーワードにして動き、豊かな環境を持続的に利用できている県民幸福度日本一の福岡県。	①地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進 ②環境を考えて行動する人づくりの推進

出典:「福岡県環境総合ビジョン (第四次福岡県環境総合基本計画)」平成30年3月 福岡県環境部環境政策課

② 福岡県廃棄物処理計画

福岡県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号 〈改正〉令和元年 6 月 14 日 法律第 37 号)第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月に令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間を計画期間とする福岡県廃棄物処理計画を策定しています。

この計画では、環境分野における福岡県の基本計画である福岡県環境総合ビジョン(第 3 次福岡県環境総合基本計画)を支える計画として、一般廃棄物及び産業廃棄物の 3 R (排出抑制・再使用・再生利用)をさらに推進し、廃棄物の適正な処理を確保することにより福岡県が目指す循環型社会の形成を実現するために、廃棄物行政の分野における諸施策を整理し提示しています。福岡県廃棄物処理計画の基本方針を表 3-2.88 に目標を表 3-2.89 及び表 3-2.90 に示します。

表 3-2.88 福岡県廃棄物処理計画における基本方針

其木ナ	分針

- 1 資源の消費抑制
- 2 資源循環利用の推進
- 3 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

出典:「福岡県廃棄物処理計画」令和3年3月 福岡県

表 3-2.89 福岡県廃棄物処理計画における一般廃棄物減量化等の目標

区分	令和7(2025)年度目標値
ごみ総排出量の増減率 (平成 30 (2018) 年度比)	-5%
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (平成30 (2018) 年度比)	516g (約-2%)
再生利用率(排出量比)	22% 民間リサイクルを加味した再生利用率 40%(推計値)
最終処分量の増減率 (平成 30 (2018) 年度比)	-6%

出典:「福岡県廃棄物処理計画」令和3年3月 福岡県

表 3-2.90 福岡県廃棄物処理計画における産業廃棄物減量化の目標

区分		令和7(2025)年度目標値
排出量の増減率 (平成 30(2018)年度比)		1%増以内の抑制
再生利用率	汚泥	10%
(排出量比)	汚泥以外	90%
最終処分量の増減率 (平成 30(2018)年度比)		1%増以内の抑制

出典:「福岡県廃棄物処理計画」令和3年3月 福岡県

③ 福岡県生物多様性戦略

福岡県では、豊かな自然共生社会の実現を目指し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するために、福岡県生物多様性戦略が策定されており、策定時から5年間の第1期行動計画が終了することから、平成30年度からの5年間の第2期行動計画が平成30年3月に策定されました。

福岡県生物多様性戦略第2期行動計画は、生物多様性基本法(平成20年6月6日法律第58号)第13条に基づく法定計画であり、策定にあたっては、県の行政運営の指針となる福岡県総合計画及び環境行政の基本計画である福岡県環境総合ビジョンを踏まえ、生物多様性基本法や生物多様性国家戦略との整合を図っています。

この戦略では、2050年までに目指す社会を「生きものを支え、生きものに支えられる幸せを 共感できる社会」とし、4 つの行動目標を設定し、13 の重点プロジェクトを含む 163 の施策を 示しています。福岡県生物多様性戦略の概要を表 3-2.91 に示します。

表 3-2.91 福岡県生物多様性戦略における行動目標及び重点プロジェクト

行動目標	基本的な考え方	重点プロジェクト
1. 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	(1) 県民への普及啓発(2) 教育・学習の機会を活用した啓発(3) 自然とのふれあいの推進(4) 生物多様性に配慮したライフスタイルの浸透(5) 生物多様性を活用した魅力ある県土づくり・地域づくり	①県民参加型の生きもの調査の実施 ②環境教育副読本の利用促進 ③まちとむら交流促進
2. 生物多様性の保全と再生を図ります	(1)生態系ネットワークの形成 (2)重要地域の保全 (3)野生生物の適切な保護と管理 (4)地球温暖化対策との連携 (5)環境影響評価制度の適切な運用 (6)生物多様性に配慮した公共工事の 推進	①生物多様性の保全上重要な地域の抽出と保全の促進 ②英彦山及び犬ヶ岳生態系回復事業 ③福岡県レッドデータブックの改訂に向けた基盤整備 ④野生生物の保護に関する方針の策定 ⑤野生鳥獣の適正な管理と被害防止の推進 ⑥侵略的外来種防除マニュアルの作成
3. 生物多様性の持続可能な利 用を図ります	(1)生物多様性に配慮した農林水産業の推進(2)里地里山里海の適切な利用と管理	①森林の有する公益的機能の発揮に向 けた施策
4. 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	(1) 行政施策への浸透 (2) 多様な主体の参画促進 (3) 連携促進によるネットワーク化 (4) 人材育成と活用 (5) 調査研究の推進	①県の各種計画における生物多様性保全等の視点の導入②県民一体となった生物多様性保全活動の推進③生物多様性アドバイザー制度の利用促進

出典:「福岡県生物多様性戦略第2期行動計画」平成30年3月 福岡県環境部自然課

④ 福岡県地球温暖化対策実行計画

福岡県では、国の地球温暖化対策計画を踏まえ、福岡県における地球温暖化対策をさらに推進し、県民、事業者、行政の各主体が積極的に取組を行うための指針となる福岡県地球温暖化対策実行計画が平成29年3月に策定されました。

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年 10 月 9 日 法律第 117 号 〈改正〉令和 3 年 6 月 2 日 法律第 54 号)第 21 条第 3 項に基づく区域施策編であるとともに、気 候変動適応法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画に位置づけられています。

計画期間を 2017 年度から 2030 年度とし、県民、事業者の削減目標や、目標達成のために期待される具体的な取組、達成状況を計る目安を示し、地域における積極的な地球温暖化対策の推進を図っています。

福岡県地球温暖化対策実行計画に示される温室効果ガス排出量の削減目標を表 3-2.92 及び表 3-2.93 に示します。

表 3-2.92 福岡県地球温暖化対策実行計画における 温室効果ガス排出量の削減目標

削減目標

2030 (平成 42) 年度における福岡県の温室効果ガス排出量を 2013 (平成 25) 年度比 26%削減する。

出典:「福岡県地球温暖化対策実行計画」平成29年3月 福岡県環境部環境保全課

表 3-2.93 福岡県地球温暖化対策実行計画における 2030 年度の家庭、事業者、自動車の削減目標

区分	2013 年度	2030 年度	削減目標
家庭 (世帯当たり)	3.60t-CO ₂ /世帯	2.11t-CO ₂ /世帯	41%削減
事業者 (床面積当たり)	$0.13t-CO_2/m^2$	$0.07 t-CO_2/m^2$	44%削減
自動車 (1 台当たり)	2.95t-CO ₂ /台	2.23t-CO ₂ /台	24%削減

出典:「福岡県地球温暖化対策実行計画」平成29年3月 福岡県環境部環境保全課

⑤ 瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画

福岡県では、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年10月2日 法律第110号 〈改正〉令和3年6月9日 法律第59号)第4条の規定に基づき、平成28年11月に瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画が策定されています。

この計画は、広く県民に対し、瀬戸内海の環境を保全するための目標及びその目標を達成するために講ずべき施策を示すものであり、また、県、関係市町村、事業者及び関係団体等が目標達成に向けて取組みを進めるに当たっての指針となるべきものです。計画期間を平成28年から概ね10年間とし、目標設定に当たっての将来像に掲げる「豊かな瀬戸内海」を目指し、瀬戸内海環境保全基本計画に定められた4つの項目を目標としています。

瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画に示される計画の目標及び目標達成のため講じる 施策を表 3-2.94 に示します。

表 3-2.94 瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画における 目標及び目標達成のため講ずる施策

目標		施策
1. 沿岸域の環	1. 沿岸域の環	(1)藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全等
境の保全、再	境の保全、	(2) 自然海浜の保全等
生及び創出	再生及び創	(3)海砂利の採取の抑制
	出	(4)埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
		(5)環境配慮型構造物の採用
2. 水質の保全	2. 水質の保全	(1)水質総量削減制度等の実施
及び管理	及び管理	(2)下水道等の整備の促進
		(3)水質及び底質環境の改善
		(4)有害化学物質等の低減のための対策
		(5)油等による汚染の防止
		(6)海水浴場の保全その他の措置
3. 自然景観及	3. 自然景観及	(1)自然公園等の保全
び文化的景	び文化的景	(2)緑地等の保全
観の保全	観の保全	(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全
		(4)漂流・漂着・海底ごみ対策の推進
		(5)エコツーリズム等の推進
		(6) その他の措置
4. 水産資源の	4. 水産資源の持	続的な利用の確保
持続的な利	5. 廃棄物の処理	施設の整備及び処分地の確保
用の確保	6. 健全な水循環	・物質循環機能の維持・回復
	7. 島しょ部の環	境の保全
	8. 基盤的な施	(1)水質等の監視測定
	策	(2)環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の開発等
		(3) 広域的な連携の強化等
		(4)情報提供、広報の充実
		(5)環境保全思想の普及及び住民参加の推進
		(6)環境教育・環境学習の推進
		(7)国内外の閉鎖性海域との連携

出典:「瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画」平成28年11月 福岡県環境部環境保全課

(2) 行橋市

行橋市の環境保全に関する計画としては、行橋市環境基本計画、行橋市ごみ処理基本計画等が 策定されています。各計画の概要を以下に示します。

① 行橋市環境基本計画

行橋市では、環境の保全と創造に関する長期的な目標及び施策のあるべき方向性を明確にし、 環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年1月に平成29年度から平成38年度 (令和8年度)までの10年間を計画期間とした行橋市環境基本計画が策定されています。

この計画は、行橋市環境基本条例(平成15年3月)における環境の保全に関する基本理念に基づき、行橋市が目指す望ましい環境像「緑と水を大切にし 快適に暮らせる 環境共生都市」を掲げ、環境の保全及び創造の方向性を明確にし、市、事業者、市民の自主的かつ積極的な取り組みを定めています。

行橋市環境基本計画の概要を表 3-2.95 に示します。

表 3-2.95(1) 行橋市環境基本計画における基本目標及び基本施策

基本目標	基本施策	取り組みの方向性
	1-1 地球温暖化対策の推進	○省エネルギー対策の推進 ○公共交通の利用促進 ★【重点プロジェクト】地域省エネルギービジョンの推進
1. 資源・エネルギーを大切にした循環型のまち	1-2 新エネルギーの導入	○新エネルギーの導入・利用促進○省エネルギー対策の推進
(地球環境)	1-3 循環型まちづくりの形成	○分別収集の徹底・ごみの減量・資源のリサイクル化の推進 ○不法投棄対策 ★【重点プロジェクト】空き家対策の推進
2. 健康で安心して暮らせる まち (生活環境)	2-1 河川や海の水質をきれいにしよ う	○公共下水道などの整備○監視・測定の継続実施○水質浄化活動の推進★【重点プロジェクト】家庭や事業所からの排水対策の推進
	2-2 空気をきれいにしよう	○自動車排ガス対策の推進○事業場排ガス対策の推進○悪臭防止対策の推進○大気環境情報の提供
	2-3 騒音・振動や有害化学物質による汚染を防ごう	○騒音・振動対策の推進○監視・測定の実施○有害化学物質対策の推進
	2-4 魅力ある街並みを育てよう	○公園の整備と維持管理○まちの緑化の推進★【重点プロジェクト】市民参画による環境活動の推進

出典:「行橋市環境基本計画」平成29年1月 行橋市

表 3-2.95(2) 行橋市環境基本計画における基本目標及び基本施策

基本目標	基本施策	取り組みの方向性
	3-1 水辺を守ろう	○自然的空間の創出○水質汚濁対策・筋水対策の推進○水辺とのふれあい創出★【重点プロジェクト】水辺の維持管理活動の推進
3. 自然や文化を身近に感じられるまち (白然環境)	3-2 農地や森林を守ろう	○農地の保全対策の推進○森林の保全対策の推進○農林業とのふれあい創出
(自然環境)	3-3 さまざまな生き物を守ろう	○生息・生育環境の保全対策の推進○希少生物の保護対策の推進○生き物の保全活動の活発化
	3-4 歴史や文化を大切にしよう	○歴史的環境資源の保全○情報提供の充実化○歴史的環境資源とのふれあい創出
4. みんなで快適な環境づくりに取り組むまち (参加と協働)	4-1 環境に関する情報を蓄えよう	○環境情報の収集・整理○環境情報の公開○環境情報の活用の推進
	4-2 環境教育・学習を進めよう	○学習教材の充実化・指導者の育成 ○環境イベント等の充実化 ○子どもたちへの環境教育の充実化
	4-3 活発な環境活動を進めよう	○環境活動の活発化○パートナーシップの構築

出典:「行橋市環境基本計画」平成29年1月 行橋市

② 行橋市ごみ処理基本計画

行橋市では、ごみ処理問題に総合的・計画的に対応するために、平成23年3月に平成23年度から平成37年度(令和7年度)までの15年間を計画期間とする行橋市ごみ処理基本計画が策定されています。

この計画は、市内で発生する一般廃棄物処理に関し、長期的な対応をするものとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日 法律第137号〈改正〉令和元年6月14日 法律第37号)第6条第1項に基づき策定されたものであり、総合計画等の上位計画と整合性を保ちつつ、将来におけるごみ処理問題を総合的・計画的に対応するための基礎資料となるもので、おおむね5年ごとに見直しすることとなっています。

行橋市ごみ処理基本計画の基本方針及び主要施策を表 3-2.96 に示します。

表 3-2.96 行橋市ごみ処理基本計画における基本方針及び主要施策

基本方針	主要施策
地球温暖化等の環境問題に対処すると共に、 ごみ処理の合理化と効率化を図るため、「本 基本計画」に基づき、ごみの減量・資源のリ サイクル化に関する取組みを推進する。同時 に不適正処理対策の強化に努める。	(1)分別収集の徹底・ごみの減量・資源のリサイクル化(2)不適正処理対策(3)リサイクルプラザの建設(4)地球温暖化対策の検討

出典:「行橋市ごみ処理基本計画」平成23年3月 行橋市

(3) 築上町

築上町では、廃棄物処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号 〈改正〉令和元年 6 月 14 日 法律第 37 号)第 6 条第 1 項に基づき、平成 30 年 2 月に平成 23 年度から平成 32 年度(令和 2 年度)までの 10 年間を計画期間とする一般廃棄物処理計画(見直し分)が策定されています。

一般廃棄物処理計画の基本方針を表 3-2.97 に、計画目標を表 3-2.98 に示します。

表 3-2.97 一般廃棄物処理計画における基本方針

基本方針

① 環境への配慮を図る
② 3R を基調とした施策を進める
③ 町民・事業者・行政一体でごみ処理に取り組む
④ 環境教育の充実を図る

出典:「一般廃棄物処理計画(見直し分)」平成30年2月 築上町

表 3-2.98 一般廃棄物処理計画における減量化・資源化目標

項目	平成 32 年度目標値
ごみの総排出量削減目標	1人1日あたりの排出量を平成22年度の789g/人・日から目標年度には780g以下に削減します。
リサイクルの目標	リサイクル率を、平成 22 年度の 47.03%から 目標年度には 53%以上とします。

出典:「一般廃棄物処理計画(見直し分)」平成30年2月 築上町